

<改正要旨>

平成25年4月1日の号俸調整に関する人事院規則の制定等を踏まえた改正。

<改正する就業規則>

国立大学法人大阪大学教職員給与規程

国立大学法人大阪大学任期付教職員給与規程

「国立大学法人大阪大学教職員給与規程」の一部改正（案）

現 行

(略)

(昇給)

第15条 教職員（指定職を除く。）の昇給は、次条で定める日に、同日前1年間におけるその者の勤務成績に応じて、行うものとする。ただし、勤務成績が良好でない者については、昇給を行わないことがある。

2 前項の規定により昇給を行う場合における昇給の号俸数は、同項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した教職員の昇給の号俸数を4号俸（一般職基本給表（一）の適用を受ける教職員でその職務の級が7級以上であるもの及び同表以外の各基本給表の適用を受ける教職員でその職務の級がこれに相当するものとして大学が認めた教職員にあっては、3号俸）とすることを標準として、これを決定するものとする。

3 第1項及び第2項の規定にかかわらず、55歳（技能、労務の職務に従事する職員にあっては57歳）を超える教職員については、昇給を行わない。ただし、大学が特に必要と認めた者については、この限りでない。

4
5 } (略)

(略)

附 則

（施行期日）

1 この改正は、平成18年4月1日から施行する。

改 正（案）

(略)

(同左)

第15条 同左

2 同左

3 同左

4
5 } (略)

(略)

附 則

（同左）

1 同左

2
{
1 1}

(平成22年1月1日までの間における昇給に関する特例)

1 2 平成19年1月1日の昇給時期においては、第15条第1項中「1年間」とあるのは「9月間」、同条第2項中「4号俸」とあるのは「2号俸」、「3号俸」とあるのは「1号俸」として、これを適用する。

1 3 平成20年1月1日、平成21年1月1日及び平成22年1月1日の昇給時期においては、第15条第2項中「4号俸」とあるのは「3号俸」、「3号俸」とあるのは「2号俸」として、これを適用する。

1 4
{
1 5}

(略)

2
{
1 1}

(同左)

1 2 同左

1 3 同左

1 4
{
1 5}

(略)

附 則

(施行期日)

1 この改正は、平成25年4月1日から施行する。

(平成25年4月1日における号俸の調整)

2 平成25年4月1日において31歳以上39歳未満の教職員（職務の級における最高の号俸を受ける教職員及び指定職基本給表の適用を受ける教職員を除く。）のうち、平成19年1月1日、平成20年1月1日又は平成21年1月1日に昇給した教職員（その他これに準ずる者を含む。）の平成25年4月1日における号俸を1号俸上位の号俸とすることができるものとする。

「国立大学法人大阪大学任期付教職員給与規程」の一部改正（案）

現 行	改 正（案）
(略)	(略)
(昇給)	(同左)
第14条 教職員（指定職を除く。）の昇給は、次条で定める日に、同日前1年間におけるその者の勤務成績に応じて、行うものとする。ただし、勤務成績が良好でない者については、昇給を行わないことがある。	第14条 同左
2 前項の規定により昇給を行う場合における昇給の号俸数は、同項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した教職員の昇給の号俸数を4号俸（一般職基本給表（一））適用を受ける教職員でその職務の級が7級以上であるもの及び同表以外の各基本給表の適用を受ける教職員でその職務の級がこれに相当するものとして大学が認めた教職員にあっては、3号俸）とすることを標準として、これを決定するものとする。	2 同左
3 第1項及び第2項の規定にかかわらず、55歳（技能、労務の職務に従事する職員にあっては57歳）を超える教職員については、昇給を行わない。ただし、大学が特に必要と認めた者については、この限りでない。	3 同左
4 5 } (略)	4 5 } (略)
(略)	(略)
附 則 (施行期日)	附 則 (同左)
1 この改正は、平成18年4月1日から施行する。	1 同左

2
{
1 1}

(平成22年1月1日までの間における昇給に関する特例)

1 2 平成19年1月1日の昇給時期においては、第14条第1項中「1年間」とあるのは「9月間」、同条第2項中「4号俸」とあるのは「2号俸」、「3号俸」とあるのは「1号俸」として、これを適用する。

1 3 平成20年1月1日、平成21年1月1日及び平成22年1月1日の昇給時期においては、第14条第2項中「4号俸」とあるのは「3号俸」、「3号俸」とあるのは「2号俸」として、これを適用する。

1 4
{
1 5}

(略)

2
{
1 1}

(同左)

1 2 同左

1 3 同左

1 4
{
1 5}

(略)

附 則

(施行期日)

1 この改正は、平成25年4月1日から施行する。

(平成25年4月1日における号俸の調整)

2 平成25年4月1日において31歳以上39歳未満の教職員（職務の級における最高の号俸を受ける教職員及び指定職基本給表の適用を受ける教職員を除く。）のうち、平成19年1月1日、平成20年1月1日又は平成21年1月1日に昇給した教職員（その他これに準ずる者を含む。）の平成25年4月1日における号俸を1号俸上位の号俸とすることができるものとする。

国立大学法人大阪大学教職員給与規程（案）

第1章 総則

（目的）

第1条 この規程は、国立大学法人大阪大学(以下「大学」という。)に常時勤務する教職員のうち、国立大学法人大阪大学教職員就業規則(以下「就業規則」という。)の適用を受ける者(以下「教職員」という。)について、同規則第25条の規定に基づき、その給与に関する事項を定めることを目的とする。

（法令との関係）

第2条 教職員の給与に関しては、労働基準法(昭和22年法律第49号。以下「労基法」という。)その他の法令に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

（給与の種類）

第3条 教職員の給与は、基本給、賞与及び諸手当として支給する。

- 2 賞与は、期末手当及び業績手当からなるものとする。ただし、第11条第1項第4号に規定する指定職基本給表の適用を受ける教職員(以下「指定職」という。)の賞与は、期末特別手当としてこれを支給する。
- 3 諸手当は、基本給の調整額、管理職手当、医師等調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、高所作業手当、爆発物取扱等作業手当、死体処理手当、放射線取扱手当、異常圧力内作業手当、夜間看護等手当、ドクターヘリ搭乗手当、超過勤務手当、休日手当、夜勤手当及び宿日直手当からなるものとする。

（給与の支給日等）

第4条 基本給は、毎月17日に支給する。ただし、17日が日曜日に当たるときは15日(15日が休日に当たるときは、18日)に、土曜日に当たるときは16日に、休日(月曜日に限る。)に当たるときは18日にこれを支給する。

- 2 基本給は毎月末を締切日とし、各月の末日までに、欠勤等の事由により、前項の規定に基づき支給した基本給と本来支給すべき基本給との間に過不足が生じた場合には、原則として、翌月の基本給において、これを清算する。ただし、やむを得ない事由がある場合には、その清算時期を遅らせることがある。
- 3 賞与は、第20条第2項及び第3項に規定する場合を除き、毎年6月30日及び12月10日に支給する。ただし、支給日が日曜日に当たるときは支給日の前々日に、土曜日に当たるときは支給日の前日に支給する。
- 4 基本給の調整額、管理職手当、医師等調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当及び通勤手当は、基本給の支給日に支給する。
- 5 高所作業手当、爆発物取扱等作業手当、死体処理手当、放射線取扱手当、異常圧力内作業手当、夜間看護等手当、ドクターヘリ搭乗手当、超過勤務手当、休日手当、夜勤手当及び宿日直手当は、当該手当の支給要件となる事実が発生した月の翌月の基本給の支給日に支給する。ただし、事務処理上やむを得ない事情が存在する場合には、翌々月に支給することがある。
- 6 第1項、第4項及び前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる非常の場合の費用に充てるため、請求があった場合には、既往の勤務に対する基本給及び諸手当を速やかに支給する。教職員が退職し若しくは解雇されたとき、又は大学が特に必要と認めたときも、同様とする。
 - (1) 教職員又はその収入によって生計を維持している者が結婚若しくは出産し、疾病にかかり、災害に遭い、又は死亡したため、費用を必要とするとき。
 - (2) 教職員又はその収入によって生計を維持している者がやむを得ない事情により1週間以上にわたって帰郷するとき。

（給与の支給原則等）

第5条 給与は、教職員に直接、その全額を通貨で支給する。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものは、給与からこれを控除して支給する。
 - (1) 源泉所得税
 - (2) 住民税
 - (3) 共済組合保険料
 - (4) 雇用保険料
 - (5) 前各号に定めるものほか、労基法第24条第1項ただし書に基づく協定により、給与からの控除が認められたもの
- 3 第1項の規定にかかわらず、教職員の同意を得た場合には、給与はその指定する銀行その他の金融機関における預貯金口座等へ振り込むことにより、これを支給する。

（日割計算等）

第6条 月の途中で、教職員となった者、昇格、昇給等により基本給の額に変動を生じた者及び退職し、又は解雇された者の基本給は、日割計算に基づき、これを支給する。

- 2 前項の日割計算は、その期間の総日数から国立大学法人大阪大学教職員の労働時間、休日及び休暇等に関する規程(以下「労

働時間規程」という。)第8条に規定する所定休日の日数を差し引いた日数を基礎として、これを行う。

- 3 第1項の規定にかかるわらず、教職員が死亡したときは、その月の末日まで勤務したものとして、基本給を支給する。
- 4 前3項の規定は、基本給の調整額、管理職手当、医師等調整手当及び地域手当の支給について準用する。

(勤務1時間当たりの給与額の算出)

第7条 第37条から第39条まで及び第43条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、基本給及び基本給の調整額並びにこれらの給与に対する地域手当、管理職手当及び医師等調整手当の月額の合計額を1か月当たりの平均所定労働時間数で除して得た額とする。

- 2 前項の規定にかかるわらず、第37条から第39条までに規定する勤務1時間当たりの給与額は、当該勤務が、高所作業手当、爆発物取扱等作業手当、死体処理手当、放射線取扱手当又は異常圧力内作業手当が支給されることとなる作業又は業務に該当する場合は、当該業務に係る勤務1時間当たりの手当の額(1日単位で支給されるものにあっては、その額を8で除した額、1月単位で支給されるものにあっては、その額を1か月当たりの平均所定労働時間数で除した額)を前項に定める額に加算した額とする。

(端数計算)

第8条 第37条から39条までの規定により勤務1時間につき支給する超過勤務手当、休日手当又は夜勤手当の額及び第43条に規定する勤務1時間あたりの給与額を算定する場合において、その額に50銭未満の端数を生じたときは、これを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときは、これを1円に切り上げるものとする。

(端数の処理)

第9条 この規程により計算した給与の確定金額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

第2章 基本給

(基本給の支給)

第10条 基本給は、次条の基本給表に定める級及び号俸に基づき、これを支給する。

(基本給表の種類等)

第11条 基本給表の種類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 一般職基本給表(別表第1)
 - ア 一般職基本給表(一)
 - イ 一般職基本給表(二)
- (2) 教育職基本給表(別表第2)
 - ア 教育職基本給表(一)
 - イ 教育職基本給表(二)
- (3) 医療職基本給表(別表第3)
 - ア 医療職基本給表(A)
 - イ 医療職基本給表(B)
- (4) 指定職基本給表(別表第4)

- 2 前項の基本給表に定める基本給の額は、国家公務員等の給与改定状況のほか、大学の財務状況等を勘案し、これを改定するものとする。

(初任給)

第12条 新たに教職員として採用した者の初任給は、その者の学歴、免許、資格、職務経験等のほか、他の教職員との均衡を考慮して、その級及び号俸を決定する。

(昇格)

第13条 就業規則第12条の規定により昇任した教職員については、その者が従事する職務に応じた上位の級に、これを昇格させることができる。

- 2 勤務成績が優秀な教職員については、その者が従事する職務に応じ、かつ、総合的な評価に基づき、1級上位の級にこれを昇格させることができる。

(基本給表を異にする異動等における級の格付け)

第14条 教職員を基本給表の適用を異にして他の職務に異動させる場合、又は基本給表の適用を異にすることなく初任給の基準の異なる他の職種に異動させる場合には、その異動後の職種に応じ、級の格付けを行う。

(昇給)

- 第15条 教職員(指定職を除く。)の昇給は、次条で定める日に、同日前1年間におけるその者の勤務成績に応じて、行うものとする。ただし、勤務成績が良好でない者については、昇給を行わないことがある。
- 2 前項の規定により昇給を行う場合における昇給の号俸数は、同項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した教職員の昇給の号俸数を4号俸(一般職基本給表(一)の適用を受ける教職員でその職務の級が7級以上であるもの及び同表以外の各基本給表の適用を受ける教職員でその職務の級がこれに相当するものとして大学が認めた教職員にあっては、3号俸)とすることを標準として、これを決定するものとする。
- 3 第1項及び第2項の規定にかかわらず、55歳(技能、労務の職務に従事する職員にあっては57歳)を超える教職員については、昇給を行わない。ただし、大学が特に必要と認めた者については、この限りでない。
- 4 前3項の規定にかかわらず、教職員の昇給は、その属する職務の級における最高の号俸を超えて行うことができないものとする。
- 5 本条の規定にかかわらず、財務状況の悪化その他やむを得ない事由がある場合には、昇給の時期を延期し、又は昇給を行わないことがある。

(昇給の時期)

第16条 前条第1項の規定による昇給の時期は、原則として1月1日とする。

(特別の場合の昇給)

第17条 教職員が就業規則第36条の規定により表彰をされた場合その他特に必要と認められる場合には、前2条の規定にかかわらず、昇給させることがある。

(上位資格を取得した場合における号俸の決定)

第18条 教職員が現に受けている級及び号俸より上位の級又は号俸を初任給として受けるべき資格を取得した場合(昇格の規定の適用を受ける場合を除く。)には、上位の号俸をその者の号俸として決定することができる。

(降格及び降給)

第19条 就業規則第21条第1項各号のいずれかに該当する教職員については、その者が従事する職務に応じた下位の級にこれを降格し、又は1号俸以上下位の号俸に降給させることがある。

第3章 賞与

(賞与の支給)

第20条 賞与は、毎年6月1日又は12月1日(以下「基準日」という。)に大学に在籍する教職員に対して、次条以下の規定に基づき、これを支給する。基準日の前日から起算してそれ以前の1か月間に死亡した教職員(指定職にあっては、その死亡時において指定職であった者)についても、同様とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する教職員に対しては、賞与を支給しない。
- (1) 就業規則第14条第1項の規定に基づく休職期間中の教職員のうち、給与の支給を受けていない者
 - (2) 就業規則第37条第2項第3号の規定に基づく停職期間中の者
 - (3) 基準日から支給日までの間に、就業規則第21条第2項第2号若しくは第3号に規定する理由に基づき解雇され、又は同規則第37条第2項第5号の規定に基づき懲戒解雇された者
 - (4) その他前各号の規定に準ずる者
- 3 前項に規定する場合のほか、財務状況の悪化その他やむを得ない事由が存在する場合(当該教職員について前項第3号に規定する解雇又は懲戒解雇の事由が明白に存在する場合を含む。)には、賞与を支給せず、又はその支給日を遅らせることがある。

(期末手当)

第21条 期末手当は、指定職以外の教職員に対し、基準日から起算してそれ以前の6か月間(在職期間が6か月に満たない者については、その在職期間。以下、次条において「算定基礎期間」という。)における勤務日数を勘案して、その者の職責に応じてこれを支給する。

- 2 期末手当の額は、その期ごとに決定する。

(業績手当)

第22条 業績手当は、大学の財務状況等を勘案しつつ、指定職以外の教職員に対し、その者の職責及び勤務成績に応じて、これを支給する。

- 2 前項の勤務成績の評価は、算定基礎期間における勤務を対象として、これを行う。
- 3 業績手当の額は、その期ごとに決定する。

(期末特別手当)

第23条 期末特別手当は、指定職に対して、これを支給する。

2 期末特別手当の額は、その期ごとに決定する。

第4章 諸手当

(基本給の調整額)

第24条 職務の複雑さ、困難さ、責任の程度、労働の強度、勤務時間、就労環境その他の労働条件が、同じ職務の級に属する他の教職員と比べて著しく特殊な教職員については、その職務の特殊性に基づき、基本給の調整を行うことができる。

2 前項の規定による基本給の調整を行う職は、別表第5に掲げる勤務箇所に勤務する同表の教職員欄に掲げる教職員の占める職とする。

3 前項の調整額は、当該教職員に適用される基本給表及び職務の級に応じて、別表第6に掲げる調整基本額（その額が基本給月額の100分の4.5を超えるときは、基本給月額の100分の4.5に相当する額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。ただし、教育職基本給表（一）適用者を除く。）に別表第5の調整数を乗じて得た額とする。

4 前項の規定にかかわらず、基本給の調整額が基本給月額の100分の25を超えるときは、基本給月額の100分の25に相当する額とする。ただし、教育職基本給表（一）適用者については、この限りでない。

(管理職手当)

第25条 管理職手当は、指定職を除く管理又は監督の地位にある教職員（以下「管理職」という。）に対して、これを支給する。

2 前項の管理職の範囲については、別に定める。

3 管理職手当の月額は、当該教職員に適用される基本給表、職務の級及び職責区分に応じて、別表第7に掲げる支給額とする。

4 管理職手当及び指定職の基本給には、第39条に規定する夜勤手当が含まれるものとする。

5 管理職が、月の初日から末日までの全期間にわたって勤務しなかった場合（労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号。以下「労災保険法」という。）第7条第1項第1号に規定する業務災害（以下この規程の第41条において「業務災害」という。）に遭い、療養のため勤務しないことを大学が特に認めた場合を除く。）には、その月の管理職手当は支給しない。

6 前5項に規定するほか、管理職手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

(医師等調整手当)

第26条 医学又は歯学に関する専門的知識を必要とし、かつ、大学が別に定める職に新たに採用され又は当該職に異動した教職員（教育職基本給表（一）の適用を受ける教職員であって、医師免許証又は歯科医師免許証を有する者に限る。）に対しては、月額50,000円を超えない範囲内の額を採用又は異動（以下「採用等」という。）の日から35年以内の期間、医師等調整手当として支給する。

2 前項の手当の額は、採用等の日から1年を経過するごとにその額を減じるものとし、その月額は、採用等の日以後の期間の区分に応じ、別表第8に掲げる額とする。

3 前2項に規定するほか、医師等調整手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

(扶養手当)

第27条 扶養手当は、指定職を除く扶養親族のある教職員に対して、これを支給する。

2 前項の扶養親族は、次の各号のいずれかに該当する者であって、他に生計の途がなく、主としてその教職員の扶養を受けているものとする。

- (1) 配偶者（教職員と内縁関係にある者を含む。以下同じ。）
- (2) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子及び孫
- (3) 満60歳以上の父母及び祖父母
- (4) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹
- (5) 重度心身障害者

3 扶養手当の月額は、前項第1号の扶養親族については13,000円、同項第2号から第5号までの扶養親族については各6,500円（教職員に配偶者がいない場合にあっては、そのうち1人については11,000円）とする。

4 前項の規定にかかわらず、扶養親族である子の中に、満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間（以下「特定期間」という。）にある子がいる場合、その扶養手当の月額は、5,000円に特定期間にある当該扶養親族である子の数を乗じて得た額を、同項の規定による額に加算した額とする。

5 前4項に規定するもののほか、扶養手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

(地域手当)

第28条 地域手当は、大阪府大阪市、同吹田市、同豊中市、同茨木市、同枚方市、同箕面市及び兵庫県尼崎市に所在する大学の施設を勤務地とする教職員に対して、これを支給する。

2 地域手当の月額は、基本給、基本給の調整額、管理職手当及び扶養手当の月額の合計額に、100分の12を乗じて得た額とする。

(住居手当)

第29条 住居手当は、自ら居住するために住居（貸間を含む。）を借り受け、月額12,000円を超える家賃（使用料を含む。以下同じ。）を支払っている教職員（指定職並びに国立大学法人、その他の独立行政法人等及び国の機関から貸与された宿舎に居住している者を除く。）に対して、これを支給する。

2 住居手当の月額は、次の各号に掲げる教職員の区分に応じて、それぞれ次に掲げる額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）に相当する額とする。

(1) 月額23,000円以下の家賃を支払っている教職員

家賃の月額から12,000円を控除した額

(2) 月額23,000円を超える家賃を支払っている教職員

家賃の月額から23,000円を控除した額の2分の1（その控除した額の2分の1が16,000円を超えるときは、16,000円）を11,000円に加算した額

3 前2項に規定するもののほか、住居手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

(通勤手当)

第30条 通勤手当は、次の各号に掲げる教職員の区分に応じて、当該各号に定める金額を支給する。

(1) 通勤のため電車等の公共交通機関又は有料の道路（以下「交通機関等」という。）を利用する教職員にあっては、支給単位期間につき、別に定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（以下「運賃等相当額」という。）とする。ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下「1か月当たりの運賃等相当額」という。）が55,000円を超えるときは、支給単位期間につき、55,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額（その者が2以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、1か月当たりの運賃等相当額の合計額が55,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）とする。

(2) 通勤のため自動車等の交通手段を使用することを常例とする教職員にあっては、次に掲げる教職員の区分に応じて、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額とする。

ア 自動車等の使用距離（以下この号において「使用距離」という。）が片道5キロメートル未満である教職員 2,000円

イ 使用距離が片道5キロメートル以上10キロメートル未満である教職員 4,100円

ウ 使用距離が片道10キロメートル以上15キロメートル未満である教職員 6,500円

エ 使用距離が片道15キロメートル以上20キロメートル未満である教職員 8,900円

オ 使用距離が片道20キロメートル以上25キロメートル未満である教職員 11,300円

カ 使用距離が片道25キロメートル以上30キロメートル未満である教職員 13,700円

キ 使用距離が片道30キロメートル以上35キロメートル未満である教職員 16,100円

ク 使用距離が片道35キロメートル以上40キロメートル未満である教職員 18,500円

ケ 使用距離が片道40キロメートル以上45キロメートル未満である教職員 20,900円

コ 使用距離が片道45キロメートル以上50キロメートル未満である教職員 21,800円

サ 使用距離が片道50キロメートル以上55キロメートル未満である教職員 22,700円

シ 使用距離が片道55キロメートル以上60キロメートル未満である教職員 23,600円

ス 使用距離が片道60キロメートル以上である教職員 24,500円

(3) 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする教職員にあっては、第1号及び第2号に掲げる額の合計額（1か月当たりの運賃等相当額及び前号に定める額の合計額が55,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち、最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）とする。ただし、自動車等の使用距離が2キロメートル未満である教職員に支給する通勤手当の月額は、第1号により算出した額とし、その額が前号に定める額に満たないときは、前号に定める額とする。

(4) 前3号に規定する通勤手当は、徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離（一般に利用しうる最短の経路の長さによるものとする。）が片道2キロメートル未満である者には支給しない。

2 通勤手当は、支給単位期間（大学が別に定める通勤手当にあっては、別に定める期間）に係る最初の月の第4条に定める日に支給する。

3 通勤手当を支給される教職員につき、離職その他の別に定める事由が生じた場合には、当該教職員に、支給単位期間のうちこれらの事由が生じた後の期間を考慮して別に定める額を返納させるものとする。

4 この条において「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として6か月を超えない範囲内で1か月を単位として別に定める期間（自動車等に係る通勤手当にあっては、1か月）をいう。

5 前項までに規定するもののほか、通勤手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

(高所作業手当)

第31条 高所作業手当は、大学の施設部に所属する教職員が地上15メートル以上の足場の不安定な場所で、営繕工事の監督に従事した場合に、これを支給する。

2 前項の手当の額は、作業に従事した日1日につき、200円（当該作業が地上30メートル以上の場所で行われたときは、300円）

とし、作業に従事した時間が4時間に満たないときは、その額に100分の60を乗じて得た額とする。

(爆発物取扱等作業手当)

第32条 爆発物取扱等作業手当は、教職員のうち一般職基本給表(一)の適用を受ける教職員が高圧ガスを製造し、又は充填する作業に直接従事した場合に、これを支給する。

2 前項の手当の額は、作業に従事した日1につき300円とし、作業に従事した時間が4時間に満たないときは、180円とする。

(死体処理手当)

第33条 死体処理手当は、次の各号に掲げる場合に支給するものとし、その手当の額は作業に従事した日1につき、当該各号に定める額とする。ただし、同一の日において第1号及び第2号の作業の双方に従事した場合には、第2号の作業に係る手当を支給しない。

(1) 医学部又は医学系研究科に所属する教職員のうち一般職基本給表の適用を受ける教職員が、所属部局における死体の処理作業に従事したとき。 3,200円

(2) 一般職基本給表の適用を受ける教職員が、教育研究に必要な死体の外部からの引き取り又は搬送の作業に従事したとき。
1,000円

(放射線取扱手当)

第34条 放射線取扱手当は、次に掲げる業務に従事した場合に、これを支給する。

(1) 診療放射線技師又は診療エックス線技師若しくはこれに準ずる勤務を命じられているエックス線助手が、エックス線その他の放射線を人体に対して照射する作業に従事して、月の初日から末日までの間に外部放射線を被ばくし、その実効線量が100マイクロシーベルト以上であったことが測定により認められたとき。

(2) 前号に規定する場合のほか、大阪大学放射線障害予防通則第2条に定める施設の管理区域内において、放射線業務を行う教職員が、月の初日から末日までの間に外部放射線を被ばくし、その実効線量が100マイクロシーベルト以上であったことが測定により認められたとき。

2 前項の手当の額は、同項に規定する場合に該当することとなった月1月につき7,000円とする。

(異常圧力内作業手当)

第35条 異常圧力内作業手当は、教職員が高気圧治療室内において高圧の下で診療又は臨床実験の作業に従事した場合に、これを支給する。

2 前項の手当の額は、次の表に掲げる気圧の区分に応じ、作業に従事した時間1時間につき、同表に定める額とする。

気圧の区分	手当額
0.2メガパスカルまで	210円
0.3メガパスカルまで	560円
0.3メガパスカルを超えるとき	1,000円

(夜間看護等手当)

第36条 夜間看護等手当は、助産師、看護師又は准看護師が、所定の勤務時間による勤務の一部又は全部が午後10時から翌日午前5時までの間(以下「深夜」という。)に行われる看護等の業務に従事した場合に、これを支給する。

2 前項の手当の額は、その勤務1回につき、次の表に定める額とする。

勤務の区分	
勤務時間が深夜の全部を含む勤務	9,000円
深夜における勤務時間が4時間以上の勤務	4,400円
深夜における勤務時間が2時間以上4時間未満の勤務	3,800円
深夜における勤務時間が2時間未満の勤務	2,600円

3 助産師、看護師又は准看護師(徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満である教職員及び第30条第1項第2号の規定に該当し、同条の規定による手当の支給を受けている教職員を除く。)が深夜における勤務の交替に伴う通勤を行う場合における第1項の業務に係る手当額については、前項の規定にかかわらず、教職員の区分に応じて、次の表に定める額を加算した額とする。

教職員の区分	手当額
通勤距離(通勤手当の認定にかかる総通勤距離をいう。以下同じ。)が片道5キロメートル未満の教職員	380円
通勤距離が片道5キロメートル以上10キロメートル未満の教職員	760円
通勤距離が片道10キロメートル以上の教職員	1,140円

(ドクターヘリ搭乗手当)

第36条の2 ドクターヘリ搭乗手当は、教育職基本給表(一)の適用者であつて医師免許証を有する者、及び医療職基本給表(B)の適用者が、救急現場等から医療機関に搬送するまでの間、患者に救命医療を行うためにドクターヘリ(救急医療用の医療機器等を装備したヘリコプターをいう。)に搭乗し、救急医療等の業務に従事した場合に、これを支給する。

2 前項の手当の額は、その業務1回につき1,900円とする。

(超過勤務手当)

第37条 労働時間規程第5条第1項又は第6条第1項に基づき、超過勤務を命じられた教職員には、当該超過勤務を命じられた時間1時間につき、第7条に規定する勤務1時間当たりの給与額の100分の125(その勤務が深夜に行われた場合は、100分の150)を超える勤務手当として支給する。

2 前項の規定にかわらず、超過勤務を命じられた時間が労働時間規程第5条第1項又は第6条第1項に基づく休日勤務(法定休日における勤務を除く。)を命じられた時間を含め、1か月につき60時間を超える場合には、その超える部分について、勤務1時間当たりの給与額の100分の150(その勤務が深夜に行われた場合は、100分の175)を超える勤務手当又は次条に定める休日手当として支給する。

3 前2項の規定にかかわらず、管理職及び指定職のほか、労基法第41条第2号に規定する機密の事務を取り扱う者に該当する教職員には、超過勤務手当を支給しない。

(休日手当)

第38条 労働時間規程第5条第1項又は第6条第1項に基づき、休日勤務を命じられた教職員には、当該休日勤務を命じられた時間1時間につき、第7条に規定する勤務1時間当たりの給与額の100分の135(その勤務が深夜において行われるときは、100分の160)を休日手当として支給する。

2 前条第3項の規定は、休日手当について、これを準用する。

(夜勤手当)

第39条 労働時間規程第7条第1項に基づき、深夜に勤務することを命じられた教職員には、当該勤務を命じられた時間1時間につき、第7条に規定する勤務1時間当たりの給与額の100分の25を夜勤手当として支給する(前2条の規定により、深夜に勤務を命じられた時間を含めて、超過勤務手当又は休日手当が支給される場合を除く。)。

(宿直手当)

第40条 労働時間規程第10条に基づき、宿直又は日直を命じられた教職員には、別に定めるところにより、宿直手当を支給する。

(併給禁止)

第40条の2 第24条の規定により基本給の調整額を受ける教職員(別表第5第5号に係るものに限る。)には、放射線取扱手当は支給しない。

2 高所作業手当の支給される日については、爆発物取扱等作業手当は支給しない。ただし、支給されないこととなる爆発物取扱等作業手当の額が高所作業手当の額を超えるときは、爆発物取扱等作業手当を支給し、高所作業手当は支給しない。

第5章 給与の特例等

(休職期間中の給与)

第41条 教職員が業務災害に遭い、療養のため、就業規則第14条第1項第1号の規定に基づく休職に付された場合には、その休職の期間中、給与の全額(労災保険法第14条に規定する休業補償給付(休業特別支給金を含む。)を受けたときは、これを控除した額)を支給する。

2 前項に規定する場合を除き、教職員が就業規則第14条第1項第1号に基づく休職に付された場合には、その休職の期間中、給与を支給しない。教職員が刑事事件に関して起訴され、就業規則第14条第1項第2号の規定に基づく休職に付された場合も、同様とする。

3 教職員が就業規則第14条第1項第3号及び第4号の規定に基づく休職に付された場合には、その休職の期間中、基本給、基本給の調整額、扶養手当、地域手当、住居手当(以下「基本給等の月額」という。)、期末手当及び期末特別手当のそれぞれ100分の70(就業規則第14条第1項第3号に該当する場合であつて当該教職員が業務災害に遭ったと認められるときは、100分の100)の範囲内で、給与を支給することができる。

4 教職員が就業規則第14条第1項第5号の規定に基づく休職に付された場合には、その休職の期間中、基本給等の月額及び期末手当、期末特別手当のそれぞれ100分の100の範囲内で、給与を支給することができる。

5 休職期間中の教職員に対しては、他に別段の定めのない限り、第1項、第3項及び前項に規定する給与を除くほか、いかなる給与も支給しない。

(派遣期間中の給与)

第41条の2 就業規則第16条の2第1項に規定する派遣については、その期間中、基本給等の月額、期末手当及び期末特別手当のそれぞれ100分の100の範囲内で、給与を支給することができる。

2 派遣期間中の教職員に対しては、他に別段の定めのない限り、前項に規定する給与を除くほか、いかなる給与も支給しない。

(特別休暇の期間中における給与の取扱い)

第42条 労働時間規程第22条に規定する特別休暇の期間中における給与の取扱いについては、別に定める。

(給与の減額)

第43条 教職員が勤務しなかった場合には、他に別段の定めのない限り、第7条に規定する勤務1時間当たりの給与額にその勤務しなかった時間数を乗じて得た額を減額して、給与を支給する。

第6章 規程の実施

(実施に関し必要な事項)

第44条 この規程の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日等)

1 この規程は、平成16年4月14日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

(給与の口座振込の同意に係る経過措置)

2 国立大学法人法(平成15年法律第112号。以下「国大法」という。)附則第4条の規定により、大学がその身分を承継した教職員(以下「承継職員」という。)のうち、この規程が適用される日(以下「適用日」という。)の前日において、その同意に基づき給与の口座振込を行っていた者については、本規程第5条第3項の規定にかかわらず、その適用日以降に支給される給与についても、口座振込について同意があったものとする。

(調整手当の異動保障廃止に伴う経過措置)

3 承継職員のうち、適用日の前日において、一般職の職員の給与に関する法律(昭和25年法律第95号。以下「給与法」という。)第11条の7の規定に基づく認定を受けていた者については、本規程第28条の規定にかかわらず、その適用日以降においても、給与法第11条の7の規定により、調整手当を支給する。

(住居手当のうち単身赴任手当受給者の配偶者に係る住居手当廃止に伴う経過措置)

4 承継職員のうち、この規程の適用日の前日において、給与法第11条の9第1項第3号の規定に基づく認定を受けていた者については、平成19年3月31日までの間に限り、本規程第29条の規定にかかわらず、給与法第11条の9第1項第3号の規定により、住居手当を支給する。ただし、その支給要件を喪失した場合は、この限りではない。

(通勤手当の特別料金廃止に伴う経過措置)

5 承継職員のうち、この規程の適用日の前日において、給与法第12条第3項の規定に基づく認定を受けていた者については、平成19年3月31日までの間に限り、本規程第30条の規定にかかわらず、給与法第12条第3項により、通勤手当を支給する。ただし、その支給要件を喪失した場合は、この限りではない。

(単身赴任手当の廃止に伴う経過措置)

6 承継職員のうち、この規程の適用日の前日において、給与法第12条の2の規定に基づく認定を受けていた者については、平成19年3月31日までの間に限り、単身赴任手当を支給する。ただし、その支給要件を喪失した場合は、この限りではない。

(休職期間中の給与に関する経過措置)

7 承継職員のうち、この規程の適用日の前日において、休職に付されていた者については、第41条第2項から第4項までの規定にかかわらず、その休職期間中(延長期間を含む。)、従前の例により、給与を支給する。

(派遣期間中等の給与に関する経過措置)

8 承継職員のうち、この規程の適用日の前日において、国際機関等に派遣される一般職の国家公務員の待遇等に関する法律(昭和45年法律第117号)により国際機関等に派遣されていた者については、その派遣期間中(更新期間を含む。)、従前の例により、給与を支給する。承継職員のうち、この規程の適用日の前日において、南極地域観測の業務に従事していた者についても、同様とする。

(経過措置に係る支給日)

9 前6項の手当の支給日については、第4条第4項の規定を準用する。

(大学院担当による調整数3の廃止に伴う経過措置)

10 承継職員のうち、この規程の適用日において、人事院規則9-6(俸給の調整額)第1条第2項の規定の適用を受けたとした場合に、同規則別表第1第10号(1)の支給要件を満たす者に対する調整額は、第24条の規定にかかわらず、平成17年3月31日までの間に限り、別表第6に定める当該職務の級に対応した調整基本額を調整額として支給する。ただし、その支給要件を喪失した場合は、この限りではない。

(大学院担当による調整数1の支給要件変更に伴う経過措置)

- 11 承継職員のうち、この規程の適用日において、別表第5の支給要件を適用すれば、その要件を満たさない者のうち、平成15年度において大学院学生の指導等に従事していた者については、その者が平成16年度以降においても引き続き大学院の学生を指導する場合に限り、第24条の規定を準用し、基本給の調整額を支給する。
(平成16年4月1日付け退職者に関する特例)
- 12 承継職員のうち、平成16年4月1日付けで大学を退職した者(他の国立大学法人等に転出した者のほか、就業規則附則第2項の規定により大学の役員に就任した者を含む。)については、第6条及び第15条の規定は適用しないものとする。
(入試手当に関する特例)
- 13 第3条第3項の規定にかかわらず、当分の間、入試関係の業務に従事した教員(指定職の適用を受けている者及び管理職手当を支給されている者は除く。)に対しては、その業務内容及び法人化前の大阪大学における類似の業務に係る手当の支給状況等を考慮して、入試手当を支給することができるものとする。
(特別赴任手当に関する特例)
- 14 第3条第3項の規定にかかわらず、当分の間、大学が遠隔地に居住する者を教職員として採用した場合において、同人がやむを得ず家族と別居せざるを得ないときは、3年間を上限として、特別赴任手当を支給することができるものとする。ただし、附則第6項の適用を受ける者については、特別赴任手当を支給しないものとする。

附 則

この改正は、平成16年6月23日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

附 則

この改正は、平成17年1月19日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

附 則

この改正は、平成17年4月18日から施行し、改正後の附則第14項の規定は、平成17年4月1日から適用する。

附 則

この改正は、平成17年5月16日から施行し、平成17年4月1日から適用する。

附 則

この改正は、平成17年12月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この改正は、平成18年4月1日から施行する。
(職務の級の切替え)
- 2 平成18年4月1日(以下「切替日」という。)の前日から引き続き大学に在職する教職員の切替日における職務の級については別に定める。
(号俸の切替え)
- 3 前項の規定により切替日における職務の級を定められる教職員及び切替日の前日から引き続き指定職基本給表の適用を受けている教職員の切替日における号俸については別に定める。
(基本給月額に関する経過措置)
- 4 切替日の前日から引き続き同一の基本給表の適用を受ける教職員で、その者の受ける第11条に規定する基本給月額が、同日において受けている別表第1-Aから第4-Aまでに規定する暫定基本給月額(その額が改定された場合には、当該改定額。以下同じ。)に達しない者については、平成26年3月31日までの間、基本給月額のほか、その差額に相当する額を基本給として支給することができるものとする。ただし、第11項に定める場合のほか、当該差額相当額を基本給として支給することが適当と認められない場合は、この限りでない。
- 5 切替日の前日から引き続き基本給表の適用を受ける教職員(前項に規定する教職員を除く。)について、同項の規定による基本給を支給される教職員との権衡上必要があると認められるときは、当該教職員には、同項の規定に準じて基本給を支給することができるものとする。
- 6 切替日以後に新たに基本給表の適用を受ける教職員について、雇用の事情等を考慮して前2項の規定による基本給を支給される教職員との権衡上必要があると認められるときは、前2項の規定に準じて基本給を支給することができるものとする。
- 7 前3項の規定を適用する場合における当該教職員の基本給月額及び暫定基本給月額には、教育職基本給表(一)に定める加給金額は含まないものとし、第24条第4項の規定の適用については、同項中「基本給月額の100分の25」とあるのは、「基本給月額と暫定基本給月額との差額の合計額の100分の25」とする。
(基本給の調整額に関する経過措置)
- 8 第24条に規定する基本給の調整額の支給を受ける教職員のうち、次の各号のいずれかに該当する者で、別表第6に規定する調整基本額が、別表第6-Aに規定する暫定調整基本額に達しないものについては、第10項に掲げる期間、調整基本額のほか、

その差額に相当する額に、同項各号に定める乗率及び当該教職員に係る調整数をそれぞれ乗じて得た額を、基本給の調整額として支給することができるものとする。

(1) 切替日の前日から引き続き大学に在職する教職員

(2) 切替日以降に新たに基本給表の適用を受ける教職員で、雇用の事情等を考慮して、前号の教職員との権衡上これに準じた取扱いをする必要があると認められる教職員

(加給金額に関する経過措置)

9 別表第2の教育職基本給表(一)に規定する加給金額の支給を受ける教職員のうち、前項各号のいずれかに該当する者で、その額が、別表第2-Aの教育職基本給表(一)に規定する暫定加給金額に達しないものについては、次項に掲げる期間、加給金額のほか、その差額に相当する額に、同項各号に定める乗率を乗じて得た額を加給金額として支給することができるものとする。

(基本給の調整額及び加給金額に関する経過措置の期間等)

10 前2項の経過措置の対象となる期間及びその乗率は、次のとおりとする。

(1) 平成18年4月1日から平成19年3月31日まで 100分の100

(2) 平成19年4月1日から平成20年3月31日まで 100分の75

(3) 平成20年4月1日から平成21年3月31日まで 100分の50

(4) 平成21年4月1日から平成22年3月31日まで 100分の25

(降格又は降給処分を受けた者に関する特例)

11 前7項の規定にかかわらず、切替日の前日におけるその者が属していた職務の級に相当する職務の級より下位の職務の級に降格された者、又は切替日の前日におけるその者が受けている号俸に相当する号俸より下位の号俸に降給された者については、当該処分が切替日の前日に行われたものとして、第4項から第7項までの規定による基本給を、第8項から第10項までの規定による基本給の調整額又は加給金額を、それぞれ支給することができるものとする。

(平成22年1月1日までの間における昇給に関する特例)

12 平成19年1月1日の昇給時期においては、第15条第1項中「1年間」とあるのは「9月間」、同条第2項中「4号俸」とあるのは「2号俸」、「3号俸」とあるのは「1号俸」として、これを適用する。

13 平成20年1月1日、平成21年1月1日及び平成22年1月1日の昇給時期においては、第15条第2項中「4号俸」とあるのは「3号俸」、「3号俸」とあるのは「2号俸」として、これを適用する。

(55歳を超える教職員の昇給に関する経過措置)

14 第15条第3項本文の規定にかかわらず、平成20年1月1日の昇給時期以後、当分の間、55歳(技能又は労務の職務に従事する職員にあっては57歳)を超える教職員(教員については、歯学部附属歯科技工士学校の教員に限る。)のうち、年度末年齢が60歳以下の者については、当該規定を適用せず、同条第1項及び第2項の規定に基づき、昇給を行うものとする。ただし、その場合、第2項中「4号俸(一般職基本給表(一)の適用を受ける教職員でその職務の級が7級以上であるもの及び同表以外の各基本給表の適用を受ける教職員でその職務の級がこれに相当するものとして大学が認めた教職員にあっては、3号俸)」とあるのは「2号俸」(平成20年1月1日、平成21年1月1日及び平成22年1月1日の昇給時期においては「1号俸」)として、これを適用するものとする。

(地域手当に関する経過措置)

15 第28条の規定にかかわらず、当分の間、国立大学法人大阪大学教職員退職手当規程第5条第5項の適用を受ける機関から大学に採用された者のうち、大学が必要と認めたものについては、所定の支給割合を乗じて得た月額の地域手当を支給することができるものとする。

附 則

この改正は、平成18年7月24日から施行する。

附 則

この改正は、平成18年10月30日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この改正は、平成19年4月1日から施行する。

(基本給の調整額に関する経過措置)

2 基本給月額に加給金額の加算を受ける教職員のうち、改正規程施行日(以下「施行日」という。)の前日において、助手として第24条の規定による基本給の調整額(別表第5第1号に係るものに限る。)を受けていた助教で、加給金額が、従前の例により算出した基本給の調整額に達しない者については、当分の間、その差額を加給金額に加算して支給することができるものとする。

(管理職手当に関する経過措置)

- 3 第25条の規定により管理職手当を支給される教職員のうち、改正後の管理職手当の額が次項に規定する経過措置基準額に達しないこととなる教職員には、当該管理職手当のほか、当該管理職手当と経過措置基準額との差額に相当する額に次の各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を管理職手当として支給する。
- (1) 平成19年4月1日から平成20年3月31日まで 100分の100
 - (2) 平成20年4月1日から平成21年3月31日まで 100分の75
 - (3) 平成21年4月1日から平成22年3月31日まで 100分の50
 - (4) 平成22年4月1日から平成23年3月31日まで 100分の25
- 4 経過措置基準額とは、次の各号に掲げる教職員の区分に応じ、当該各号に定める額をいう。
- (1) 施行日の前日に適用されていた基本給表と同一の基本給表の適用を受ける教職員（以下「同一基本給表適用教職員」という。）であって、同日に属していた職務の級より下位の職務の級に属する教職員以外のもののうち、相当区分等教職員（同日において占めていた職責区分（以下「旧職責区分」という。）に相当する改正後の別表第7の職責区分欄に掲げる職責区分に対応する同表に掲げる基本給表及び職務の級を占める教職員 同日にその者が受けている管理職手当額
 - (2) 同一基本給表適用教職員であって、施行日の前日に属していた職務の級より下位の職務の級に属する教職員以外のもののうち、下位区分等相当教職員（旧職責区分より低い区分に相当する改正後の別表第7の職責区分欄に掲げる職責区分に対応する同表に掲げる基本給表及び職務の級を占める教職員をいう。以下同じ。） 同日に当該旧職責区分より低い区分に相当する改正後の別表第7の職責区分欄に掲げる区分を適用したとしたならばその者が受けることとなる管理職手当額
 - (3) 同一基本給表適用教職員であって、施行日の前日に属していた職務の級より下位の職務の級に属するもののうち、相当区分等教職員 同日にその者が当該下位の職務の級に降格したとしたならばその者が受けることとなる管理職手当額
 - (4) 同一基本給表適用教職員であって、施行日の前日に属していた職務の級より下位の職務の級に属するもののうち、下位区分等相当教職員 同日にその者が当該下位の職務の級に降格し、かつ、旧区分より低い区分に相当する改正後の別表第7の職責区分欄に掲げる区分を適用したとしたならばその者が受けることとなる管理職手当額
 - (5) 施行日以後に基本給表の適用を異にする異動をした教職員（施行日以降に新たに基本給表の適用を受けることとなった教職員を除く。） 施行日の前日に当該異動をしたものとした場合に前各号の規定に準じてその者が受けることとなる管理職手当額
- 5 第2項から前項までの規定にかかわらず、施行日以降に新たに基本給表の適用を受けることとなった教職員で、雇用の事情等を考慮してその必要があると認められる教職員には、前項までの教職員との均衡上これに準じた取扱いをすることができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この改正は、平成19年10月1日から施行する。
(統合に伴う特例措置)
- 2 平成19年9月30日において統合前の国立大学法人大阪外国語大学（以下「旧外大」という。）に在職しており、統合により大学に身分を承継された教職員であって、第1条にいう「教職員」に該当する者（以下「旧外大教職員」という。）のうち、この附則の施行日の前日において国立大学法人大阪外国語大学職員給与規程（以下「旧外大給与規程」という。）第3条第2項により、本人の同意に基づき給与の口座振込を行っていたものについては、第5条第3項の規定にかかわらず、当該施行日以降に支給される給与についても、口座振込について同意があったものとする。
(統合に伴う経過措置)
- 3 前項に定めるほか、旧外大教職員のうち、次表に掲げる者については、同表に定めるところにより、所要の経過措置を講ずるものとする。

該当条項	経過措置の対象者	経過措置の内容	経過措置の期間
第3条第3項	施行日の前日において、旧外大給与規程第33条に定める要件を満たし、かつ、同条に規定する管理職員特別勤務手当が支給されていない者	従前の例により、管理職員特別勤務手当を支給する。 なお、支給日については第4条第4項の規定を準用する。	当該手当を支給されるまでの間
第3条第3項及び第24条	施行日の前日において、旧外大給与規程第23条に基づく別表第5の調整数3の支給要件を満たし、施行日において引き続き当該要件を満たす者	従前の例により、調整数3の俸給の調整額を支給し、加給金は支給しない。ただし、その支給要件を満たさなくなった場合は、この限りでない。 なお、支給日については、第4条第4項の規定を準用する。	平成20年9月30日までの間
第3条第3項及び附則 (平成16年4月14日施行) 第14項	施行日の前日において、旧外大給与規程第30条に定める要件を満たし、施行日においても引	従前の例により、単身赴任手当を支給し、特別赴任手当は支給しない。ただし、その支給要件	平成22年9月30日までの間

	引き続き当該要件を満たす者	を満たさくなった場合は、この限りではない。 なお、支給日については、第4条第4項の規定を準用する。	
第26条	施行日の前日において、旧外大給与規程第25条に定める要件を満たし、施行日においても引き続き当該要件を満たす者	従前の例により、初任給調整手当を支給する。	当該手当の支給要件を喪失するまでの間
第28条及び附則（平成16年4月14日施行）第3項	施行日の前日において、旧外大給与規程第27条第4項に定める要件を満たし、施行日においても引き続き当該要件を満たす者	従前の例により、地域手当を支給する。	当該異動保障期間
第29条	施行日の前日において、旧外大給与規程第28条第3号に基づく認定を受け、施行日においても引き続き当該認定要件を満たす者	従前の例により、住居手当を支給する。ただし、その支給要件を満たさなくなった場合は、この限りでない。	平成22年9月30日までの間
第30条	施行日の前日において、旧外大給与規程第29条第3項に基づく認定を受け、施行日においても引き続き当該認定要件を満たす者	従前の例により、通勤手当を支給する。ただし、その支給要件を喪失した場合は、この限りでない。	平成22年9月30日までの間
第41条第1項、第2項、第3項又は第4項	施行日の前日において、旧外大給与規程第20条第1項、第2項、第3項、第4項、第5項又は第6項に定める要件を満たし、施行日においても引き続き当該要件を満たす者	従前の例により、給与を支給する。	当該休職期間（延長期間を含む）
第41条の2	施行日の前日において、旧外大給与規程第22条に定める要件を満たし、施行日においても引き続き当該要件を満たす者	従前の例により、給与を支給する。	当該派遣期間（延長期間を含む）

附 則

(施行期日)

- 1 この改正は、平成19年12月1日から施行し、平成19年4月1日から適用する。
(平成19年4月1日からこの附則の施行日（以下「施行日」という。）の前日までの間に新たに基本給表の適用を受けることとなった教職員の特例措置)
- 2 平成19年4月1日から施行日の前日までの間に新たに基本給表の適用を受けることとなった教職員の前項の規定は、当該基本給表の適用日以降とする。ただし、大学が特に必要と認める場合はこの限りでない。

附 則

この改正は、平成20年1月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成19年12月26日から施行する。

附 則

この改正は、平成20年5月2日から施行し、平成20年1月1日から適用する。

附 則

この改正は、平成20年12月22日から施行する。

附 則

この改正は、平成21年4月27日から施行する。

附 則

この改正は、平成21年12月1日から施行する。

附 則
この改正は、平成22年4月1日から施行する。

- 附 則
(施行期日)
- 1 この改正は、平成22年12月1日から施行する。
(55歳を超える教職員の基本給月額等)
 - 2 教職員（次の表の左欄に掲げる基本給表の適用を受け、かつその職務の級が同表の右欄に掲げる職務の級以上である者に限る。）が55歳に達した日後における最初の4月1日以後に適用する基本給表は、次項に掲げる者を除き、別表第1-IIから別表第3-IIを適用する。

基本給表	職務の級
一般職基本給表（一）	6級
教育職基本給表（一）	5級
医療職基本給表（A）	6級
医療職基本給表（B）	6級

- 3 附則（平成18年4月1日施行）第4項の規定の適用を受ける者のうち、55歳を超えるものについては、当該年齢に達した日後における最初の4月1日以後、別表第1-IIから別表第3-IIまでに規定する基本給月額が、平成18年4月1日（以下「切替日（平成18年4月）」という。）の前日に受けている職務の級及び号俸に対応する別表第1-II-Aから別表第3-II-Aまでに規定する55歳を超える教職員にかかる暫定基本給月額（その額が改定された場合には、当該改定額。以下同じ。）に達しない場合には、同項の規定にかかわらず、平成26年3月31日までの間、基本給月額のほか、その差額に相当する額を基本給として支給することができるものとする。ただし、第7項に定める場合のほか、当該差額相当額を基本給として支給することが適當と認められない場合は、この限りでない。
- 4 切替日（平成18年4月）の前日から引き続き基本給表の適用を受ける教職員（前項に規定する教職員を除く。）について、前項の規定による基本給を支給される教職員との権衡上必要があると認められるときは、当該教職員には、同項の規定に準じて基本給を支給することができるものとする。
- 5 この附則の施行日以後に新たに基本給表の適用を受ける教職員について、雇用の事情等を考慮して前2項の規定による基本給を支給される教職員との権衡上必要があると認められるときは、前2項の規定に準じて基本給を支給することができるものとする。
- 6 前3項の規定を適用する場合における当該教職員の基本給月額及び55歳を超える教職員にかかる暫定基本給月額は、教育職基本給表（一）に定める加給金額は含まないものとし、第24条第4項中「基本給月額の100分の25」とあるのは「基本給月額と55歳を超える教職員にかかる暫定基本給月額との差額の合計額の100分の25」として、これを適用する。
(降格又は降給された者（55歳を超える教職員に限る）に関する特例)
- 7 前4項の規定にかかわらず、切替日（平成18年4月）の前日におけるその者が属していた職務の級に相当する職務の級より下位の職務の級に降格された者、又は切替日（平成18年4月）の前日におけるその者が受けている号俸に相当する号俸より下位の号俸に降給された者については、当該降格等が切替日（平成18年4月）の前日に行われたものとして、基本給、基本給の調整額又は加給金額を、それぞれ支給することができるものとする。
(55歳を超える教職員の管理職手当額)
- 8 第25条の規定にかかわらず、第2項から第5項までの規定が適用される教職員に対する管理職手当の月額は、当該教職員に適用される基本給表、職務の級及び職責区分に応じて、別表第7-IIに掲げる管理職手当額とする。
- 9 前項の規定にかかわらず、附則（平成19年4月1日施行）第3項又は第5項の適用を受ける者にかかる管理職手当については、平成23年3月31日までの間、第3項第4号中「100分の25」とあるのは「100分の24.625」として、これを適用する。
(平成23年4月1日における号俸の調整)
- 10 平成23年4月1日において43歳に満たない教職員（職務の級における最高の号俸を受ける教職員及び指定職基本給表の適用を受ける教職員を除く。）のうち、平成22年1月1日に昇給した教職員（その他これに準ずる者を含む。）の平成23年4月1日における号俸を1号俸上位の号俸とすることができるものとする。

附 則
この改正は、平成23年4月1日から施行する。

附 則
この改正は、平成23年3月22日から施行し、平成22年9月1日から適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この改正は、平成23年11月28日から施行し、平成23年3月11日から適用する。
(災害応急作業等手当)
- 2 第3条第3項の規定にかかわらず、当分の間、大規模な自然災害等に対処するための作業に従事した教職員には、別に定めるところにより、災害応急作業等手当を支給する。
- 3 第7条第2項の規定にかかわらず、第37条から第39条までに規定する勤務1時間当たりの給与額は、当該勤務が、災害応急作業等手当が支給されることとなる作業に該当する場合は、当該業務に係る勤務1時間当たりの手当の額（その額を8で除した額）を同条第1項に定める額に加算した額とする。
(併給禁止)
- 4 災害応急作業等手当が支給されることとなる日については、第34条第1項各号に規定する外部放射線の実効線量測定対象期間から除くこととする。

附 則

この改正は、平成24年1月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この改正は、平成24年4月1日から施行する。
(平成24年4月1日における号俸の調整)
- 2 平成24年4月1日において36歳に満たない教職員（職務の級における最高の号俸を受ける教職員及び指定職基本給表の適用を受ける教職員を除く。）のうち、平成19年1月1日、平成20年1月1日又は平成21年1月1日に昇給した教職員（その他これに準ずる者を含む。）の平成24年4月1日における号俸を1号俸（ただし、同日において30歳に満たない教職員のうち、大学が必要と認める者にあっては、2号俸）上位の号俸とすることができるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この改正は、平成24年7月1日から施行する。
(教職員の基本給等の支給に係る特例)
- 2 第10条の規定による基本給の支給にあたっては、平成26年3月31までの間、基本給月額（附則（平成18年4月1日施行）第4項から第6項まで及び附則（平成22年12月1日施行）第2項から第5項までの規定による基本給を含む。）から、当該基本給月額（教育職基本給表（一）に定める加給金額は含まない。以下同じ。）に次の表の左欄に掲げる「基本給表」及び同表の中欄に掲げる「職務の級」の区分に応じそれぞれ同表の右欄に定める割合（以下「支給減額率」という。）を乗じて得た額を減ずる。

基本給表	職務の級	割 合
一般職基本給表（一）	1～ 2級	100分の4.77
	3～ 6級	100分の7.77
	7～10級	100分の9.77
一般職基本給表（二）	1～ 3級	100分の4.77
	4～ 5級	100分の7.77
教育職基本給表（一）	1～ 2級	100分の4.77
	3～ 4級	100分の7.77
	5級	100分の9.77
教育職基本給表（二）	1～ 2級	100分の4.77
	3級	100分の7.77
医療職基本給表（A）	1～ 2級	100分の4.77
	3～ 7級	100分の7.77
	8級	100分の9.77
医療職基本給表（B）	1～ 2級	100分の4.77
	3～ 6級	100分の7.77
	7級	100分の9.77
指定職基本給表		100分の9.77

- 3 第25条の規定による管理職手当の支給にあたっては、平成26年3月31日までの間、管理職手当の月額（附則（平成22年12月1日施行）第8項の規定による管理職手当の月額を含む。）から、当該管理職手当の月額に100分の10を乗じて得た額を減ずる。
- 4 第28条の規定による地域手当の支給にあたっては、平成26年3月31日までの間、当該地域手当の月額（附則（平成18年4月1日施行）第15項の規定による地域手当の月額を含む。）から、次の各号に定める額を減ずる。
 - (1) 当該教職員の基本給月額に対する地域手当の月額に当該教職員の支給減額率を乗じて得た額
 - (2) 当該教職員の管理職手当の月額に対する地域手当の月額に100分の10を乗じて得た額
- 5 第37条から第39条まで及び第43条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、平成26年3月31日までの間、第7条の規定にかかわらず、同条の規定により算出した額から、次の各号に定める額を減じた額とする。
 - (1) 基本給月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を1か月当たりの平均所定労働時間数で除して得た額に当該教職員の支給減額率を乗じて得た額
 - (2) 当該教職員の管理職手当の月額を1か月当たりの平均所定労働時間数で除して得た額に100分の10を乗じて得た額
- 6 第41条の規定による休職期間中の給与の支給にあたっては、同条の規定により支給する給与額から、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める額を減ずる。
 - (1) 第41条第1項の規定により給与を支給する場合 第2項から第4項までの規定により減ずることとされる額
 - (2) 第41条第3項又は第4項の規定により給与を支給する場合 第2項及び第4項の規定により減ずることとされる額に第41条第3項又は第4項により当該教職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額
- 7 第41条の2の規定による派遣期間中の給与の支給にあたっては、同条の規定により支給する給与額から、第2項及び第4項に定める減ずる額に第41条の2の規定により当該教職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額を減ずる。
- 8 前項までの規定により給与の支給にあたって減ずることとされる額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

附 則

この改正は、平成24年12月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この改正は、平成25年4月1日から施行する。
(特別教授手当)
- 2 第3条第3項の規定にかかわらず、当分の間、特に本学に顕著な貢献があるものと総長が認める者には、別に定めるところにより、特別教授手当を支給することができる。
- 3 前項の規定により特別教授手当が支給される場合は、第7条第1項の規定にかかわらず、第37条から第39条まで及び第43条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、基本給及び基本給の調整額並びにこれらの給与に対する地域手当、管理職手当、医師等調整手当及び特別教授手当の月額の合計額を1か月当たりの平均所定労働時間数で除して得た額とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この改正は、平成25年4月1日から施行する。
(平成25年4月1日における号俸の調整)
- 2 平成25年4月1日において31歳以上39歳未満の教職員（職務の級における最高の号俸を受ける教職員及び指定職基本給表の適用を受ける教職員を除く。）のうち、平成19年1月1日、平成20年1月1日又は平成21年1月1日に昇給した教職員（その他これに準ずる者を含む。）の平成25年4月1日における号俸を1号俸上位の号俸とすることができるものとする。

別表第1 一般職基本給表（第11条関係）

ア 一般職基本給表（一）

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
号俸	基本給月額									
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
1	135,600	185,800	222,900	261,900	289,200	320,600	366,200	413,000	464,600	529,500
2	136,700	187,600	224,800	264,000	291,500	322,900	368,800	415,500	467,700	532,500
3	137,900	189,400	226,700	266,000	293,800	325,200	371,400	418,000	470,800	535,700
4	139,000	191,200	228,500	268,100	296,100	327,500	374,000	420,500	473,900	538,900
5	140,100	192,800	230,200	270,200	298,200	329,800	376,300	422,400	476,900	542,100
6	141,200	194,600	232,100	272,300	300,500	331,900	378,800	424,700	480,000	544,500
7	142,300	196,400	234,000	274,400	302,800	334,100	381,300	426,900	483,100	547,000
8	143,400	198,200	235,800	276,500	305,100	336,300	383,800	429,100	486,200	549,500
9	144,500	200,000	237,500	278,600	307,300	338,600	386,400	431,200	489,100	552,000
10	145,900	201,800	239,400	280,700	309,600	340,800	389,100	433,300	492,200	553,900
11	147,200	203,600	241,200	282,800	311,900	343,000	391,800	435,400	495,300	555,700
12	148,500	205,400	243,100	284,900	314,200	345,200	394,500	437,600	498,400	557,600
13	149,800	207,000	244,900	287,000	316,400	347,200	397,100	439,500	501,200	559,400
14	151,300	208,900	246,800	289,100	318,600	349,300	399,400	441,400	503,600	560,900
15	152,800	210,800	248,600	291,200	320,800	351,400	401,700	443,400	506,000	562,400
16	154,400	212,700	250,400	293,300	323,000	353,500	404,100	445,400	508,400	563,900
17	155,700	214,600	252,200	295,400	325,200	355,500	406,000	447,300	510,800	565,300
18	157,200	216,500	254,200	297,500	327,300	357,500	408,000	449,100	512,300	566,500
19	158,700	218,400	256,200	299,600	329,400	359,500	409,900	450,900	513,800	567,700
20	160,200	220,300	258,200	301,700	331,400	361,400	411,800	452,700	515,300	568,900
21	161,600	222,000	260,100	303,800	333,500	363,500	413,700	454,500	516,500	570,100
22	164,300	223,900	262,000	305,900	335,600	365,400	415,500	456,000	518,000	
23	166,900	225,800	263,900	308,000	337,700	367,400	417,400	457,500	519,500	
24	169,500	227,700	265,700	310,100	339,800	369,400	419,400	459,000	521,000	
25	172,200	229,300	267,700	312,100	341,500	371,500	421,300	460,500	522,300	
26	173,900	231,100	269,600	314,200	343,500	373,500	422,800	461,900	523,400	
27	175,600	232,800	271,500	316,300	345,500	375,500	424,400	463,300	524,600	
28	177,300	234,600	273,400	318,400	347,500	377,500	426,000	464,600	525,800	
29	178,800	236,100	275,300	320,400	349,400	379,100	427,600	465,600	527,000	
30	180,600	237,600	277,200	322,500	351,300	380,900	428,900	466,400	527,900	
31	182,400	239,100	279,100	324,600	353,200	382,700	430,200	467,200	528,800	
32	184,200	240,600	281,000	326,700	355,100	384,400	431,500	468,000	529,700	
33	185,800	242,100	282,700	328,400	357,000	386,200	432,700	468,700	530,500	
34	187,300	243,600	284,600	330,400	358,800	387,600	434,000	469,500	531,400	
35	188,800	245,100	286,500	332,500	360,600	389,200	435,300	470,300	532,300	
36	190,300	246,700	288,400	334,600	362,300	390,800	436,500	471,100	533,200	
37	191,600	248,000	290,100	336,500	363,800	392,400	437,800	471,900	534,100	
38	192,900	249,600	291,900	338,500	365,100	393,600	438,700	472,700	535,000	
39	194,200	251,200	293,700	340,500	366,500	394,800	439,600	473,500	535,900	
40	195,500	252,800	295,500	342,500	367,900	396,000	440,500	474,300	536,800	
41	196,900	254,200	297,400	344,400	369,400	397,100	441,100	475,100	537,700	
42	198,200	255,600	299,100	346,300	370,300	398,300	441,900	475,800		
43	199,500	257,000	300,800	348,200	371,400	399,500	442,600	476,600		
44	200,800	258,400	302,500	350,100	372,500	400,700	443,400	477,400		
45	202,000	259,700	304,200	351,600	373,400	401,400	444,200	478,200		
46	203,300	261,100	305,900	353,100	374,300	402,100	445,000			
47	204,600	262,500	307,600	354,600	375,200	402,800	445,800			
48	205,900	263,900	309,300	356,100	376,100	403,500	446,600			
49	207,100	265,200	310,600	357,800	377,100	404,200	447,200			
50	208,200	266,400	312,200	358,700	377,900	404,900	448,000			
51	209,300	267,700	313,800	359,900	378,700	405,600	448,800			
52	210,400	269,000	315,400	360,900	379,500	406,300	449,600			
53	211,600	270,100	317,100	361,800	380,200	407,100	450,200			
54	212,600	271,400	318,700	362,900	380,900	407,800	451,000			
55	213,600	272,700	320,300	363,900	381,600	408,500	451,800			

イ 一般職基本給表（二）

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
号俸	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額
	円	円	円	円	円
1	121,600	172,600	194,500	247,300	279,200
2	122,500	174,100	195,900	248,700	281,100
3	123,500	175,600	197,300	250,100	283,000
4	124,400	177,100	198,700	251,500	284,900
5	125,400	178,500	200,100	252,700	286,800
6	126,400	180,000	201,600	254,000	288,700
7	127,400	181,500	203,100	255,300	290,600
8	128,400	183,000	204,600	256,600	292,500
9	129,200	184,500	206,100	257,700	294,200
10	130,200	185,700	207,700	259,000	296,000
11	131,200	187,000	209,300	260,300	297,800
12	132,300	188,300	210,900	261,600	299,600
13	133,100	189,700	212,300	262,700	301,200
14	134,100	190,800	214,000	263,900	302,900
15	135,100	192,000	215,700	265,100	304,600
16	136,100	193,200	217,400	266,200	306,300
17	137,200	194,400	218,900	267,400	307,900
18	138,400	195,600	220,100	268,600	309,600
19	139,600	196,700	221,300	269,800	311,300
20	140,800	197,800	222,500	271,000	313,000
21	141,900	198,800	223,800	272,000	314,300
22	143,100	200,000	225,400	273,100	315,700
23	144,300	201,200	227,000	274,200	317,100
24	145,500	202,400	228,600	275,300	318,600
25	146,700	203,600	230,300	276,400	320,200
26	148,200	204,900	231,800	277,500	321,700
27	149,700	206,200	233,300	278,600	323,200
28	151,200	207,500	234,800	279,700	324,700
29	152,600	208,800	236,200	280,800	326,300
30	154,100	210,100	237,600	281,900	327,600
31	155,600	211,400	239,000	283,000	328,900
32	157,100	212,700	240,400	284,100	330,100
33	158,600	213,600	241,700	285,000	331,200
34	160,400	215,000	243,100	286,100	332,300
35	162,200	216,300	244,500	287,200	333,400
36	164,000	217,700	245,900	288,300	334,600
37	165,800	218,800	247,200	289,000	335,800
38	167,500	220,100	248,600	289,900	337,000
39	169,200	221,400	250,000	290,800	338,200
40	170,900	222,700	251,400	291,800	339,400
41	172,500	223,800	252,600	292,700	340,500
42	173,900	225,000	253,900	293,700	341,700
43	175,300	226,200	255,200	294,700	342,900
44	176,700	227,400	256,500	295,700	344,100
45	178,200	228,600	257,600	296,500	345,100
46	179,600	229,800	258,800	297,400	346,200
47	181,000	231,000	260,000	298,300	347,300
48	182,400	232,200	261,200	299,200	348,400
49	183,700	233,400	262,500	299,900	349,500
50	184,900	234,600	263,700	300,700	350,500
51	186,100	235,800	264,900	301,500	351,500
52	187,300	237,000	266,000	302,300	352,500
53	188,400	238,200	267,100	302,900	353,400
54	189,500	239,200	268,300	303,700	354,300
55	190,600	240,200	269,500	304,400	355,200

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
56	191,700	241,200	270,700	305,100	356,100
57	192,800	242,300	271,700	305,800	356,900
58	193,900	243,300	272,800	306,600	357,800
59	195,000	244,300	273,900	307,400	358,700
60	196,100	245,300	275,000	308,200	359,600
61	197,200	246,300	276,100	308,800	360,400
62	198,100	247,200	277,200	309,500	361,300
63	199,000	248,100	278,300	310,200	362,200
64	199,900	249,000	279,400	310,900	363,100
65	200,600	250,000	280,300	311,400	363,700
66	201,400	250,800	281,100	312,000	364,300
67	202,200	251,600	281,900	312,600	364,900
68	203,000	252,400	282,800	313,200	365,500
69	203,600	253,200	283,700	313,800	365,900
70	204,200	253,800	284,500	314,300	
71	204,700	254,400	285,300	314,800	
72	205,300	255,000	286,100	315,300	
73	205,900	255,300	287,000	315,600	
74	206,600	255,700	287,800	316,100	
75	207,300	256,200	288,600	316,600	
76	208,100	256,700	289,400	317,100	
77	208,500	257,300	290,000	317,300	
78	209,200	257,800	290,600	317,700	
79	209,900	258,300	291,100	318,100	
80	210,600	258,800	291,500	318,500	
81	211,300	259,200	292,000	319,000	
82	212,000	259,500	292,500	319,400	
83	212,700	259,800	293,000	319,800	
84	213,400	260,100	293,500	320,200	
85	214,100	260,300	293,900	320,500	
86	214,800	260,700	294,500	320,900	
87	215,500	261,000	295,100	321,300	
88	216,200	261,300	295,700	321,700	
89	216,800	261,500	296,000	322,000	
90	217,400	261,700	296,500	322,400	
91	218,000	262,100	297,000	322,800	
92	218,600	262,300	297,500	323,200	
93	219,100	262,600	297,900	323,400	
94	219,600	263,000	298,400	323,800	
95	220,100	263,400	298,900	324,200	
96	220,600	263,800	299,400	324,600	
97	221,200	264,000	299,700	324,900	
98	221,700	264,300	300,200	325,300	
99	222,200	264,500	300,700	325,700	
100	222,700	264,800	301,200	326,100	
101	223,300	265,100	301,600	326,400	
102	223,900	265,300	302,000		
103	224,500	265,600	302,400		
104	225,100	265,900	302,800		
105	225,500	266,100	303,100		
106	226,000	266,400	303,500		
107	226,500	266,700	303,900		
108	227,000	267,000	304,300		
109	227,200	267,300	304,700		
110	227,600	267,600	305,100		
111	228,100	267,900	305,500		
112	228,600	268,200	305,900		
113	229,100	268,400	306,100		
114	229,600	268,700	306,500		

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
115	230,100	269,000	306,900		
116	230,600	269,300	307,300		
117	231,000	269,600	307,600		
118	231,400	269,900	308,000		
119	231,800	270,200	308,400		
120	232,200	270,500	308,800		
121	232,600	270,600	309,000		
122		270,900	309,400		
123		271,200	309,800		
124		271,500	310,200		
125		271,600	310,400		
126		271,900	310,800		
127		272,200	311,200		
128		272,500	311,600		
129		272,600	311,800		
130		272,900	312,200		
131		273,200	312,600		
132		273,500	313,000		
133		273,600	313,200		
134		273,900			
135		274,200			
136		274,500			
137		274,600			

別表第2 教育職基本給表（第11条関係）

ア 教育職基本給表（一）

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
号俸	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額
	円	円	円	円	円
加給金額	—	10,400	23,800	25,400	30,000
1	162,200	204,600	265,400	316,200	408,000
2	164,300	206,800	268,500	319,600	410,500
3	166,300	209,000	271,600	323,100	413,000
4	168,300	211,200	274,700	326,600	415,500
5	170,300	213,300	277,800	330,200	418,100
6	172,800	215,500	280,600	333,700	420,600
7	175,300	217,700	283,400	337,200	423,100
8	177,800	219,900	286,100	340,700	425,600
9	180,300	222,200	288,900	344,300	427,900
10	183,100	224,600	291,800	347,600	430,400
11	185,800	227,000	294,700	350,900	432,900
12	188,500	229,400	297,600	354,200	435,400
13	191,200	231,700	300,200	357,500	437,200
14	193,100	234,100	302,800	360,000	439,500
15	195,000	236,500	305,300	362,600	441,900
16	196,900	238,900	307,800	365,200	444,200
17	198,900	241,100	310,200	367,900	446,600
18	200,700	244,200	313,000	370,200	449,000
19	202,500	247,300	315,800	372,500	451,400
20	204,300	250,400	318,600	374,800	453,800
21	206,100	253,500	321,200	377,000	456,300
22	208,000	256,600	324,000	379,100	458,700
23	209,900	259,700	326,800	381,200	461,100
24	211,800	262,800	329,600	383,300	463,500
25	213,800	265,800	332,100	385,300	465,500
26	215,900	268,800	334,600	387,200	467,700
27	218,000	271,800	337,100	389,100	469,900
28	220,100	274,800	339,600	391,000	472,100
29	222,100	277,800	342,000	393,000	474,300
30	224,400	280,500	344,200	394,800	476,600
31	226,700	283,200	346,400	396,600	478,800
32	229,000	285,900	348,600	398,400	481,000
33	231,400	288,500	350,900	400,200	483,000
34	233,300	291,400	353,200	402,000	485,200
35	235,200	294,200	355,500	403,800	487,500
36	237,100	297,000	357,800	405,600	489,800
37	239,000	299,800	359,900	407,200	492,000
38	241,100	302,100	362,000	408,900	494,000
39	243,100	304,400	364,100	410,600	496,000
40	245,100	306,700	366,100	412,300	498,000
41	247,200	308,900	368,100	413,700	500,100
42	249,100	310,100	370,000	415,300	502,000
43	251,000	311,300	371,900	416,900	503,900
44	252,900	312,500	373,800	418,500	505,800
45	254,700	313,600	375,800	419,900	507,800
46	256,600	314,800	377,600	421,500	509,600
47	258,500	316,000	379,400	423,100	511,500
48	260,400	317,200	381,200	424,700	513,400
49	262,000	318,200	383,100	426,300	515,200
50	263,300	319,300	384,900	427,600	517,000
51	264,500	320,400	386,700	428,900	518,900
52	265,800	321,500	388,500	430,200	520,800
53	266,800	322,700	389,900	431,000	522,700
54	267,900	323,800	391,400	432,000	524,400

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
55	269,000	324,900	392,900	432,900	526,100
56	270,100	326,000	394,500	433,800	527,800
57	271,300	327,100	395,900	434,800	529,500
58	272,500	328,200	397,300	435,700	530,800
59	273,700	329,300	398,800	436,700	532,100
60	274,900	330,300	400,300	437,600	533,400
61	275,900	331,400	401,700	438,500	534,700
62	277,000	332,500	403,200	439,500	535,700
63	278,100	333,600	404,700	440,600	536,700
64	279,200	334,700	406,200	441,700	537,700
65	280,200	335,700	407,200	442,600	538,500
66	281,300	336,800	408,300	443,600	539,400
67	282,400	337,900	409,400	444,600	540,300
68	283,500	339,000	410,500	445,600	541,200
69	284,500	340,000	411,500	446,600	542,100
70	285,600	341,100	412,400	447,600	542,900
71	286,700	342,200	413,300	448,600	543,800
72	287,800	343,300	414,100	449,600	544,700
73	288,700	344,000	415,000	450,700	545,600
74	289,800	345,000	415,900	451,700	546,500
75	290,900	346,000	416,700	452,700	547,400
76	292,000	347,000	417,600	453,700	548,300
77	292,900	348,100	418,300	454,600	549,200
78	293,900	349,100	418,900	455,200	550,100
79	294,900	350,100	419,500	455,900	551,000
80	295,900	351,100	420,100	456,600	551,900
81	297,000	352,100	420,400	457,400	552,800
82	297,900	353,100	421,000	458,100	
83	298,800	354,100	421,600	458,800	
84	299,700	355,100	422,200	459,500	
85	300,600	355,700	422,600	460,000	
86	301,500	356,300	423,200	460,700	
87	302,400	356,900	423,800	461,400	
88	303,300	357,500	424,400	462,100	
89	303,900	358,200	424,900	462,600	
90	304,600	358,700	425,500	463,300	
91	305,300	359,100	426,100	463,900	
92	306,000	359,600	426,700	464,600	
93	306,700	360,100	427,000	465,100	
94	307,300	360,500	427,500	465,800	
95	307,900	361,000	428,000	466,500	
96	308,500	361,500	428,500	467,200	
97	309,200	362,100	429,100	467,700	
98	309,800	362,600	429,600	468,300	
99	310,400	363,100	430,100	469,000	
100	311,000	363,600	430,600	469,700	
101	311,400	364,000	431,000	470,200	
102	311,800	364,500	431,500		
103	312,200	365,000	432,000		
104	312,600	365,500	432,500		
105	312,900	366,000	433,100		
106	313,300	366,500	433,600		
107	313,600	367,000	434,100		
108	313,900	367,500	434,600		
109	314,300	368,100	435,200		
110	314,600	368,600	435,700		
111	315,000	369,100	436,200		
112	315,400	369,600	436,700		
113	315,700	370,200	437,300		

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
114	316,100	370,700	437,800		
115	316,500	371,200	438,300		
116	316,900	371,700	438,800		
117	317,100	372,100	439,400		
118	317,400	372,600			
119	317,800	373,100			
120	318,200	373,600			
121	318,500	373,900			
122	318,900	374,400			
123	319,300	374,900			
124	319,700	375,400			
125	319,900	375,800			
126	320,300	376,300			
127	320,700	376,800			
128	321,100	377,300			
129	321,300	377,800			
130	321,700	378,300			
131	322,100	378,800			
132	322,500	379,300			
133	322,700	379,800			
134	323,000	380,300			
135	323,400	380,800			
136	323,700	381,300			
137	323,800	381,800			
138	324,100	382,300			
139	324,400	382,800			
140	324,700	383,300			
141	325,100	383,800			
142	325,400				
143	325,700				
144	326,000				
145	326,400				
146	326,700				
147	327,000				
148	327,300				
149	327,700				
150	328,000				
151	328,300				
152	328,500				
153	328,800				
154	329,100				
155	329,400				
156	329,700				
157	330,100				

注 2級、3級、4級又は5級のいずれかの級に該当する者（2級該当者は助教の職にあるものに限る。）については、各級の号俸に定める金額に加給金額にある額を加算した額をもって、その基本給月額とする。

イ 教育職基本給表（二）

職務の級 号俸	1級 基本給月額	2級 基本給月額	3級 基本給月額
	円	円	円
1	171,100	205,800	265,400
2	173,700	207,900	268,500
3	176,300	210,000	271,600
4	179,000	212,100	274,700
5	181,700	214,000	277,800
6	184,500	216,100	280,700
7	187,300	218,200	283,600
8	190,200	220,300	286,400
9	193,100	222,500	289,100
10	196,100	224,900	292,000
11	199,000	227,300	294,900
12	201,900	229,700	297,800
13	204,600	231,900	300,200
14	206,300	234,200	302,800
15	208,000	236,500	305,300
16	209,700	238,800	307,800
17	211,400	241,200	310,400
18	213,200	244,300	313,600
19	215,000	247,400	316,800
20	216,800	250,500	320,000
21	218,700	253,500	323,000
22	220,700	256,600	326,100
23	222,700	259,700	329,200
24	224,700	262,800	332,300
25	226,500	265,800	335,500
26	228,500	268,800	338,500
27	230,500	271,800	341,500
28	232,500	274,800	344,500
29	234,300	277,800	347,400
30	236,300	280,300	350,000
31	238,300	282,800	352,600
32	240,300	285,300	355,200
33	242,300	287,700	357,800
34	244,400	290,300	360,000
35	246,500	292,800	362,300
36	248,600	295,300	364,600
37	250,600	297,600	366,900
38	252,600	300,100	369,200
39	254,600	302,600	371,500
40	256,600	305,100	373,800
41	258,400	307,500	376,100
42	259,800	309,900	378,200
43	261,200	312,300	380,300
44	262,600	314,700	382,400
45	263,900	316,900	384,400
46	265,200	319,400	386,400
47	266,400	321,900	388,400
48	267,600	324,400	390,400
49	268,700	326,900	392,200
50	270,000	329,300	394,000
51	271,300	331,600	395,800
52	272,600	334,000	397,600
53	273,800	336,300	398,800
54	275,000	338,300	400,500
55	276,200	340,300	402,200

職務の級	1級	2級	3級
56	277,400	342,300	403,900
57	278,500	344,300	405,400
58	279,900	346,300	407,100
59	281,300	348,300	408,800
60	282,700	350,300	410,500
61	283,900	352,200	412,000
62	285,300	354,100	413,600
63	286,700	356,000	415,200
64	288,100	357,900	416,800
65	289,300	359,900	418,200
66	290,600	361,800	419,200
67	291,900	363,700	420,200
68	293,200	365,500	421,200
69	294,600	367,200	422,200
70	295,700	369,000	423,200
71	296,800	370,800	424,300
72	297,900	372,600	425,300
73	299,100	374,200	426,000
74	300,200	375,800	426,900
75	301,300	377,400	427,900
76	302,400	379,000	428,900
77	303,300	380,700	429,900
78	304,300	382,400	430,900
79	305,300	384,100	431,900
80	306,300	385,800	432,900
81	307,100	387,400	433,600
82	308,000	389,000	434,500
83	308,900	390,600	435,400
84	309,800	392,200	436,200
85	310,600	393,300	437,200
86	311,400	394,600	438,100
87	312,200	396,000	439,000
88	313,100	397,400	439,900
89	314,000	398,700	440,700
90	314,800	399,900	441,300
91	315,600	401,000	441,900
92	316,400	402,200	442,400
93	317,100	403,200	442,900
94	317,800	404,300	443,500
95	318,500	405,400	444,100
96	319,200	406,500	444,700
97	319,600	407,400	445,100
98	320,000	408,400	445,700
99	320,400	409,400	446,300
100	320,800	410,400	446,900
101	321,100	411,200	447,300
102	321,600	412,200	
103	322,000	413,200	
104	322,400	414,200	
105	322,800	414,900	
106	323,300	415,700	
107	323,800	416,600	
108	324,300	417,500	
109	324,700	418,500	
110	325,200	419,400	
111	325,700	420,300	
112	326,200	421,200	
113	326,500	422,000	
114	327,000	422,600	

職務の級	1級	2級	3級
115	327,500	423,200	
116	328,000	423,800	
117	328,300	424,300	
118	328,700	424,900	
119	329,200	425,500	
120	329,700	426,100	
121	330,000	426,300	
122	330,500	426,900	
123	331,000	427,500	
124	331,500	428,100	
125	331,700	428,500	
126	332,200		
127	332,700		
128	333,200		
129	333,400		
130	333,900		
131	334,400		
132	334,800		
133	335,000		
134	335,500		
135	336,000		
136	336,500		
137	336,800		
138	337,200		
139	337,600		
140	338,000		
141	338,500		

別表第3 医療職基本給表（第11条関係）

ア 医療職基本給表（A）

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
号俸	基本給月額							
	円	円	円	円	円	円	円	円
1	140,300	178,200	213,600	241,900	279,700	328,700	375,200	442,800
2	141,700	179,800	215,200	243,500	281,900	330,800	377,900	445,400
3	143,100	181,400	216,800	245,100	284,100	333,000	380,600	448,000
4	144,500	183,000	218,400	246,700	286,300	335,200	383,300	450,600
5	145,700	184,500	220,000	248,100	288,500	337,400	385,900	453,200
6	147,500	186,100	221,700	249,700	290,700	339,600	388,600	455,800
7	149,200	187,700	223,400	251,200	292,900	341,800	391,300	458,400
8	150,900	189,300	225,100	252,800	295,100	344,000	394,000	461,000
9	152,600	190,900	226,800	254,300	297,200	346,000	396,200	463,500
10	154,300	192,600	228,600	255,900	299,400	348,200	398,500	466,000
11	156,000	194,300	230,400	257,400	301,600	350,400	400,700	468,600
12	157,800	196,000	232,100	258,900	303,800	352,600	403,000	471,200
13	159,300	197,600	233,900	260,400	306,100	354,400	405,100	473,700
14	161,200	199,200	235,500	262,300	308,200	356,400	407,100	475,200
15	163,200	200,800	237,100	264,200	310,300	358,400	409,200	476,600
16	165,100	202,400	238,700	266,000	312,400	360,400	411,400	478,100
17	167,000	204,000	240,100	267,700	314,600	362,400	413,300	479,700
18	168,900	205,700	241,700	269,600	316,700	364,500	415,300	481,200
19	170,800	207,400	243,200	271,500	318,800	366,500	417,400	482,700
20	172,700	209,100	244,800	273,400	320,900	368,600	419,500	484,200
21	174,600	210,600	246,300	275,200	323,100	370,500	421,300	485,700
22	176,100	212,200	247,900	277,100	325,100	372,600	422,900	487,200
23	177,600	213,800	249,400	279,000	327,100	374,700	424,500	488,700
24	179,100	215,400	250,900	280,900	329,100	376,800	426,100	490,200
25	180,700	217,000	252,400	282,900	331,100	378,300	427,600	491,800
26	182,200	218,600	254,100	284,800	333,100	380,100	428,900	493,300
27	183,700	220,200	255,800	286,700	335,100	381,900	430,200	494,800
28	185,200	221,800	257,500	288,600	337,100	383,700	431,500	496,300
29	186,800	223,400	259,200	290,600	338,900	385,500	432,900	497,900
30	188,100	225,100	261,000	292,500	340,700	387,000	434,200	499,100
31	189,400	226,800	262,800	294,400	342,500	388,700	435,500	500,300
32	190,700	228,500	264,600	296,300	344,300	390,400	436,700	501,500
33	192,100	230,100	266,100	298,100	346,100	391,900	437,900	502,800
34	193,500	231,700	267,900	299,900	348,000	393,200	439,200	503,800
35	194,900	233,200	269,700	301,700	349,900	394,500	440,500	504,800
36	196,300	234,800	271,500	303,500	351,800	395,800	441,800	505,800
37	197,500	236,400	273,200	305,200	353,600	396,900	443,100	506,800
38	198,800	238,000	274,900	306,900	355,300	398,100	443,900	
39	200,100	239,600	276,600	308,600	357,000	399,200	444,700	
40	201,400	241,200	278,300	310,300	358,700	400,400	445,500	
41	202,600	242,700	280,000	312,100	359,900	401,200	446,100	
42	203,800	244,200	281,700	313,800	361,100	402,000	446,900	
43	205,000	245,700	283,400	315,500	362,300	402,800	447,700	
44	206,200	247,200	285,100	317,200	363,500	403,600	448,500	
45	207,500	248,600	286,800	318,500	364,700	404,100	449,100	
46	208,600	250,200	288,500	320,000	365,600	404,800	449,900	
47	209,700	251,800	290,200	321,500	366,800	405,500	450,700	
48	210,800	253,400	291,900	323,100	367,900	406,200	451,500	
49	211,900	255,000	293,400	324,600	369,000	407,000	452,100	
50	212,900	256,400	295,000	325,900	370,000	407,700	452,900	
51	213,900	257,800	296,600	327,200	371,000	408,400	453,700	
52	214,900	259,200	298,200	328,500	372,000	409,100	454,500	
53	215,700	260,500	299,600	329,600	372,800	409,700	455,100	
54	216,700	261,900	301,100	330,600	373,700	410,400		
55	217,600	263,300	302,600	331,700	374,600	411,100		

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
56	218,600	264,700	304,100	332,800	375,500	411,800		
57	219,500	265,800	305,500	333,300	376,100	412,400		
58	220,400	267,100	306,800	334,200	376,900	413,100		
59	221,300	268,400	308,100	335,000	377,700	413,800		
60	222,200	269,700	309,500	335,900	378,500	414,500		
61	223,200	270,800	310,800	336,700	379,000	414,800		
62	224,200	272,100	312,100	337,100	379,700	415,400		
63	225,200	273,400	313,400	337,800	380,400	416,100		
64	226,300	274,700	314,700	338,500	381,100	416,800		
65	227,000	275,900	316,100	339,100	381,700	417,300		
66	227,900	277,000	316,900	339,800	382,400			
67	228,800	278,100	317,700	340,500	383,100			
68	229,700	279,200	318,500	341,200	383,800			
69	230,400	280,300	319,100	341,900	384,300			
70	231,100	281,400	319,800	342,500	384,900			
71	231,800	282,500	320,500	343,100	385,500			
72	232,500	283,600	321,100	343,700	386,100			
73	233,300	284,500	321,900	344,000	386,700			
74	234,100	285,200	322,200	344,600	387,300			
75	234,900	285,900	322,800	345,200	387,900			
76	235,700	286,700	323,400	345,800	388,500			
77	236,300	287,500	324,000	346,300	389,000			
78	236,900	288,100	324,500	346,800	389,600			
79	237,500	288,700	325,000	347,300	390,200			
80	238,100	289,300	325,500	347,800	390,800			
81	238,600	290,000	326,100	348,200	391,500			
82	239,000	290,500	326,600	348,600	392,100			
83	239,400	291,000	327,100	349,000	392,700			
84	239,800	291,500	327,600	349,400	393,300			
85	240,300	291,700	328,100	349,900	394,000			
86		291,900	328,500	350,300				
87		292,100	328,800	350,700				
88		292,300	329,200	351,100				
89		292,700	329,600	351,500				
90		292,900	330,000	351,900				
91		293,100	330,400	352,300				
92		293,300	330,800	352,600				
93		293,700	331,300	353,000				
94		293,900	331,600	353,400				
95		294,100	332,000	353,800				
96		294,400	332,400	354,100				
97		294,800	332,600	354,600				
98		295,100	333,000	355,000				
99		295,400	333,400	355,400				
100		295,700	333,800	355,800				
101		296,000	334,000	356,300				
102		296,300	334,400	356,700				
103		296,600	334,800	357,100				
104		296,900	335,000	357,500				
105		297,200	335,100	358,000				
106			335,500					
107			335,900					
108			336,300					
109			336,500					
110			336,900					
111			337,300					
112			337,700					
113			337,900					

イ 医療職基本給表 (B)

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
号俸	基本給月額						
	円	円	円	円	円	円	円
1	153,300	180,500	229,300	254,700	285,600	332,100	378,400
2	154,700	182,600	231,100	255,900	287,600	334,300	381,100
3	156,200	184,700	232,900	257,200	289,600	336,500	383,800
4	157,600	186,800	234,700	258,500	291,600	338,700	386,500
5	159,000	188,900	236,300	259,600	293,400	340,900	388,700
6	160,500	191,300	237,800	261,000	295,300	343,100	391,100
7	162,000	193,600	239,300	262,300	297,200	345,300	393,500
8	163,500	195,900	240,800	263,700	299,100	347,500	395,800
9	164,800	198,300	242,200	265,100	301,100	349,300	397,900
10	166,500	199,700	243,600	266,400	303,000	351,300	400,000
11	168,100	201,100	245,000	268,000	304,900	353,300	402,200
12	169,700	202,500	246,400	269,600	306,800	355,300	404,600
13	171,200	203,900	247,700	271,200	308,600	357,500	406,700
14	173,200	205,400	249,000	272,800	310,400	359,600	408,800
15	175,200	206,900	250,300	274,400	312,200	361,700	411,000
16	177,200	208,400	251,600	276,000	314,000	363,800	413,200
17	179,400	209,800	252,600	277,600	315,900	365,900	415,300
18	181,500	211,300	254,000	279,100	317,600	368,000	417,500
19	183,600	212,800	255,300	280,600	319,300	370,100	419,700
20	185,700	214,300	256,600	282,100	321,000	372,200	421,900
21	187,800	215,700	257,800	283,700	322,700	374,000	423,800
22	190,000	217,400	259,200	285,300	324,300	376,100	425,700
23	192,200	219,100	260,600	286,900	325,900	378,200	427,600
24	194,400	220,800	262,000	288,500	327,500	380,300	429,500
25	196,500	222,300	263,500	289,900	329,200	382,300	431,300
26	197,800	224,000	265,100	291,700	330,700	384,000	433,000
27	199,100	225,700	266,600	293,500	332,300	385,900	434,700
28	200,400	227,400	268,200	295,300	333,900	387,800	436,300
29	201,600	229,200	269,800	296,900	335,400	389,700	437,600
30	202,900	230,700	271,400	298,600	336,900	391,600	439,200
31	204,200	232,200	273,000	300,300	338,400	393,500	440,800
32	205,500	233,700	274,600	302,000	339,900	395,400	442,400
33	206,800	235,200	276,200	303,500	341,600	397,100	444,100
34	208,100	236,600	277,700	305,100	343,200	398,800	445,700
35	209,400	238,000	279,200	306,700	344,800	400,600	447,300
36	210,700	239,400	280,700	308,300	346,400	402,400	448,900
37	212,100	240,700	282,300	309,900	348,100	404,000	450,300
38	213,500	242,000	283,800	311,500	349,700	405,800	451,800
39	214,900	243,300	285,300	313,100	351,300	407,600	453,300
40	216,300	244,600	286,800	314,700	352,900	409,400	454,800
41	217,500	245,600	288,400	316,300	354,100	411,000	456,100
42	218,900	246,900	290,000	317,800	355,600	412,700	457,000
43	220,300	248,100	291,600	319,300	357,100	414,400	457,900
44	221,700	249,400	293,200	320,800	358,600	416,000	458,800
45	223,100	250,600	294,600	322,100	360,200	417,500	459,800
46	224,600	252,000	296,100	323,500	361,400	419,100	460,700
47	226,100	253,400	297,600	324,900	362,900	420,600	461,600
48	227,600	254,800	299,100	326,400	364,200	422,200	462,500
49	228,900	256,200	300,500	327,700	365,600	423,800	463,500
50	230,300	257,700	301,900	329,100	367,000	425,400	464,200
51	231,700	259,100	303,300	330,400	368,400	427,000	465,000
52	233,100	260,500	304,700	331,800	369,800	428,600	465,800
53	234,400	262,000	306,200	333,200	371,300	430,100	466,700
54	235,700	263,600	307,600	334,600	372,500	431,600	467,500
55	237,000	265,200	309,000	336,000	373,700	433,100	468,300

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
56	238,300	266,700	310,400	337,400	374,900	434,600	469,100
57	239,500	268,300	311,600	338,300	376,000	435,700	470,000
58	240,800	269,900	312,900	339,600	377,000	436,600	
59	242,000	271,500	314,200	340,800	378,000	437,500	
60	243,300	273,100	315,600	342,100	379,000	438,400	
61	244,500	274,700	316,800	343,300	379,700	439,300	
62	245,800	276,200	318,100	344,300	380,500	440,200	
63	247,100	277,700	319,400	345,600	381,300	441,100	
64	248,400	279,200	320,700	346,900	382,100	442,000	
65	249,600	280,800	322,000	348,000	383,000	442,900	
66	250,900	282,300	323,300	349,200	383,800	443,700	
67	252,300	283,800	324,600	350,400	384,600	444,500	
68	253,700	285,300	325,900	351,500	385,400	445,300	
69	254,800	286,600	326,700	352,500	386,200	446,100	
70	256,100	288,100	327,800	353,600	386,900		
71	257,400	289,600	328,900	354,700	387,600		
72	258,700	291,100	329,800	355,800	388,300		
73	260,100	292,400	331,100	356,700	389,000		
74	261,400	293,800	331,900	357,800	389,600		
75	262,700	295,200	333,100	358,900	390,200		
76	264,000	296,600	334,300	360,000	390,800		
77	265,100	298,100	335,400	360,800	391,200		
78	266,300	299,400	336,600	361,600	391,800		
79	267,600	300,700	337,800	362,400	392,400		
80	268,900	302,000	339,000	363,200	393,000		
81	270,000	302,900	340,100	363,900	393,500		
82	271,100	304,100	341,200	364,500	394,100		
83	272,200	305,300	342,300	365,100	394,700		
84	273,300	306,600	343,400	365,700	395,300		
85	274,200	307,700	344,300	366,400	395,800		
86	275,300	308,900	345,300	367,000	396,400		
87	276,400	310,100	346,300	367,600	397,000		
88	277,500	311,300	347,300	368,200	397,600		
89	278,600	312,600	348,400	368,600	398,000		
90	279,600	313,800	349,200	369,200	398,500		
91	280,600	315,000	350,000	369,800	399,100		
92	281,600	316,200	350,800	370,400	399,700		
93	282,600	317,100	351,600	370,700	400,200		
94	283,600	317,800	352,300	371,200			
95	284,600	318,500	353,000	371,700			
96	285,600	319,100	353,700	372,200			
97	286,500	319,800	354,200	372,800			
98	287,300	320,200	354,700	373,300			
99	288,100	320,900	355,200	373,800			
100	289,000	321,600	355,700	374,300			
101	289,800	322,000	356,200	374,900			
102	290,600	322,600	356,700	375,400			
103	291,400	323,200	357,200	375,900			
104	292,200	323,800	357,700	376,300			
105	292,900	324,200	358,000	376,900			
106	293,400	324,700	358,500	377,400			
107	293,900	325,200	359,000	377,900			
108	294,400	325,700	359,500	378,400			
109	294,600	326,100	360,000	379,000			
110	295,000	326,500	360,500	379,500			
111	295,200	326,900	361,000	380,000			
112	295,600	327,300	361,500	380,500			
113	295,900	327,700	362,000	381,100			
114	296,200	328,100	362,500				

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
115	296,600	328,500	363,000				
116	296,900	328,800	363,400				
117	297,200	329,100	363,800				
118	297,500	329,500	364,300				
119	297,800	329,900	364,800				
120	298,200	330,300	365,300				
121	298,500	330,500	365,700				
122	298,900	330,900	366,200				
123	299,300	331,300	366,700				
124	299,700	331,700	367,200				
125	299,900	331,900	367,600				
126	300,200	332,200					
127	300,600	332,600					
128	301,000	332,900					
129	301,200	333,000					
130	301,600	333,400					
131	302,000	333,800					
132	302,400	334,200					
133	302,600	334,500					
134	303,000	334,900					
135	303,400	335,300					
136	303,800	335,700					
137	304,000	336,000					
138	304,300	336,400					
139	304,700	336,800					
140	305,100	337,200					
141	305,300	337,500					
142	305,700	337,900					
143	306,100	338,300					
144	306,400	338,700					
145	306,500	339,000					
146	306,900	339,400					
147	307,300	339,800					
148	307,700	340,200					
149	307,900	340,500					
150	308,200	340,900					
151	308,500	341,300					
152	308,800	341,700					
153	309,200	342,000					
154	309,500						
155	309,700						
156	310,000						
157	310,400						
158	310,700						
159	311,000						
160	311,300						
161	311,700						
162	312,000						
163	312,300						
164	312,600						
165	313,000						
166	313,300						
167	313,600						
168	313,900						
169	314,300						

別表第4 指定職基本給表（第11条関係）

号俸	基本給月額
	円
1	720,000
2	776,000
3	834,000
4	912,000
5	984,000
6	1,055,000
7	1,129,000
8	1,198,000

別表第1-II 55歳を超える職員にかかる一般職基本給表

ア 一般職基本給表(一)

職務の級	6級	7級	8級	9級	10級
号俸	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額
	円	円	円	円	円
1	320,600	366,200	413,000	464,600	529,500
2	320,600	366,200	413,000	464,600	529,500
3	320,600	366,200	413,000	464,600	529,500
4	322,588	368,390	414,193	466,792	530,817
5	324,853	370,656	416,064	469,747	533,969
6	326,922	373,118	418,330	472,800	536,333
7	329,089	375,581	420,497	475,854	538,795
8	331,256	378,043	422,664	478,907	541,258
9	333,521	380,604	424,732	481,764	543,720
10	335,688	383,264	426,801	484,817	545,592
11	337,855	385,923	428,869	487,871	547,365
12	340,022	388,583	431,036	490,924	549,236
13	341,992	391,144	432,908	493,682	551,009
14	344,061	393,409	434,779	496,046	552,487
15	346,129	395,675	436,749	498,410	553,964
16	348,198	398,039	438,719	500,774	555,442
17	350,168	399,910	440,591	503,138	556,821
18	352,138	401,880	442,364	504,616	558,003
19	354,108	403,752	444,137	506,093	559,185
20	355,979	405,623	445,910	507,571	560,367
21	358,048	407,495	447,683	508,753	561,549
22	359,919	409,268	449,160	510,230	
23	361,889	411,139	450,638	511,708	
24	363,859	413,109	452,115	513,185	
25	365,928	414,981	453,593	514,466	
26	367,898	416,458	454,972	515,549	
27	369,868	418,034	456,351	516,731	
28	371,838	419,610	457,631	517,913	
29	373,414	421,186	458,616	519,095	
30	375,187	422,467	459,404	519,982	
31	376,960	423,747	460,192	520,868	
32	378,634	425,028	460,980	521,755	
33	380,407	426,210	461,670	522,543	
34	381,786	427,490	462,458	523,429	
35	383,362	428,771	463,246	524,316	
36	384,938	429,953	464,034	525,202	
37	386,514	431,233	464,822	526,089	
38	387,696	432,120	465,610	526,975	
39	388,878	433,006	466,398	527,862	
40	390,060	433,893	467,186	528,748	
41	391,144	434,484	467,974	529,635	
42	392,326	435,272	468,663		
43	393,508	435,961	469,451		
44	394,690	436,749	470,239		
45	395,379	437,537	471,027		
46	396,069	438,325			
47	396,758	439,113			
48	397,448	439,901			
49	398,137	440,492			
50	398,827	441,280			
51	399,516	442,068			
52	400,206	442,856			
53	400,994	443,447			
54	401,683	444,235			
55	402,373	445,023			

職務の級	6級	7級	8級	9級	10級
56	403,062	445,811			
57	403,653	446,402			
58	404,343	447,190			
59	405,032	447,978			
60	405,722	448,766			
61	406,313	449,357			
62	407,002				
63	407,692				
64	408,381				
65	408,677				
66	409,268				
67	409,957				
68	410,647				
69	411,139				
70	411,829				
71	412,518				
72	413,208				
73	413,700				
74	414,390				
75	415,079				
76	415,769				
77	416,261				

別表第2-II 55歳を超える教員にかかる教育職基本給表

ア 教育職基本給表(一)

職務の級	5級
号俸	基本給月額
	円
加給金額	30,000
1	408,000
2	408,000
3	408,000
4	409,268
5	411,829
6	414,291
7	416,754
8	419,216
9	421,482
10	423,944
11	426,407
12	428,869
13	430,642
14	432,908
15	435,272
16	437,537
17	439,901
18	442,265
19	444,629
20	446,993
21	449,456
22	451,820
23	454,184
24	456,548
25	458,518
26	460,685
27	462,852
28	465,019
29	467,186
30	469,451
31	471,618
32	473,785
33	475,755
34	477,922
35	480,188
36	482,453
37	484,620
38	486,590
39	488,560
40	490,530
41	492,599
42	494,470
43	496,342
44	498,213
45	500,183
46	501,956
47	503,828
48	505,699
49	507,472
50	509,245
51	511,117
52	512,988
53	514,860
54	516,534

職務の級	5級
55	518,209
56	519,883
57	521,558
58	522,838
59	524,119
60	525,399
61	526,680
62	527,665
63	528,650
64	529,635
65	530,423
66	531,309
67	532,196
68	533,082
69	533,969
70	534,757
71	535,643
72	536,530
73	537,416
74	538,303
75	539,189
76	540,076
77	540,962
78	541,849
79	542,735
80	543,622
81	544,508

注 号俸に定める金額に加給金額にある額を加算した額をもって、その基本給月額とする。

別表第3-II 55歳を超える職員にかかる医療職基本給表

ア 医療職基本給表 (A)

職務の級 号俸	6級 基本給月額	7級 基本給月額	8級 基本給月額
	円	円	円
1	328,700	375,200	442,800
2	328,700	375,200	442,800
3	328,700	375,200	442,800
4	330,172	377,551	443,841
5	332,339	380,112	446,402
6	334,506	382,771	448,963
7	336,673	385,431	451,524
8	338,840	388,090	454,085
9	340,810	390,257	456,548
10	342,977	392,523	459,010
11	345,144	394,690	461,571
12	347,311	396,955	464,132
13	349,084	399,024	466,595
14	351,054	400,994	468,072
15	353,024	403,062	469,451
16	354,994	405,229	470,929
17	356,964	407,101	472,505
18	359,033	409,071	473,982
19	361,003	411,139	475,460
20	363,071	413,208	476,937
21	364,943	414,981	478,415
22	367,011	416,557	479,892
23	369,080	418,133	481,370
24	371,148	419,709	482,847
25	372,626	421,186	484,423
26	374,399	422,467	485,901
27	376,172	423,747	487,378
28	377,945	425,028	488,856
29	379,718	426,407	490,432
30	381,195	427,687	491,614
31	382,870	428,968	492,796
32	384,544	430,150	493,978
33	386,022	431,332	495,258
34	387,302	432,612	496,243
35	388,583	433,893	497,228
36	389,863	435,173	498,213
37	390,947	436,454	499,198
38	392,129	437,242	
39	393,212	438,030	
40	394,394	438,818	
41	395,182	439,409	
42	395,970	440,197	
43	396,758	440,985	
44	397,546	441,773	
45	398,039	442,364	
46	398,728	443,152	
47	399,418	443,940	
48	400,107	444,728	
49	400,895	445,319	
50	401,585	446,107	
51	402,274	446,895	
52	402,964	447,683	
53	403,555	448,274	
54	404,244		
55	404,934		

職務の級	6級	7級	8級
56	405,623		
57	406,214		
58	406,904		
59	407,593		
60	408,283		
61	408,578		
62	409,169		
63	409,859		
64	410,548		
65	411,041		

イ 医療職基本給表 (B)

職務の級	6級	7級
号俸	基本給月額	基本給月額
	円	円
1	332,100	378,400
2	332,100	378,400
3	332,100	378,400
4	333,620	380,703
5	335,787	382,870
6	337,954	385,234
7	340,121	387,598
8	342,288	389,863
9	344,061	391,932
10	346,031	394,000
11	348,001	396,167
12	349,971	398,531
13	352,138	400,600
14	354,206	402,668
15	356,275	404,835
16	358,343	407,002
17	360,412	409,071
18	362,480	411,238
19	364,549	413,405
20	366,617	415,572
21	368,390	417,443
22	370,459	419,315
23	372,527	421,186
24	374,596	423,058
25	376,566	424,831
26	378,240	426,505
27	380,112	428,180
28	381,983	429,756
29	383,855	431,036
30	385,726	432,612
31	387,598	434,188
32	389,469	435,764
33	391,144	437,439
34	392,818	439,015
35	394,591	440,591
36	396,364	442,167
37	397,940	443,546
38	399,713	445,023
39	401,486	446,501
40	403,259	447,978
41	404,835	449,259
42	406,510	450,145
43	408,184	451,032
44	409,760	451,918
45	411,238	452,903
46	412,814	453,790
47	414,291	454,676
48	415,867	455,563
49	417,443	456,548
50	419,019	457,237
51	420,595	458,025
52	422,171	458,813
53	423,649	459,700
54	425,126	460,488
55	426,604	461,276

職務の級	6級	7級
56	428,081	462,064
57	429,165	462,950
58	430,051	
59	430,938	
60	431,824	
61	432,711	
62	433,597	
63	434,484	
64	435,370	
65	436,257	
66	437,045	
67	437,833	
68	438,621	
69	439,409	

別表第1-A 暫定一般職基本給表

ア-A 一般職基本給表 (一)

イーA 一般職基本給表（二）

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
号俸	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額
	円	円	円	円	円	円
1	—	163,414	181,452	198,794	223,569	251,515
2	119,406	170,070	187,299	204,740	230,407	258,651
3	123,082	175,931	193,046	210,884	237,245	265,885
4	126,857	181,891	198,695	217,326	244,281	273,813
5	130,632	187,156	204,641	223,470	250,822	281,741
6	134,705	192,024	210,785	230,110	257,560	289,867
7	139,374	196,991	217,227	236,254	264,101	298,191
8	144,142	202,256	222,975	242,002	270,245	306,219
9	150,003	207,421	229,020	247,551	275,894	314,047
10	155,963	211,875	234,767	253,299	281,245	321,480
11	163,116	217,227	240,218	258,551	286,597	328,912
12	169,772	222,182	245,768	263,606	291,849	335,849
13	175,434	226,939	250,723	268,561	297,101	342,786
14	180,898	231,695	255,777	273,416	301,957	348,732
15	185,567	236,452	260,533	278,074	306,516	354,778
16	189,938	240,515	264,993	282,732	310,975	360,624
17	194,309	244,479	269,651	286,597	315,138	366,174
18	198,083	248,146	274,209	290,065	319,399	371,426
19	201,173	251,317	278,471	293,236	323,363	376,282
20	204,046	253,596	282,038	296,110	326,930	380,742
21	207,019	255,678	284,615	298,885	330,300	385,102
22	209,794	257,560	286,795	301,462	333,372	389,165
23	212,569	258,849	289,074	304,137	335,750	392,336
24	215,245	260,236	291,056	306,516	338,228	
25	217,524	261,822	293,038	308,894	340,408	
26	219,605	263,506	294,921	310,876	342,786	
27	221,686	265,092	296,705	312,957	344,967	
28	223,866	266,777	298,588	314,840		
29	225,749	268,263	300,372	317,020		
30	227,731	269,849	302,255	319,201		
31	229,614	271,434	304,038	321,183		
32	231,200	273,119				
33		274,606				

別表第2-A 暫定教育職基本給表

ア-A 教育職基本給表（一）

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
号俸	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額
	円	円	円	円	円
加給金額	—	—	—	—	—
1	—	—	250,237	282,236	361,417
2	159,242	200,865	263,052	296,903	376,282
3	167,089	209,508	275,668	311,867	388,571
4	177,023	218,349	289,178	326,534	400,562
5	187,752	227,786	302,155	341,597	412,454
6	195,401	237,124	315,732	356,264	424,048
7	202,554	249,442	328,714	371,030	435,346
8	210,203	261,661	341,994	381,832	446,742
9	218,448	273,979	354,678	392,138	457,742
10	227,687	284,516	364,390	401,553	468,842
11	235,237	296,408	374,300	410,472	480,139
12	243,681	308,101	383,715	418,994	491,139
13	251,528	315,831	392,237	427,220	502,238
14	258,750	322,669	400,463	434,751	513,238
15	266,083	329,210	407,994	442,085	523,446
16	273,218	335,651	415,328	449,121	532,563
17	279,858	341,994	422,364	455,166	541,482
18	286,101	347,741	429,301	460,715	550,302
19	292,345	353,390	435,049	466,166	559,122
20	298,291	358,940	439,904	471,517	567,248
21	303,939	364,291	444,265	476,770	573,491
22	308,795	369,742	447,337	481,923	578,347
23	313,156	374,300	450,409	486,977	582,906
24	317,516	378,165	453,184	490,941	
25	320,984	381,039	456,256	494,211	
26	324,057	383,715	459,229	497,482	
27	327,030	386,589	462,301		
28	329,705	389,264	465,274		
29	331,885	392,039			
30	333,867	394,616			
31	335,949	397,391			
32	337,931	400,066			
33	339,913	402,940			
34	341,795	405,715			
35	343,777				
36	345,859				
37	347,940				
38	350,120				

イーA 教育職基本給表（二）

職務の級 号俸	1級 基本給月額	2級 基本給月額	3級 基本給月額
	円	円	円
1	—	202,057	250,237
2	167,884	210,203	263,052
3	178,315	218,647	275,668
4	189,540	227,985	289,476
5	200,865	237,223	302,651
6	207,620	249,442	316,327
7	214,872	261,661	331,093
8	222,620	273,979	345,759
9	230,369	285,606	360,624
10	238,316	298,489	371,327
11	246,561	311,074	381,634
12	254,707	323,759	392,039
13	262,020	336,345	401,454
14	269,452	348,732	410,472
15	276,984	357,552	418,697
16	284,020	366,372	426,526
17	291,056	375,093	433,859
18	297,696	383,318	440,895
19	303,939	391,246	446,941
20	309,390	398,778	452,193
21	314,543	406,508	457,148
22	319,300	413,841	461,706
23	324,057	420,877	466,364
24	328,219	426,823	471,022
25	332,084	431,976	474,490
26	335,453	436,931	477,662
27	337,931	441,490	480,932
28	340,210	446,148	
29	342,687	450,805	
30	345,363	454,175	
31	347,940	457,247	
32	350,417	460,319	
33	352,796		
34	355,174		
35	357,751		
36	360,327		
37	362,805		

別表第3-A 暫定医療職基本給表

ア-A 医療職基本給表 (A)

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
号俸	基本給月額							
	円	円	円	円	円	円	円	円
1	—	—	203,348	226,395	261,921	303,047	337,931	400,562
2	137,685	174,937	210,402	234,541	271,236	312,957	349,228	412,454
3	143,049	181,196	217,554	242,886	280,552	322,867	360,823	424,247
4	149,804	187,553	225,203	250,623	289,867	332,777	372,219	436,139
5	156,361	194,209	233,250	259,047	299,480	342,588	383,417	447,932
6	163,911	200,567	240,813	267,371	308,993	352,102	394,814	459,625
7	171,460	207,123	249,038	275,894	318,606	361,516	406,310	471,319
8	177,520	213,481	257,263	284,417	328,021	370,832	417,805	483,310
9	183,580	220,236	265,488	293,038	337,336	380,246	428,805	495,500
10	188,845	226,939	273,714	301,660	346,354	389,661	438,715	507,887
11	194,209	233,776	281,840	310,083	355,372	398,976	448,130	515,320
12	199,276	240,416	289,669	318,210	363,697	407,499	455,959	522,356
13	204,143	246,759	297,498	325,840	372,120	415,526	462,103	528,896
14	208,912	253,101	305,128	333,372	379,751	421,472	468,445	535,437
15	212,767	258,551	312,264	340,408	385,796	427,121	474,986	540,689
16	217,128	263,903	319,201	346,156	391,445	430,985	479,049	544,950
17	221,191	268,858	325,543	351,111	396,003	434,553	483,112	
18	225,353	273,912	331,489	355,669	400,463	438,418		
19	228,722	278,272	335,354	359,039	404,228	441,986		
20	231,596	282,633	339,318	362,507	407,499	445,553		
21	234,569	285,804	342,588	365,679	410,967			
22	236,849	288,281	345,264	368,453	414,337			
23	238,533	290,561	347,841	371,228	417,706			
24		292,146	350,120	373,507				
25		293,930	352,399	375,787				
26		295,615	354,381	378,264				
27		297,498	356,462	380,841				
28		299,182	358,543					
29			360,724					
30			362,904					

イ-A 医療職基本給表 (B)

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
号俸	基本給月額						
	円	円	円	円	円	円	円
1	—	—	218,746	240,899	271,038	307,011	338,922
2	150,500	177,123	225,601	248,051	279,362	316,228	350,219
3	156,063	185,467	233,349	255,303	287,786	326,138	361,715
4	161,824	194,706	240,502	262,020	296,011	336,246	373,012
5	167,983	200,269	247,654	269,452	304,534	346,156	384,508
6	176,030	206,130	254,290	277,083	313,056	355,769	396,201
7	184,375	211,991	261,425	284,714	321,183	365,183	408,192
8	193,017	218,548	268,660	292,444	329,408	374,399	419,391
9	198,083	225,402	275,894	300,273	336,940	384,012	430,292
10	203,249	233,051	283,426	308,201	344,273	393,724	440,697
11	208,514	240,204	290,858	315,732	351,705	403,436	450,905
12	213,879	246,759	298,291	323,165	358,940	412,553	459,724
13	219,442	253,993	305,525	330,201	366,372	420,877	467,454
14	225,203	261,128	312,462	336,940	373,507	429,400	475,085
15	231,064	268,263	319,201	343,678	380,940	437,526	482,716
16	236,155	275,398	325,543	350,120	387,877	445,157	489,554
17	241,704	282,633	331,786	356,363	394,418	452,688	494,211
18	247,155	289,669	337,633	362,507	400,264	460,319	498,373
19	252,903	296,408	343,381	368,453	404,922	467,157	502,139
20	258,155	303,246	349,129	373,805	408,886	471,716	
21	263,110	309,984	354,778	379,057	413,048	475,680	
22	268,065	315,930	360,228	383,913	416,814	479,148	
23	272,227	321,678	365,282	387,778	420,084		
24	276,588	327,426	370,039	391,048	422,562		
25	280,552	332,777	374,003	394,120			
26	284,615	336,642	377,273	397,291			
27	288,083	339,913	380,246	400,165			
28	291,155	342,786	383,021	402,544			
29	293,534	345,462	385,796				
30	295,615	347,543	388,472				
31	297,399	349,525	390,751				
32	299,282	351,408					
33	301,164	353,291					
34	303,047	355,372					
35	304,930	357,453					
36	306,813	359,633					
37	308,597	361,913					
38	310,678	364,093					
39	312,561						
40	314,543						
41	316,327						

別表第4-A 暫定指定職基本給表

号俸	基本給月額
	円
1	564,947
2	627,279
3	693,569
4	771,732
5	831,096
6	893,428
7	977,527
8	1,053,711
9	1,129,894
10	1,210,036
11	1,283,251

別表第1-II-A 55歳を超える職員にかかる暫定一般職基本給表

アーア 一般職基本給表(一)

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級	11級
号俸	基本給月額										
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
1	—	—	179,848	212,824	229,948	249,402	268,144	288,740	321,344	357,949	404,705
2	131,119	166,540	186,697	220,651	238,079	257,993	277,124	298,502	333,058	369,662	418,469
3	135,424	172,999	193,743	228,871	246,864	266,778	286,301	308,263	344,576	381,571	432,428
4	139,730	179,848	200,593	237,005	255,259	275,661	295,867	318,318	356,094	393,383	446,289
5	144,818	185,523	208,029	245,693	263,557	284,446	305,335	328,469	367,320	405,389	459,858
6	150,493	190,709	215,661	253,893	271,951	293,426	314,901	338,523	378,447	417,005	473,426
7	156,266	195,700	222,852	262,092	280,249	302,504	324,565	348,090	389,576	428,524	486,896
8	162,431	200,690	230,075	270,194	288,448	311,485	333,936	357,363	400,898	439,456	500,367
9	166,932	205,485	236,323	278,100	296,647	320,563	343,111	366,441	412,027	450,194	513,838
10	170,259	209,283	242,472	285,715	304,750	329,543	352,092	375,519	422,471	460,540	527,308
11	173,194	213,578	248,524	293,231	312,461	338,523	360,877	384,598	431,940	469,814	538,143
12	175,836	217,679	253,893	300,357	319,684	347,505	369,272	393,578	441,115	478,307	544,976
13	178,283	221,876	259,261	307,092	326,907	356,191	377,471	401,972	448,632	485,530	551,712
14	180,240	224,999	264,142	313,730	333,839	364,586	384,304	409,684	454,879	492,168	557,471
15	182,197	227,830	269,120	319,587	339,207	371,908	389,673	415,345	461,126	496,462	561,961
16	183,762	230,856	273,513	325,053	343,795	377,276	394,261	420,812	465,518		
17		233,687	277,418	328,567	347,700	382,157	398,361	424,521	469,716		
18		236,518	281,029	331,788	350,921	385,475	401,680	428,035	473,719		
19		238,275	284,153	334,716	353,654	388,892	405,292	431,842			
20			286,398	336,962	356,485	392,211	408,708	435,357			
21			288,155	339,109	358,925	395,530	412,124	438,870			
22			290,108	341,354	361,365	398,751	415,540				
23			291,962	343,502	363,805	402,070					
24			293,915	345,650	366,344	405,389					
25			295,769	347,992	368,784						
26			297,526	350,139	371,322						
27			299,380	352,385							
28			301,333	354,533							
29			303,187								
30			305,042								
31			306,897								
32			308,654								

注 5級以下の級については、附則(平成22年12月1日施行) 第3項から第7項まで適用時にのみ使用する。

別表第2-II-A 55歳を超える教員にかかる暫定教育職基本給表

アーア 教育職基本給表(一)

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
号俸	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額
	円	円	円	円	円
加給金額	—	—	—	—	—
1	—	—	246,484	278,003	355,996
2	156,854	197,853	259,107	292,450	370,638
3	164,583	206,366	271,533	307,189	382,743
4	174,368	215,074	284,841	321,636	394,554
5	184,936	224,370	297,623	336,474	406,268
6	192,470	233,568	310,997	350,921	417,688
7	199,516	245,701	323,784	365,465	428,816
8	207,050	257,737	336,865	376,105	440,041
9	215,172	269,870	349,358	386,256	450,876
10	224,272	280,249	358,925	395,530	461,810
11	231,709	291,962	368,686	404,315	472,937
12	240,026	303,480	377,960	412,710	483,772
13	247,756	311,094	386,354	420,812	494,705
14	254,869	317,829	394,457	428,230	505,540
15	262,092	324,272	401,875	435,454	515,595
16	269,120	330,617	409,099	442,385	524,575
17	275,661	336,865	416,029	448,339	533,360
18	281,810	342,525	422,862	453,805	542,048
19	287,960	348,090	428,524	459,174	550,736
20	293,817	353,556	433,306	464,445	558,740
21	299,380	358,827	437,602	469,619	564,889
22	304,164	364,196	440,627	474,695	569,672
23	308,459	368,686	443,653	479,673	574,163
24	312,754	372,493	446,387	483,577	
25	316,170	375,324	449,413	486,798	
26	319,197	377,960	452,341	490,020	
27	322,125	380,791	455,367		
28	324,760	383,426	458,295		
29	326,907	386,159			
30	328,859	388,697			
31	330,910	391,431			
32	332,863	394,066			
33	334,815	396,896			
34	336,669	399,630			
35	338,621				
36	340,672				
37	342,721				
38	344,869				

注 4級以下の級については、附則(平成22年12月1日施行) 第3項から第7項まで適用時にのみ使用する。

別表第3-II-A 55歳を超える職員にかかる暫定医療職基本給表

ア- A 医療職基本給表 (A)

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
号俸	基本給月額							
	円	円	円	円	円	円	円	円
1	—	—	200,298	223,000	257,993	298,502	332,863	394,554
2	135,620	172,313	207,246	231,023	267,168	308,263	343,990	406,268
3	140,904	178,479	214,291	239,243	276,344	318,024	355,411	417,884
4	147,557	184,740	221,825	246,864	285,519	327,786	366,636	429,597
5	154,016	191,296	229,752	255,162	294,988	337,450	377,666	441,214
6	161,453	197,559	237,201	263,361	304,359	346,821	388,892	452,731
7	168,889	204,017	245,303	271,756	313,827	356,094	400,216	464,250
8	174,858	210,279	253,405	280,151	323,101	365,270	411,538	476,061
9	180,827	216,933	261,506	288,643	332,276	374,543	422,373	488,068
10	186,013	223,535	269,609	297,136	341,159	383,817	432,135	500,269
11	191,296	230,270	277,613	305,432	350,042	392,992	441,409	507,591
12	196,287	236,810	285,324	313,437	358,242	401,387	449,120	514,521
13	201,081	243,058	293,036	320,953	366,539	409,294	455,172	520,963
14	205,779	249,305	300,552	328,372	374,055	415,150	461,419	527,406
15	209,576	254,673	307,581	335,302	380,010	420,715	467,862	532,579
16	213,872	259,945	314,413	340,964	385,574	424,521	471,864	536,776
17	217,874	264,826	320,660	345,845	390,063	428,035	475,866	
18	221,973	269,804	326,517	350,334	394,457	431,842		
19	225,292	274,098	330,324	353,654	398,165	435,357		
20	228,123	278,394	334,229	357,070	401,387	438,870		
21	231,051	281,517	337,450	360,194	404,803			
22	233,297	283,957	340,086	362,927	408,122			
23	234,956	286,203	342,624	365,660	411,441			
24		287,764	344,869	367,905				
25		289,522	347,114	370,151				
26		291,181	349,066	372,591				
27		293,036	351,116	375,129				
28		294,695	353,165					
29			355,314					
30			357,461					

注 5級以下の級については、附則(平成22年12月1日施行) 第3項から第7項まで適用時にのみ使用する。

イーA 医療職基本給表（B）

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
号俸	基本給月額						
	円	円	円	円	円	円	円
1	—	—	215,465	237,286	266,973	302,406	333,839
2	148,243	174,467	222,217	244,331	275,172	311,485	344,966
3	153,723	182,685	229,849	251,474	283,470	321,246	356,290
4	159,397	191,786	236,895	258,090	291,571	331,203	367,417
5	165,464	197,265	243,940	265,411	299,966	340,964	378,741
6	173,390	203,039	250,476	272,927	308,361	350,433	390,258
7	181,610	208,812	257,504	280,444	316,366	359,706	402,070
8	190,122	215,270	264,631	288,058	324,467	368,784	413,101
9	195,112	222,021	271,756	295,769	331,886	378,252	423,838
10	200,201	229,556	279,175	303,578	339,109	387,819	434,087
11	205,387	236,601	286,496	310,997	346,430	397,385	444,142
12	210,671	243,058	293,817	318,318	353,556	406,365	452,829
13	216,151	250,184	300,943	325,248	360,877	414,564	460,443
14	221,825	257,212	307,776	331,886	367,905	422,959	467,959
15	227,599	264,240	314,413	338,523	375,226	430,964	475,476
16	232,613	271,268	320,660	344,869	382,059	438,480	482,211
17	238,079	278,394	326,810	351,018	388,502	445,898	486,798
18	243,448	285,324	332,569	357,070	394,261	453,415	490,898
19	249,110	291,962	338,231	362,927	398,849	460,150	494,607
20	254,283	298,698	343,893	368,198	402,753	464,641	
21	259,164	305,335	349,457	373,372	406,853	468,545	
22	264,045	311,192	354,825	378,155	410,562	471,961	
23	268,144	316,853	359,803	381,962	413,783		
24	272,440	322,515	364,489	385,183	416,224		
25	276,344	327,786	368,393	388,209			
26	280,346	331,593	371,614	391,332			
27	283,762	334,815	374,543	394,163			
28	286,788	337,645	377,276	396,506			
29	289,131	340,281	380,010				
30	291,181	342,330	382,645				
31	292,939	344,283	384,890				
32	294,793	346,137					
33	296,647	347,992					
34	298,502	350,042					
35	300,357	352,092					
36	302,211	354,239					
37	303,969	356,485					
38	306,018	358,632					
39	307,873						
40	309,825						
41	311,583						

注 5級以下の級については、附則(平成22年12月1日施行) 第3項から第7項まで適用時にのみ使用する。

別表第5（第24条関係）適用区分表

勤務箇所	教職員	調整数
1. 大学院の研究科等	(1) 博士の学位を有するか又は博士前期課程(修士課程)修了後5年若しくは大学における6年の課程を修了した後6年の研究歴を有する助手	1
2. 医学部、医学系研究科及び附置研究所	(1) 危険な病原体又は危険な病原体に汚染された病変組織その他の物件を直接取り扱う業務に従事することを常例とする病理細菌技術者 (2) (1)に掲げる業務に従事することを主たる職務内容とする教職員	1
3. 人間科学研究科附属比較行動実験施設及び微生物病研究所	(1) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号) 第6条に定める感染症の病原体その他の危険な病原体を保有する動物の飼育又は当該動物について行う実験の業務に直接従事することを主たる職務内容とする教職員	1
4. 医学部附属病院及び歯学部附属病院	(1) 結核患者を専ら入院させるための病棟(以下「結核病棟」という。)又は精神病患者を専ら入院させるための病棟(以下「精神病棟」という。)に勤務する看護助手 (2) 結核病棟又は精神病棟に勤務する看護師長(当該病棟のみを担当している者に限る。)、看護師及び准看護師 (3) 結核患者又は精神病患者の診療に直接従事することを本務とする医師及び歯科医師 (4) 危険な病原体に汚染された検体を直接取り扱うことを常例とし、入院患者及び外来患者に直接接する病理細菌技術者 (5) 放射線による治療その他の放射線の照射の業務を入院患者及び外来患者に直接接して行うことを常例とする診療放射線技術者 (6) 精神病患者の作業療法に直接従事することを本務とする作業療法技術職員 (7) 危険な病原体及び汚物の付着した物件を直接取り扱うことを常態とする洗濯員 (8) 結核病棟、精神病棟又は集中的な監視及び治療を要する患者を専ら入院させるための病棟(以下「集中治療病棟」という。)に勤務する看護師長((2)に掲げる者を除く。)並びに集中治療病棟に勤務する看護師及び准看護師 (9) 集中治療病棟に入院している患者の診療に直接従事することを本務とする医師 (10) 集中治療病棟(脳卒中センター(脳卒中ケアユニット)に限る。)に勤務し、作業療法又は理学療法に直接従事することを本務とする作業療法技術職員又は理学療法技術職員 (11) 手術部(中央手術室)に勤務する看護師長、看護師及び准看護師 (12) 受付その他の窓口業務を外来患者及び入院患者に直接接して行うことを常態とする患者係事務教職員	3 2 1
5. 核物理研究センター	(1) 放射線発生装置(サイクロトロン)若しくは測定器その他の放射線発生装置に附属する実験設備の運転及び保守又はこれらを使用して行う実験及び研究(大学が別に定めるものに限る。)の業務に直接従事することを本務とする教職員 (2) 放射線発生装置(高エネルギー加速器等を除く。)を有する施設における放射線の安全管理、放射性物質の管理又は放射性廃棄物の処理の業務に直接従事することを本務とする教職員	1

別表第6 調整基本額（第24条関係）

ア 一般職基本給表（一）

職務の級	調整基本額
1級	6,500円
2級	8,400円
3級	9,600円
4級	10,200円
5級	10,600円
6級	11,100円
7級	12,000円
8級	12,700円
9級	14,300円
10級	15,900円

イ 一般職基本給表（二）

職務の級	調整基本額
1級	5,900円
2級	7,400円
3級	8,400円
4級	8,700円
5級	9,600円

ウ 教育職基本給表（一）

職務の級	調整基本額
1級	9,000円
2級	10,400円
3級	11,900円
4級	12,700円
5級	15,000円

エ 教育職基本給表（二）

職務の級	調整基本額
2級	11,200円

オ 医療職基本給表（A）

職務の級	調整基本額
1級	6,200円
2級	8,000円
3級	9,100円
4級	9,600円
5級	10,500円
6級	11,200円
7級	12,200円
8級	13,800円

カ 医療職基本給表（B）

職務の級	調整基本額
1級	8,000円
2級	9,400円
3級	9,700円
4級	10,000円
5級	10,300円
6級	11,600円
7級	12,500円

別表第6-A 暫定調整基本額

アーア 一般職基本給表(一)

職務の級	調整基本額
1級	5,087円。ただし、2号俸から16号俸まで5,100円
2級	6,484円。ただし、2号俸から9号俸まで6,500円
3級	8,479円。ただし、1号俸8,271円、2号俸から6号俸まで8,500円
4級	9,676円。ただし、1号俸から3号俸まで9,700円
5級	10,175円。ただし1号俸10,200円
6級	10,774円
7級	11,173円
8級	11,771円
9級	12,769円
10級	13,467円
11級	15,363円

イーア 一般職基本給表(二)

職務の級	調整基本額
1級	5,885円。ただし、2号俸5,409円、3号俸5,575円、4号俸5,746円、5号俸から18号俸まで 5,900円
2級	7,382円。ただし、1号俸から9号俸まで7,400円
3級	7,980円
4級	8,579円
5級	9,078円
6級	10,175円

ウーア 教育職基本給表(一)

職務の級	調整基本額
1級	9,277円。ただし、2号俸から13号俸まで9,300円
2級	10,973円。ただし、2号俸から9号俸まで11,000円
3級	12,569円。ただし、1号俸から4号俸まで12,600円
4級	13,467円
5級	16,061円

エーア 教育職基本給表(二)

職務の級	調整基本額
2級	11,771円。ただし、1号俸9,153円、2号俸9,522円、3号俸9,904円、4号俸10,327円、5号俸 10,746円、6号俸11,299円、7号俸及び8号俸11,800円

オーア 医療職基本給表(A)

職務の級	調整基本額
1級	6,085円。ただし、2号俸から14号俸まで6,100円
2級	7,980円。ただし、2号俸7,924円、3号俸から9号俸まで8,000円
3級	9,576円。ただし、1号俸9,211円、2号俸9,531円、3号俸から5号俸まで9,600円
4級	10,175円。ただし、1号俸から3号俸まで10,200円
5級	11,073円
6級	11,871円
7級	12,968円
8級	14,764円

カーア 医療職基本給表(B)

職務の級	調整基本額
1級	7,980円。ただし、2号俸6,817円、3号俸7,069円、4号俸7,330円、5号俸7,609円、6号俸 7,974円、7号俸から15号俸まで8,000円
2級	9,876円。ただし、2号俸8,023円、3号俸8,401円、4号俸8,820円、5号俸9,072円、6号俸 9,337円、7号俸9,603円、8号俸から11号俸まで9,900円
3級	10,175円。ただし、1号俸9,909円、2号俸から5号俸まで10,200円
4級	10,574円。ただし、1号俸から3号俸まで10,600円
5級	10,973円
6級	12,370円
7級	13,268円

別表第7 管理職手当額(第25条関係)

基本給表	職務の級	職責区分	管理職手当額（円）
一般職基本給表（一）	8	II種	94,000
		II種	88,500
		II種	83,100
	6	III種	72,700
		IV種	62,300
	5	III種	69,400
		IV種	59,500
教育職基本給表（一）	5	II種	300,000
		III種	250,000
		IV種	80,200
		V種	66,800
		VI種	42,800
	4	IV種	68,800
		V種	57,300
医療職基本給表（A）	8	IV種	72,600
	7	IV種	65,700
	6	IV種	62,300
	5	IV種	58,900
医療職基本給表（B）	7	II種	88,300
		III種	77,300
	6	II種	86,700
		III種	75,800
	5	II種	79,000
		III種	69,100
		IV種	59,200
	4	IV種	53,700

別表第7-II 55歳を超える教職員にかかる管理職手当額

基本給表	職務の級	職責区分	管理職手当額（円）
一般職基本給表（一）	8	II種	92,590
		7	87,173
		II種	81,854
	6	III種	71,610
		IV種	61,366
教育職基本給表（一）	5	II種	300,000
		III種	250,000
		IV種	78,997
		V種	65,798
		VI種	42,158
医療職基本給表（A）	8	IV種	71,511
	7	IV種	64,715
	6	IV種	61,366
医療職基本給表（B）	7	II種	86,976
		III種	76,141
	6	II種	85,400
		III種	74,663

別表第8 医師等調整手当(第26条関係)

期間の区分	手当の額
	円
1年未満	50,000
1年以上2年未満	50,000
2年以上3年未満	50,000
3年以上4年未満	50,000
4年以上5年未満	50,000
5年以上6年未満	50,000
6年以上7年未満	48,200
7年以上8年未満	46,400
8年以上9年未満	44,600
9年以上10年未満	42,800
10年以上11年未満	41,000
11年以上12年未満	39,200
12年以上13年未満	37,400
13年以上14年未満	35,600
14年以上15年未満	34,200
15年以上16年未満	32,800
16年以上17年未満	31,400
17年以上18年未満	30,000
18年以上19年未満	28,600
19年以上20年未満	27,200
20年以上21年未満	25,800
21年以上22年未満	25,200
22年以上23年未満	24,600
23年以上24年未満	23,700
24年以上25年未満	23,100
25年以上26年未満	22,500
26年以上27年未満	21,900
27年以上28年未満	21,300
28年以上29年未満	20,600
29年以上30年未満	20,300
30年以上31年未満	19,900
31年以上32年未満	19,300
32年以上33年未満	18,500
33年以上34年未満	17,600
34年以上35年未満	16,900
35年以上	0

国立大学法人大阪大学任期付教職員給与規程（案）

第1章 総則

（目的）

第1条 この規程は、国立大学法人大阪大学(以下「大学」という。)に常時勤務する教職員のうち、国立大学法人大阪大学任期付教職員就業規則(以下「就業規則」という。)の適用を受ける者であって、国立大学法人大阪大学任期付寄附講座等教職員給与規程の適用を受ける者以外のもの(以下「教職員」という。)について、同規則第21条の規定に基づき、その給与に関する事項を定めることを目的とする。

（法令との関係）

第2条 教職員の給与に関しては、労働基準法(昭和22年法律第49号。以下「労基法」という。)その他の法令に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

（給与の種類）

第3条 教職員の給与は、基本給、賞与及び諸手当として支給する。

- 2 賞与は、期末手当及び業績手当からなるものとする。ただし、第11条第1項第4号に規定する指定職基本給表の適用を受ける教職員(以下「指定職」という。)の賞与は、期末特別手当としてこれを支給する。
- 3 諸手当は、基本給の調整額、管理職手当、医師等調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、高所作業手当、爆発物取扱等作業手当、死体処理手当、放射線取扱手当、異常圧力内作業手当、夜間看護等手当、ドクターヘリ搭乗手当、超過勤務手当、休日手当、夜勤手当及び宿日直手当からなるものとする。

（給与の支給日等）

第4条 基本給は、毎月17日に支給する。ただし、17日が日曜日に当たるときは15日(15日が休日に当たるときは、18日)に、土曜日に当たるときは16日に、休日(月曜日に限る。)に当たるときは18日にこれを支給する。

- 2 基本給は毎月末を締切日とし、各月の末日までに、欠勤等の事由により、前項の規定に基づき支給した基本給と本来支給すべき基本給との間に過不足が生じた場合には、原則として、翌月の基本給において、これを清算する。ただし、やむを得ない事由がある場合には、その清算時期を遅らせることがある。
- 3 賞与は、第19条第2項及び第3項に規定する場合を除き、毎年6月30日及び12月10日に支給する。ただし、支給日が日曜日に当たるときは支給日の前々日に、土曜日に当たるときは支給日の前日に支給する。
- 4 基本給の調整額、管理職手当、医師等調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当及び通勤手当は、基本給の支給日に支給する。
- 5 高所作業手当、爆発物取扱等作業手当、死体処理手当、放射線取扱手当、異常圧力内作業手当、夜間看護等手当、ドクターヘリ搭乗手当、超過勤務手当、休日手当、夜勤手当及び宿日直手当は、当該手当の支給要件となる事実が発生した月の翌月の基本給の支給日に支給する。ただし、事務処理上やむを得ない事情が存在する場合には、翌々月に支給することがある。
- 6 第1項、第4項及び前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる非常の場合の費用に充てるため、請求があった場合には、既往の勤務に対する基本給及び諸手当を速やかに支給する。教職員が退職し若しくは解雇されたとき、又は大学が特に必要と認めたときも、同様とする。
 - (1) 教職員又はその収入によって生計を維持している者が結婚若しくは出産し、疾病にかかり、災害に遭い、又は死亡したため、費用を必要とするとき。
 - (2) 教職員又はその収入によって生計を維持している者がやむを得ない事情により1週間以上にわたって帰郷するとき。

（給与の支給原則等）

第5条 給与は、教職員に直接、その全額を通貨で支給する。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものは、給与からこれを控除して支給する。
 - (1) 源泉所得税
 - (2) 住民税
 - (3) 共済組合保険料
 - (4) 雇用保険料
 - (5) 前各号に定めるもののほか、労基法第24条第1項ただし書に基づく協定により、給与からの控除が認められたもの
- 3 第1項の規定にかかわらず、教職員の同意を得た場合には、給与はその指定する銀行その他の金融機関における預貯金口座等へ振り込むことにより、これを支給する。

（日割計算等）

第6条 月の途中で、教職員となった者、昇格、昇給等により基本給の額に変動を生じた者及び退職し、又は解雇された者の基本給は、日割計算に基づき、これを支給する。

- 2 前項の日割計算は、その期間の総日数から国立大学法人大阪大学任期付教職員の労働時間、休日及び休暇等に関する規程(以下「労働時間規程」という。)第8条に規定する所定休日の日数を差し引いた日数を基礎として、これを行う。
- 3 第1項の規定にかかるわらず、教職員が死亡したときは、その月の末日まで勤務したものとして、基本給を支給する。
- 4 前3項の規定は、基本給の調整額、管理職手当、医師等調整手当及び地域手当の支給について準用する。

(勤務1時間当たりの給与額の算出)

- 第7条 第36条から第38条まで及び第42条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、基本給及び基本給の調整額並びにこれらの給与に対する地域手当、管理職手当及び医師等調整手当の月額の合計額を1か月当たりの平均所定労働時間数で除して得た額とする。
- 2 前項の規定にかかるわらず、第36条から第38条までに規定する勤務1時間当たりの給与額は、当該勤務が、高所作業手当、爆発物取扱等作業手当、死体処理手当、放射線取扱手当又は異常圧力内作業手当が支給されることとなる作業又は業務に該当する場合は、当該業務に係る勤務1時間当たりの手当の額(1日単位で支給されるものにあっては、その額を8で除した額、1月単位で支給されるものにあっては、その額を1か月当たりの平均所定労働時間数で除した額)を前項に定める額に加算した額とする。

(端数計算)

- 第8条 第36条から第38条までの規定により勤務1時間につき支給する超過勤務手当、休日手当又は夜勤手当の額及び第42条に規定する勤務1時間当たりの給与額を算定する場合において、その額に50銭未満の端数を生じたときは、これを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときは、これを1円に切り上げるものとする。

(端数の処理)

- 第9条 この規程により計算した給与の確定金額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

第2章 基本給

(基本給の支給)

- 第10条 基本給は、次条の基本給表に定める級及び号俸に基づき、これを支給する。

(基本給表の種類等)

- 第11条 基本給表の種類は、次に掲げるとおりとする。
- (1) 一般職基本給表(別表第1)
 - ア 一般職基本給表(一)
 - イ 一般職基本給表(二)
 - (2) 教育職基本給表(別表第2)
 - ア 教育職基本給表(一)
 - イ 教育職基本給表(二)
 - (3) 医療職基本給表(別表第3)
 - ア 医療職基本給表(A)
 - イ 医療職基本給表(B)
 - (4) 指定職基本給表(別表第4)

- 2 前項の基本給表に定める基本給の額は、国家公務員等の給与改定状況のほか、大学の財務状況等を勘案し、これを改定するものとする。

(初任給)

- 第12条 新たに教職員として採用した者の初任給は、その者の学歴、免許、資格、職務経験等のほか、他の教職員との均衡を考慮して、その級及び号俸を決定する。

(昇格)

- 第13条 勤務成績が優秀な教職員については、その者が従事する職務に応じ、かつ、総合的な評価に基づき、1級上位の級にこれを昇格させることができる。

(昇給)

- 第14条 教職員(指定職を除く。)の昇給は、次条で定める日に、同日前1年間におけるその者の勤務成績に応じて、行うものとする。ただし、勤務成績が良好でない者については、昇給を行わないことがある。
- 2 前項の規定により昇給を行う場合における昇給の号俸数は、同項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した教職員の昇給の号俸数を4号俸(一般職基本給表(一)の適用を受ける教職員でその職務の級が7級以上であるもの及び同表以外の各基本給表の適用を受ける教職員でその職務の級がこれに相当するものとして大学が認めた教職員にあっては、3号俸)とすることを

標準として、これを決定するものとする。

- 3 第1項及び第2項の規定にかかわらず、55歳(技能、労務の職務に従事する職員にあっては57歳)を超える教職員については、昇給を行わない。ただし、大学が特に必要と認めた者については、この限りでない。
- 4 前3項の規定にかかわらず、教職員の昇給は、その属する職務の級における最高の号俸を超えて行うことができないものとする。
- 5 本条の規定にかかわらず、財務状況の悪化その他やむを得ない事由がある場合には、昇給の時期を延期し、又は昇給を行わないことがある。

(昇給の時期)

第15条 前条第1項の規定による昇給の時期は、原則として1月1日とする。

(特別の場合の昇給)

第16条 教職員が就業規則第32条の規定により表彰をされた場合その他特に必要と認められる場合には、前2条の規定にかかわらず、昇給させることがある。

(上位資格を取得した場合における号俸の決定)

第17条 教職員が現に受けている号俸より上位の号俸を初任給として受けるべき資格を取得した場合(昇格の規定の適用を受ける場合を除く。)には、上位の号俸をその者の号俸として決定することができる。

(降格及び降給)

第18条 就業規則第17条第1項各号のいずれかに該当する教職員については、その者の従事する職務に応じた下位の級にこれを降格し、又は1号俸以上下位の号俸に降給させることがある。

第3章 賞与

(賞与の支給)

第19条 賞与は、毎年6月1日又は12月1日(以下「基準日」という。)に大学に在籍する教職員に対して、次条以下の規定に基づき、これを支給する。基準日の前日から起算してそれ以前の1か月間に死亡した教職員(指定職にあっては、その死亡時において指定職であった者)についても、同様とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する教職員に対しては、賞与を支給しない。
 - (1) 就業規則第12条第1項の規定に基づく休職期間中の教職員のうち、給与の支給を受けていない者
 - (2) 就業規則第33条第2項第3号の規定に基づく停職期間中の者
 - (3) 基準日から支給日までの間に、就業規則第17条第2項第2号若しくは第3号に規定する理由に基づき解雇され、又は同規則第33条第2項第5号の規定に基づき懲戒解雇された者
 - (4) その他前各号の規定に準ずる者
- 3 前項に規定する場合のほか、財務状況の悪化その他やむを得ない事由が存在する場合(当該教職員について前項第3号に規定する解雇又は懲戒解雇の事由が明白に存在する場合を含む。)には、賞与を支給せず、又はその支給日を遅らせることがある。

(期末手当)

第20条 期末手当は、指定職以外の教職員に対し、基準日から起算してそれ以前の6か月間(在職期間が6か月に満たない者については、その在職期間。以下、次条において「算定基礎期間」という。)における勤務日数を勘案して、その者の職責に応じてこれを支給する。

- 2 期末手当の額は、その期ごとに決定する。

(業績手当)

第21条 業績手当は、大学の財務状況等を勘案しつつ、指定職以外の教職員に対し、その者の職責及び勤務成績に応じて、これを支給する。

- 2 前項の勤務成績の評価は、算定基礎期間における勤務を対象として、これを行う。
- 3 業績手当の額は、その期ごとに決定する。

(期末特別手当)

第22条 期末特別手当は、指定職に対して、これを支給する。

- 2 期末特別手当の額は、その期ごとに決定する。

第4章 諸手当

(基本給の調整額)

第23条 職務の複雑さ、困難さ、責任の程度、労働の強度、勤務時間、就労環境その他の労働条件が、同じ職務の級に属する他の教職員と比べて著しく特殊な教職員については、その職務の特殊性に基づき、基本給の調整を行うことができる。

- 2 前項の規定による基本給の調整を行う職は、別表第5に掲げる勤務箇所に勤務する同表の教職員欄に掲げる教職員の占める職とする。
- 3 前項の調整額は、当該教職員に適用される基本給表及び職務の級に応じて、別表第6に掲げる調整基本額（その額が基本給月額の100分の4.5を超えるときは、基本給月額の100分の4.5に相当する額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。ただし、教育職基本給表（一）適用者を除く。）に別表第5の調整数を乗じて得た額とする。
- 4 前項の規定にかかわらず、基本給の調整額が基本給月額の100分の25を超えるときは、基本給月額の100分の25に相当する額とする。ただし、教育職基本給表（一）適用者については、この限りでない。

(管理職手当)

第24条 管理職手当は、指定職を除く管理又は監督の地位にある教職員（以下「管理職」という。）に対して、これを支給する。

- 2 前項の管理職の範囲については、別に定める。
- 3 管理職手当の月額は、当該教職員に適用される基本給表、職務の級及び職責区分に応じて、別表第7に掲げる支給額とする。
- 4 管理職手当及び第11条第4号に規定する指定職基本給表に定める指定職の基本給には、第38条に規定する夜勤手当が含まれるものとする。
- 5 管理職が、月の初日から末日までの全期間にわたって勤務しなかった場合（労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号。以下「労災保険法」という。）第7条第1項第1号に規定する業務災害（以下この規程の第40条において「業務災害」という。）に遭い、療養のため勤務しないことを大学が特に認めた場合を除く。）には、その月の管理職手当は支給しない。
- 6 前5項に規定するほか、管理職手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

(医師等調整手当)

第25条 医学又は歯学に関する専門的知識を必要とし、かつ、大学が別に定める職に新たに採用され又は当該職に異動した教職員（教育職基本給表（一）の適用を受ける教職員であって、医師免許証又は歯科医師免許証を有する者に限る。）に対しては、月額50,000円を超えない範囲内の額を採用又は異動（以下「採用等」という。）の日から35年以内の期間、医師等調整手当として支給する。

- 2 前項の手当の額は、採用等の日から1年を経過するごとにその額を減じるものとし、その月額は、採用等の日以後の期間の区分に応じ、別表第8に掲げる額とする。
- 3 前2項に規定するほか、医師等調整手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

(扶養手当)

第26条 扶養手当は、指定職を除く扶養親族のある教職員に対して、これを支給する。

- 2 前項の扶養親族は、次の各号のいずれかに該当する者であって、他に生計の途がなく、主としてその教職員の扶養を受けているものとする。
 - (1) 配偶者（教職員と内縁関係にある者を含む。以下同じ。）
 - (2) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子及び孫
 - (3) 満60歳以上の父母及び祖父母
 - (4) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹
 - (5) 重度心身障害者
- 3 扶養手当の月額は、前項第1号の扶養親族については13,000円、同項第2号から第5号までの扶養親族については各6,500円（教職員に配偶者がいない場合にあっては、そのうち1人について11,000円）とする。
- 4 前項の規定にかかわらず、扶養親族である子の中に、満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間（以下「特定期間」という。）にある子がいる場合、その扶養手当の月額は、5,000円に特定期間にある当該扶養親族である子の数を乗じて得た額を、同項の規定による額に加算した額とする。
- 5 前4項に規定するもののほか、扶養手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

(地域手当)

第27条 地域手当は、大阪府大阪市、同吹田市、同豊中市、同茨木市、同枚方市、同箕面市及び兵庫県尼崎市に所在する大学の施設を勤務地とする教職員に対して、これを支給する。

- 2 地域手当の月額は、基本給、基本給の調整額、管理職手当及び扶養手当の月額の合計額に、100分の12を乗じて得た額とする。

(住居手当)

第28条 住居手当は、自ら居住するために住居（貸間を含む。）を借り受け、月額12,000円を超える家賃（使用料を含む。以下同じ。）を支払っている教職員（指定職並びに国立大学法人、その他の独立行政法人等及び国の機関から貸与された宿舎に居住している者を除く。）に対して、これを支給する。

- 2 住居手当の月額は、次の各号に掲げる教職員の区分に応じて、それぞれ次に掲げる額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）に相当する額とする。
- (1) 月額23,000円以下の家賃を支払っている教職員
家賃の月額から12,000円を控除した額
- (2) 月額23,000円を超える家賃を支払っている教職員
家賃の月額から23,000円を控除した額の2分の1（その控除した額の2分の1が16,000円を超えるときは、16,000円）を11,000円に加算した額
- 3 前2項に規定するもののほか、住居手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

(通勤手当)

第29条 通勤手当は、次の各号に掲げる教職員の区分に応じて、当該各号に掲げる金額を支給する。

- (1) 通勤のため電車等の公共交通機関又は有料の道路(以下「交通機関等」という。)を利用する教職員にあっては、支給単位期間につき、別に定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額(以下「運賃等相当額」という。)とする。ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額(以下「1か月当たりの運賃等相当額」という。)が55,000円を超えるときは、支給単位期間につき、55,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額(その者が2以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、1か月当たりの運賃等相当額の合計額が55,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)とする。
- (2) 通勤のため自動車等の交通手段を使用することを常例とする教職員にあっては、次に掲げる教職員の区分に応じて、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額とする。
- | | |
|--|---------|
| ア 自動車等の使用距離(以下この号において「使用距離」という。)が片道5キロメートル未満である教職員 | 2,000円 |
| イ 使用距離が片道5キロメートル以上10キロメートル未満である教職員 | 4,100円 |
| ウ 使用距離が片道10キロメートル以上15キロメートル未満である教職員 | 6,500円 |
| エ 使用距離が片道15キロメートル以上20キロメートル未満である教職員 | 8,900円 |
| オ 使用距離が片道20キロメートル以上25キロメートル未満である教職員 | 11,300円 |
| カ 使用距離が片道25キロメートル以上30キロメートル未満である教職員 | 13,700円 |
| キ 使用距離が片道30キロメートル以上35キロメートル未満である教職員 | 16,100円 |
| ク 使用距離が片道35キロメートル以上40キロメートル未満である教職員 | 18,500円 |
| ケ 使用距離が片道40キロメートル以上45キロメートル未満である教職員 | 20,900円 |
| コ 使用距離が片道45キロメートル以上50キロメートル未満である教職員 | 21,800円 |
| サ 使用距離が片道50キロメートル以上55キロメートル未満である教職員 | 22,700円 |
| シ 使用距離が片道55キロメートル以上60キロメートル未満である教職員 | 23,600円 |
| ス 使用距離が片道60キロメートル以上である教職員 | 24,500円 |
- (3) 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする教職員にあっては、第1号及び第2号に掲げる額の合計額(1か月当たりの運賃等相当額及び前号に定める額の合計額が55,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち、最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)とする。ただし、自動車等の使用距離が2キロメートル未満である教職員に支給する通勤手当の月額は、第1号により算出した額とし、その額が前号に定める額に満たないときは、前号に定める額とする。
- (4) 前3号に規定する通勤手当は、徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離(一般に利用しうる最短の経路の長さによるものとする。)が片道2キロメートル未満である者には支給しない。
- 2 通勤手当は、支給単位期間(大学が別に定める通勤手当にあっては、別に定める期間)に係る最初の月の第4条に定める日に支給する。
- 3 通勤手当を支給される教職員につき、離職その他の別に定める事由が生じた場合には、当該教職員に、支給単位期間のうちこれらの事由が生じた後の期間を考慮して別に定める額を返納させるものとする。
- 4 この条において「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として6か月を超えない範囲内で1か月を単位として別に定める期間(自動車等に係る通勤手当にあっては、1か月)をいう。
- 5 前4項に規定するもののほか、通勤手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

(高所作業手当)

- 第30条 高所作業手当は、大学の施設部に所属する教職員が地上15メートル以上の足場の不安定な場所で、営繕工事の監督に従事した場合に、これを支給する。
- 2 前項の手当の額は、作業に従事した日1につき、200円(当該作業が地上30メートル以上の場所で行われたときは、300円)とし、作業に従事した時間が4時間に満たないときは、その額に100分の60を乗じて得た額とする。

(爆発物取扱等作業手当)

- 第31条 爆発物取扱等作業手当は、教職員のうち一般職基本給表(一)の適用を受ける教職員が高压ガスを製造し、又は充填する

作業に直接従事した場合に、これを支給する。

- 2 前項の手当の額は、作業に従事した日1につき300円とし、作業に従事した時間が4時間に満たないときは、180円とする。

(死体処理手当)

第32条 死体処理手当は、次の各号に掲げる場合に支給するものとし、その手当の額は作業に従事した日1につき、当該各号に定める額とする。ただし、同一の日において第1号及び第2号の作業の双方に従事した場合には、第2号の作業に係る手当を支給しない。

- (1) 医学部又は医学系研究科に所属する教職員のうち一般職基本給表の適用を受ける教職員が、所属部局における死体の処理作業に従事したとき。 3,200円
(2) 一般職基本給表の適用を受ける教職員が、教育研究に必要な死体の外部からの引き取り又は搬送の作業に従事したとき。 1,000円

(放射線取扱手当)

第33条 放射線取扱手当は、次に掲げる業務に従事した場合に、これを支給する。

- (1) 診療放射線技師又は診療エックス線技師若しくはこれに準ずる勤務を命じられているエックス線助手が、エックス線その他放射線を人体に対して照射する作業に従事して、月の初日から末日までの間に外部放射線を被ばくし、その実効線量が100マイクロシーベルト以上であったことが測定により認められたとき。
(2) 前号に規定する場合のほか、大阪大学放射線障害予防通則第2条に定める施設の管理区域内において、放射線業務を行う教職員が、月の初日から末日までの間に外部放射線を被ばくし、その実効線量が100マイクロシーベルト以上であったことが測定により認められたとき。

- 2 前項の手当の額は、同項に規定する場合に該当することとなった月1月につき7,000円とする。

(異常圧力内作業手当)

第34条 異常圧力内作業手当は、教職員が高気圧治療室内において高圧の下で診療又は臨床実験の作業に従事した場合に、これを支給する。

- 2 前項の手当の額は、次の表に掲げる気圧の区分に応じ、作業に従事した時間1時間につき同表に定める額とする。

気圧の区分	手当額
0.2メガパスカルまで	210円
0.3メガパスカルまで	560円
0.3メガパスカルを超えるとき	1,000円

(夜間看護等手当)

第35条 夜間看護等手当は、助産師、看護師又は准看護師が、所定の勤務時間による勤務の一部又は全部が午後10時から翌日午前5時までの間(以下「深夜」という。)に行われる看護等の業務に従事した場合に、これを支給する。

- 2 前項の手当の額は、その勤務1回につき、次の表に定める額とする。

勤務の区分	
勤務時間が深夜の全部を含む勤務	9,000円
深夜における勤務時間が4時間以上の勤務	4,400円
深夜における勤務時間が2時間以上4時間未満の勤務	3,800円
深夜における勤務時間が2時間未満の勤務	2,600円

- 3 助産師、看護師又は准看護師(徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満である教職員及び第29条第1項第2号の規定に該当し、同条の規定による手当の支給を受けている教職員を除く。)が深夜における勤務の交替に伴う通勤を行う場合における第1項の業務に係る手当額については、前項の規定にかかわらず、教職員の区分に応じて、次の表に定める額を加算した額とする。

教職員の区分	手当額
通勤距離(通勤手当の認定にかかる総通勤距離をいう。以下同じ。)が片道5キロメートル未満の教職員	380円
通勤距離が片道5キロメートル以上10キロメートル未満の教職員	760円
通勤距離が片道10キロメートル以上の教職員	1,140円

(ドクターへリ搭乗手当)

第35条の2 ドクターへリ搭乗手当は、教育職基本給表(一)の適用者であつて医師免許証を有する者、及び医療職基本給表(B)の適用者が、救急現場等から医療機関に搬送するまでの間、患者に救命医療を行うためにドクターへリ(救急医療用の医療機器等を装備したヘリコプターをいう。)に搭乗し、救急医療等の業務に従事した場合に、これを支給する。

2 前項の手当の額は、その業務1回につき1,900円とする。

(超過勤務手当)

第36条 労働時間規程第5条第1項又は第6条第1項に基づき、超過勤務を命じられた教職員には、当該超過勤務を命じられた時間1時間につき、第7条に規定する勤務1時間当たりの給与額の100分の125(その勤務が深夜に行われた場合は、100分の150)を超過勤務手当として支給する。

2 前項の規定にかわらず、超過勤務を命じられた時間が労働時間規程第5条第1項又は第6条第1項に基づく休日勤務(法定休日における勤務を除く。)を命じられた時間を含め、1か月につき60時間を超える場合には、その超える部分について、勤務1時間当たりの給与額の100分の150(その勤務が深夜に行われた場合は、100分の175)を超過勤務手当又は次条に定める休日手当として支給する。

3 前2項の規定にかかわらず、管理職及び指定職のほか、労基法第41条第2号に規定する機密の事務を取り扱う者に該当する教職員には、超過勤務手当を支給しない。

(休日手当)

第37条 労働時間規程第5条第1項又は第6条第1項に基づき、休日勤務を命じられた教職員には、当該休日勤務を命じられた時間1時間につき、第7条に規定する勤務1時間当たりの給与額の100分の135(その勤務が深夜において行われるときは、100分の160)を休日手当として支給する。

2 前条第3項の規定は、休日手当について、これを準用する。

(夜勤手当)

第38条 労働時間規程第7条第1項に基づき、深夜に勤務することを命じられた教職員には、当該勤務を命じられた時間1時間につき、第7条に規定する勤務1時間当たりの給与額の100分の25を夜勤手当として支給する(前2条の規定により、深夜に勤務を命じられた時間を含めて、超過勤務手当又は休日手当が支給される場合を除く。)。

(宿直手当)

第39条 労働時間規程第10条に基づき、宿直又は日直を命じられた教職員には、別に定めるところにより、宿直手当を支給する。

(併給禁止)

第39条の2 第23条の規定により基本給の調整額を受ける教職員(別表第5第5号に係るものに限る。)には、放射線取扱手当は支給しない。

2 高所作業手当の支給される日については、爆発物取扱等作業手当は支給しない。ただし、支給されないこととなる爆発物取扱等作業手当の額が高所作業手当の額を超えるときは、爆発物取扱等作業手当を支給し、高所作業手当は支給しない。

第5章 給与の特例等

(休職期間中の給与)

第40条 教職員が業務災害に遭い、療養のため、就業規則第12条第1項第1号の規定に基づく休職に付された場合には、その休職の期間中、給与の全額(労災保険法第14条に規定する休業補償給付(休業特別支給金を含む。)を受けたときは、これを控除した額)を支給する。

2 前項に規定する場合を除き、教職員が就業規則第12条第1項第1号に基づく休職に付された場合には、その休職の期間中、給与を支給しない。教職員が刑事事件に関して起訴され、就業規則第12条第1項第2号の規定に基づく休職に付された場合も、同様とする。

3 教職員が就業規則第12条第1項第3号及び第4号の規定に基づく休職に付された場合には、その休職の期間中、基本給、基本給の調整額、扶養手当、地域手当、住居手当(以下「基本給等の月額」という。)、期末手当及び期末特別手当のそれぞれ100分の70(就業規則第12条第1項第3号に該当する場合であって当該教職員が業務災害に遭ったと認められるときは、100分の100)の範囲内で、給与を支給することができる。

4 教職員が就業規則第12条第1項第5号の規定に基づく休職に付された場合には、その休職の期間中、基本給等の月額及び期末手当、期末特別手当のそれぞれ100分の100の範囲内で、給与を支給することができる。

5 休職期間中の教職員に対しては、他に別段の定めのない限り、第1項、第3項及び前項に規定する給与を除くほか、いかなる給与も支給しない。

(特別休暇の期間中における給与の取扱い)

第41条 労働時間規程第22条に規定する特別休暇の期間中における給与の取扱いについては、別に定める。

(給与の減額)

第42条 教職員が勤務しなかった場合には、他に別段の定めのない限り、第7条に規定する勤務1時間当たりの給与額にその勤務しなかった時間数を乗じて得た額を減額して、給与を支給する。

第6章 規程の実施

(実施に関し必要な事項)

第43条 この規程の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この規程は、平成16年4月14日から施行し、平成16年4月1日から適用する。
(給与の口座振込の同意に係る経過措置)
- 2 国立大学法人法(平成15年法律第112号。以下「国大法」という。)附則第4条の規定により、大学がその身分を承継した教職員(以下「承継職員」という。)のうち、この規程が適用される日(以下「適用日」という。)の前日において、その同意に基づき給与の口座振込を行っていた者については、本規程第5条第3項の規定にかかわらず、その適用日以降に支給される給与についても、口座振込について同意があつたものとする。
(調整手当の異動保障廃止に伴う経過措置)
- 3 承継職員のうち、適用日の前日において、一般職の職員の給与に関する法律(昭和25年法律第95号。以下「給与法」という。)第11条の7の規定に基づく認定を受けていた者については、本規程第27条の規定にかかわらず、その適用日以降においても、給与法第11条の7の規定により、調整手当を支給する。
(住居手当のうち単身赴任手当受給者の配偶者に係る住居手当廃止に伴う経過措置)
- 4 承継職員のうち、この規程の適用日の前日において、給与法第11条の9第1項第3号の規定に基づく認定を受けていた者については、平成19年3月31日までの間に限り、本規程第28条の規定にかかわらず、給与法第11条の9第1項第3号の規定により、住居手当を支給する。ただし、その支給要件を喪失した場合は、この限りではない。
(通勤手当の特別料金廃止に伴う経過措置)
- 5 承継職員のうち、この規程の適用日の前日において、給与法第12条第3項の規定に基づく認定を受けていた者については、平成19年3月31日までの間に限り、本規程第29条の規定にかかわらず、給与法第12条第3項により、通勤手当を支給する。ただし、その支給要件を喪失した場合は、この限りではない。
(単身赴任手当の廃止に伴う経過措置)
- 6 承継職員のうち、この規程の適用日の前日において、給与法第12条の2の規定に基づく認定を受けていた者については、平成19年3月31日までの間に限り、単身赴任手当を支給する。ただし、その支給要件を喪失した場合は、この限りではない。
(休職期間中の給与に関する経過措置)
- 7 承継職員のうち、この規程の適用日の前日において、休職に付されていた者については、第40条第2項から第4項までの規定にかかわらず、その休職期間中(延長期間を含む。)、従前の例により、給与を支給する。
(経過措置に係る支給日)
- 8 前5項の手当の支給日については、第4条第4項の規定を準用する。
(大学院担当による調整数3の廃止に伴う経過措置)
- 9 承継職員のうち、この規程の適用日において、人事院規則9-6(俸給の調整額)第1条第2項の規定の適用を受けたとした場合に、同規則別表第1第10号(1)の支給要件を満たす者に対する調整額は、第23条の規定にかかわらず、平成17年3月31日までの間に限り、別表第6に定める当該職務の級に対応した調整基本額を調整額として支給する。ただし、その支給要件を喪失した場合は、この限りではない。
(大学院担当による調整数1の支給要件変更に伴う経過措置)
- 10 承継職員のうち、この規程の適用日において、別表第5の支給要件を適用すれば、その要件を満たさない者のうち、平成15年度において大学院学生の指導等に従事していたものについては、その者が平成16年度以降においても引き続き大学院の学生を指導する場合に限り、第23条の規定を準用し、基本給の調整額を支給する。
(平成16年4月1日付け退職者に関する特例)
- 11 承継職員のうち、平成16年4月1日付けで大学を退職した者(他の国立大学法人等に転出した者を含む。)については、第6条及び第14条第1項の規定は適用しないものとする。
(入試手当に関する特例)
- 12 第3条第3項の規定にかかわらず、当分の間、入試関係の業務に従事した教員(指定職の適用を受けている者及び管理職手当を支給されている者は除く。)に対しては、その業務内容及び法人化前の大阪大学における類似の業務に係る手当の支給状況等を考慮して、入試手当を支給することができるものとする。
(特別赴任手当に関する特例)
- 13 第3条第3項の規定にかかわらず、当分の間、大学が遠隔地に居住する者を教職員として採用した場合において、同人がやむを得ず家族と別居せざるを得ないときは、3年間を上限として、特別赴任手当を支給することができるものとする。ただし、附則第6項の適用を受ける者については、特別赴任手当を支給しないものとする。

附 則

この改正は、平成16年6月23日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

附 則

この改正は、平成17年1月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成17年1月19日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

附 則

この改正は、平成17年4月18日から施行し、改正後の附則第13項の規定は、平成17年4月1日から適用する。

附 則

この改正は、平成17年5月16日から施行し、平成17年4月1日から適用する。

附 則

この改正は、平成17年12月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この改正は、平成18年4月1日から施行する。
(職務の級の切替え)
- 2 平成18年4月1日（以下「切替日」という。）の前日から引き続き大学に在職する教職員の切替日における職務の級については別に定める。
(号俸の切替え)
- 3 前項の規定により切替日における職務の級を定められる教職員及び切替日の前日から引き続き指定職基本給表の適用を受けている教職員の切替日における号俸については別に定める。
(基本給月額に関する経過措置)
- 4 切替日の前日から引き続き同一の基本給表の適用を受ける教職員で、その者の受ける第11条に規定する基本給月額が、同日において受けている別表第1-Aから第4-Aまでに規定する暫定基本給月額（その額が改定された場合には、当該改定額。以下同じ。）に達しない者については、平成26年3月31日までの間、基本給月額のほか、その差額に相当する額を基本給として支給することができるものとする。ただし、第11項に定める場合のほか、当該差額相当額を基本給として支給することが適当と認められない場合は、この限りでない。
- 5 切替日の前日から引き続き基本給表の適用を受ける教職員（前項に規定する教職員を除く。）について、同項の規定による基本給を支給される教職員との権衡上必要があると認められるときは、当該教職員には、同項の規定に準じて基本給を支給することができるものとする。
- 6 切替日以降に新たに基本給表の適用を受ける教職員について、雇用の事情等を考慮して前2項の規定による基本給を支給される教職員との権衡上必要があると認められるときは、前2項の規定に準じて基本給を支給することができるものとする。
- 7 前3項の規定を適用する場合における当該教職員の基本給月額及び暫定基本給月額には、教育職基本給表（一）に定める加給金額は含まないものとし、第23条第4項の規定の適用については、同項中「基本給月額の100分の25」とあるのは、「基本給月額と暫定基本給月額との差額の合計額の100分の25」とする。
(基本給の調整額に関する経過措置)
- 8 第23条に規定する基本給の調整額の支給を受ける教職員のうち、次の各号のいずれかに該当する者で、別表第6に規定する調整基本額が、別表第6-Aに規定する暫定調整基本額に達しないものについては、第10項に掲げる期間、調整基本額のほか、その差額に相当する額に、同項各号に定める乗率及び当該教職員に係る調整数をそれぞれ乗じて得た額を、基本給の調整額として支給することができるものとする。
 - (1) 切替日の前日から引き続き大学に在職する教職員
 - (2) 切替日以降に新たに基本給表の適用を受ける教職員で、雇用の事情等を考慮して、前号の教職員との権衡上これに準じた取扱いをする必要があると認められる教職員
(加給金額に関する経過措置)
- 9 別表第2の教育職基本給表（一）に規定する加給金額の支給を受ける教職員のうち、前項各号のいずれかに該当する者で、その額が、別表第2-Aの教育職基本給表（一）に規定する暫定加給金額に達しないものについては、次項に掲げる期間、加給金額のほか、その差額に相当する額に、同項各号に定める乗率を乗じて得た額を加給金額として支給することができるものとする。
(基本給の調整額及び加給金額に関する経過措置の期間等)

10 前2項の経過措置の対象となる期間及びその乗率は、次のとおりとする。

- (1) 平成18年4月1日から平成19年3月31日まで 100分の100
- (2) 平成19年4月1日から平成20年3月31日まで 100分の75
- (3) 平成20年4月1日から平成21年3月31日まで 100分の50
- (4) 平成21年4月1日から平成22年3月31日まで 100分の25

(降格又は降給処分を受けた者に関する特例)

11 前7項の規定にかかわらず、切替日の前日におけるその者が属していた職務の級に相当する職務の級より下位の職務の級に降格された者、又は切替日の前日におけるその者が受けていた号俸に相当する号俸より下位の号俸に降給された者については、当該処分が切替日の前日に行われたものとして、第4項から第7項までの規定による基本給を、第8項から第10項までの規定による基本給の調整額又は加給金額を、それぞれ支給することができるものとする。

(平成22年1月1日までの間における昇給に関する特例)

12 平成19年1月1日の昇給時期においては、第14条第1項中「1年間」とあるのは「9月間」、同条第2項中「4号俸」とあるのは「2号俸」、「3号俸」とあるのは「1号俸」として、これを適用する。

13 平成20年1月1日、平成21年1月1日及び平成22年1月1日の昇給時期においては、第14条第2項中「4号俸」とあるのは「3号俸」、「3号俸」とあるのは「2号俸」として、これを適用する。

(55歳を超える教職員の昇給に関する経過措置)

14 第14条第3項本文の規定にかかわらず、平成20年1月1日の昇給時期以降、当分の間、55歳（技能又は労務の職務に従事する職員にあっては57歳）を超える教職員（教員については、歯学部附属歯科技工士学校の教員に限る。）のうち、年度末年齢が60歳以下の者については、当該規定を適用せず、同条第1項及び第2項の規定に基づき、昇給を行うものとする。ただし、その場合、第2項中「4号俸（一般職基本給表（一）の適用を受ける教職員でその職務の級が7級以上であるもの及び同表以外の各基本給表の適用を受ける教職員でその職務の級がこれに相当するものとして大学が認めた教職員にあっては、3号俸）」とあるのは「2号俸」（平成20年1月1日、平成21年1月1日及び平成22年1月1日の昇給時期においては「1号俸」）として、これを適用するものとする。

(地域手当に関する経過措置)

15 第27条の規定にかかわらず、当分の間、国立大学法人大阪大学任期付教職員退職手当規程第5条第5項の適用を受ける機関から大学に採用された者のうち、大学が必要と認めたものについては、所定の支給割合を乗じて得た月額の地域手当を支給することができるものとする。

附 則

この改正は、平成18年10月30日から施行する。

附 則

この改正は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

1 この改正は、平成19年4月1日から施行する。

（基本給の調整額に関する経過措置）

2 基本給月額に加給金額の加算を受ける教職員のうち、改正規程施行日（以下「施行日」という。）の前日において、助手として第23条の規定による基本給の調整額（別表第5第1号に係るものに限る。）を受けていた助教で、加給金額が、従前の例により算出した基本給の調整額に達しない者については、当分の間、その差額を加給金額に加算して支給することができるものとする。

(管理職手当に関する経過措置)

3 第24条の規定により管理職手当を支給される教職員のうち、改正後の管理職手当の額が次項に規定する経過措置基準額に達しないこととなる教職員には、当該管理職手当のほか、当該管理職手当と経過措置基準額との差額に相当する額に次の各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を管理職手当として支給する。

- (1) 平成19年4月1日から平成20年3月31日まで 100分の100
- (2) 平成20年4月1日から平成21年3月31日まで 100分の75
- (3) 平成21年4月1日から平成22年3月31日まで 100分の50
- (4) 平成22年4月1日から平成23年3月31日まで 100分の25

4 経過措置基準額とは、次の各号に掲げる教職員の区分に応じ、当該各号に定める額をいう。

- (1) 施行日の前日に適用されていた基本給表と同一の基本給表の適用を受ける教職員（以下「同一基本給表適用教職員」という。）であって、同日に属していた職務の級より下位の職務の級に属する教職員以外のもののうち、相当区分等教職員（同日において占めていた職責区分（以下「旧職責区分」という。）に相当する改正後の別表第7の職責区分欄に掲げる職責区分に対応する同表に掲げる基本給表及び職務の級を占める教職員 同日にその者が受けている管理職手当額

- (2) 同一基本給表適用教職員であって、施行日の前日に属していた職務の級より下位の職務の級に属する教職員以外のもののうち、下位区分等相当教職員（旧職責区分より低い区分に相当する改正後の別表第7の職責区分欄に掲げる職責区分に対応する同表に掲げる基本給表及び職務の級を占める教職員をいう。以下同じ。）同日に当該旧職責区分より低い区分に相当する改正後の別表第7の職責区分欄に掲げる区分を適用したとしたならばその者が受けることとなる管理職手当額
- (3) 同一基本給表適用教職員であって、施行日の前日に属していた職務の級より下位の職務の級に属するもののうち、相当区分等教職員 同日にその者が当該下位の職務の級に降格したとしたならばその者が受けることとなる管理職手当額
- (4) 同一基本給表適用教職員であって、施行日の前日に属していた職務の級より下位の職務の級に属するもののうち、下位区分等相当教職員 同日にその者が当該下位の職務の級に降格し、かつ、旧区分より低い区分に相当する改正後の別表第7の職責区分欄に掲げる区分を適用したとしたならばその者が受けることとなる管理職手当額
- (5) 施行日以後に基本給表の適用を異にする異動をした教職員（施行日以降に新たに基本給表の適用を受けることとなった教職員を除く。） 施行日の前日に当該異動をしたものとした場合に前各号の規定に準じてその者が受けることとなる管理職手当額
- 5 第2項から前項までの規定にかかわらず、施行日以降に新たに基本給表の適用を受けることとなった教職員で、雇用の事情等を考慮してその必要があると認められる教職員には、前項までの教職員との均衡上これに準じた取扱いをすることができる。

附 則

この改正は、平成19年10月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この改正は、平成19年12月1日から施行し、平成19年4月1日から適用する。
(平成19年4月1日からこの附則の施行日（以下「施行日」という。）の前日までの間に新たに基本給表の適用を受けることとなった教職員の特例措置)
- 2 平成19年4月1日から施行日の前日までの間に新たに基本給表の適用を受けることとなった教職員の前項の規定は、当該基本給表の適用日以降とする。ただし、大学が特に必要と認める場合はこの限りでない。

附 則

この改正は、平成20年1月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成19年12月26日から施行する。

附 則

この改正は、平成20年5月2日から施行し、平成20年1月1日から適用する。

附 則

この改正は、平成20年12月22日から施行する。

附 則

この改正は、平成21年4月27日から施行する。

附 則

この改正は、平成21年12月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この改正は、平成22年12月1日から施行する。
(55歳を超える教職員の基本給月額等)
- 2 教職員（次の表の左欄に掲げる基本給表の適用を受け、かつその職務の級が同表の右欄に掲げる職務の級以上である者に限る。）が55歳に達した日後における最初の4月1日以後に適用する基本給表は、次項に掲げる者を除き、別表第1-IIから別表第3-IIを適用する。

基本給表	職務の級
------	------

一般職基本給表（一）	6級
教育職基本給表（一）	5級
医療職基本給表（A）	6級
医療職基本給表（B）	6級

- 3 附則（平成18年4月1日施行）第4項の規定の適用を受ける者のうち、55歳を超えるものについては、当該年齢に達した日後における最初の4月1日以後、別表第1-IIから別表第3-IIまでに規定する基本給月額が、平成18年4月1日（以下「切替日（平成18年4月）」という。）の前日に受けている職務の級及び号俸に対応する別表第1-II-Aから別表第3-II-Aまでに規定する55歳を超える教職員にかかる暫定基本給月額（その額が改定された場合には、当該改定額。以下同じ。）に達しない場合には、同項の規定にかかわらず、平成26年3月31までの間、基本給月額のほか、その差額に相当する額を基本給として支給することができるものとする。ただし、第7項に定める場合のほか、当該差額相当額を基本給として支給することが適当と認められない場合は、この限りでない。
- 4 切替日（平成18年4月）の前日から引き続き基本給表の適用を受ける教職員（前項に規定する教職員を除く。）について、前項の規定による基本給を支給される教職員との権衡上必要があると認められるときは、当該教職員には、同項の規定に準じて基本給を支給することができるものとする。
- 5 この附則の施行日以後に新たに基本給表の適用を受ける教職員について、雇用の事情等を考慮して前2項の規定による基本給を支給される教職員との権衡上必要があると認められるときは、前2項の規定に準じて基本給を支給することができるものとする。
- 6 前3項の規定を適用する場合における当該教職員の基本給月額及び55歳を超える教職員にかかる暫定基本給月額は、教育職基本給表（一）に定める加給金額は含まないものとし、第23条第4項中「基本給月額の100分の25」とあるのは「基本給月額と55歳を超える教職員にかかる暫定基本給月額との差額の合計額の100分の25」として、これを適用する。
 （降格又は降給された者（55歳を超える教職員に限る）に関する特例）
- 7 前4項の規定にかかわらず、切替日（平成18年4月）の前日におけるその者が属していた職務の級に相当する職務の級より下位の職務の級に降格された者、又は切替日（平成18年4月）の前日におけるその者が受けている号俸に相当する号俸より下位の号俸に降給された者については、当該降格等が切替日（平成18年4月）の前日に行われたものとして、基本給、基本給の調整額又は加給金額を、それぞれ支給することができるものとする。
 （55歳を超える教職員の管理職手当額）
- 8 第24条の規定にかかわらず、第2項から第5項までの規定が適用される教職員に対する管理職手当の月額は、当該教職員に適用される基本給表、職務の級及び職責区分に応じて、別表第7-IIに掲げる管理職手当額とする。
- 9 前項の規定にかかわらず、附則（平成19年4月1日施行）第3項又は第5項の適用を受ける者にかかる管理職手当については、平成23年3月31までの間、第3項第4号中「100分の25」とあるのは「100分の24.625」として、これを適用する。
 （平成23年4月1日における号俸の調整）
- 10 平成23年4月1において43歳に満たない教職員（職務の級における最高の号俸を受ける教職員及び指定職基本給表の適用を受ける教職員を除く。）のうち、平成22年1月1日に昇給した教職員（その他これに準ずる者を含む。）の平成23年4月1日における号俸を1号俸上位の号俸とすることができるものとする。

附 則

この改正は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成23年3月22日から施行し、平成22年9月1日から適用する。

附 則

（施行期日）

- 1 この改正は、平成23年11月28日から施行し、平成23年3月11日から適用する。
 （災害応急作業等手当）
- 2 第3条第3項の規定にかかわらず、当分の間、大規模な自然災害等に対処するための作業に従事した教職員には、別に定めることにより、災害応急作業等手当を支給する。
- 3 第7条第2項の規定にかかわらず、第36条から第38条までに規定する勤務1時間当たりの給与額は、当該勤務が、災害応急作業等手当が支給されることとなる作業に該当する場合は、当該業務に係る勤務1時間当たりの手当の額（その額を8で除した額）を同条第1項に定める額に加算した額とする。
 （併給禁止）
- 4 災害応急作業等手当が支給されることとなる日については、第33条第1項各号に規定する外部放射線の実効線量測定対象期間から除外することとする。

附 則

この改正は、平成24年1月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この改正は、平成24年4月1日から施行する。
(平成24年4月1日における号俸の調整)
- 2 平成24年4月1日において36歳に満たない教職員（職務の級における最高の号俸を受ける教職員及び指定職基本給表の適用を受ける教職員を除く。）のうち、平成19年1月1日、平成20年1月1日又は平成21年1月1日に昇給した教職員（その他これに準ずる者を含む。）の平成24年4月1日における号俸を1号俸（ただし、同日において30歳に満たない教職員のうち、大学が必要と認める者にあっては、2号俸）上位の号俸とすることができるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この改正は、平成24年7月1日から施行する。
(教職員の基本給等に係る特例)
- 2 第10条の規定による基本給の支給にあたっては、平成26年3月31日までの間、基本給月額（附則（平成18年4月1日施行）第4項から第6項まで及び附則（平成22年12月1日施行）第2項から第5項までの規定による基本給を含む。）から、当該基本給月額（教育職基本給表（一）に定める加給金額は含まない。以下同じ。）に次の表の左欄に掲げる「基本給表」及び同表の中欄に掲げる「職務の級」の区分に応じそれぞれ同表の右欄に定める割合（以下「支給減額率」という。）を乗じて得た額を減ずる。

基本給表	職務の級	割 合
一般職基本給表（一）	1～ 2級	100分の4.77
	3～ 6級	100分の7.77
	7～10級	100分の9.77
一般職基本給表（二）	1～ 3級	100分の4.77
	4～ 5級	100分の7.77
教育職基本給表（一）	1～ 2級	100分の4.77
	3～ 4級	100分の7.77
	5級	100分の9.77
教育職基本給表（二）	1～ 2級	100分の4.77
	3級	100分の7.77
医療職基本給表（A）	1～ 2級	100分の4.77
	3～ 7級	100分の7.77
	8級	100分の9.77
医療職基本給表（B）	1～ 2級	100分の4.77
	3～ 6級	100分の7.77
	7級	100分の9.77
指定職基本給表		100分の9.77

- 3 第24条の規定による管理職手当の支給にあたっては、平成26年3月31日までの間、管理職手当の月額（附則（平成22年12月1日施行）第8項の規定による管理職手当の月額を含む。）から、当該管理職手当の月額に100分の10を乗じて得た額を減ずる。
- 4 第27条の規定による地域手当の支給にあたっては、平成26年3月31日までの間、当該地域手当の月額（附則（平成18年4月1日施行）第15項の規定による地域手当の月額を含む。）から、次の各号に定める額を減ずる。
 - (1) 当該教職員の基本給月額に対する地域手当の月額に当該教職員の支給減額率を乗じて得た額
 - (2) 当該教職員の管理職手当の月額に対する地域手当の月額に100分の10を乗じて得た額
- 5 第36条から第38条まで及び第42条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、平成26年3月31日までの間、第7条の規定にかかわらず、同条の規定により算出した額から、次の各号に定める額を減じた額とする。
 - (1) 基本給月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を1か月当たりの平均所定労働時間数で除して得た額に当該教職員の支給減額率を乗じて得た額
 - (2) 当該教職員の管理職手当の月額を1か月当たりの平均所定労働時間数で除して得た額に100分の10を乗じて得た額
- 6 第40条の規定による休職期間中の給与の支給にあたっては、同条の規定により支給する給与額から、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める額を減ずる。

- (1) 第40条第1項の規定により給与を支給する場合 第2項から第4項までの規定により減ずることとされる額
 - (2) 第40条第3項又は第4項の規定により給与を支給する場合 第2項及び第4項の規定により減ずることとされる額に第40条第3項又は第4項により当該教職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額
- 7 前項までの規定により給与の支給にあたって減ずることとされる額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

附 則

この改正は、平成24年12月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この改正は、平成25年4月1日から施行する。
(特別教授手当)
- 2 第3条第3項の規定にかかわらず、当分の間、特に本学に顕著な貢献があるものと総長が認める者には、別に定めるところにより、特別教授手当を支給することができる。
- 3 前項の規定により特別教授手当が支給される場合は、第7条第1項の規定にかかわらず、第36条から第38条まで及び第42条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、基本給及び基本給の調整額並びにこれらの給与に対する地域手当、管理職手当、医師等調整手当及び特別教授手当の月額の合計額を1か月当たりの平均所定労働時間数で除して得た額とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この改正は、平成25年4月1日から施行する。
(平成25年4月1日における号俸の調整)
- 2 平成25年4月1日において31歳以上39歳未満の教職員（職務の級における最高の号俸を受ける教職員及び指定職基本給表の適用を受ける教職員を除く。）のうち、平成19年1月1日、平成20年1月1日又は平成21年1月1日に昇給した教職員（その他これに準ずる者を含む。）の平成25年4月1日における号俸を1号俸上位の号俸とすることができるものとする。

別表第1 一般職基本給表（第11条関係）

ア 一般職基本給表（一）

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
号俸	基本給月額									
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
1	135,600	185,800	222,900	261,900	289,200	320,600	366,200	413,000	464,600	529,500
2	136,700	187,600	224,800	264,000	291,500	322,900	368,800	415,500	467,700	532,500
3	137,900	189,400	226,700	266,000	293,800	325,200	371,400	418,000	470,800	535,700
4	139,000	191,200	228,500	268,100	296,100	327,500	374,000	420,500	473,900	538,900
5	140,100	192,800	230,200	270,200	298,200	329,800	376,300	422,400	476,900	542,100
6	141,200	194,600	232,100	272,300	300,500	331,900	378,800	424,700	480,000	544,500
7	142,300	196,400	234,000	274,400	302,800	334,100	381,300	426,900	483,100	547,000
8	143,400	198,200	235,800	276,500	305,100	336,300	383,800	429,100	486,200	549,500
9	144,500	200,000	237,500	278,600	307,300	338,600	386,400	431,200	489,100	552,000
10	145,900	201,800	239,400	280,700	309,600	340,800	389,100	433,300	492,200	553,900
11	147,200	203,600	241,200	282,800	311,900	343,000	391,800	435,400	495,300	555,700
12	148,500	205,400	243,100	284,900	314,200	345,200	394,500	437,600	498,400	557,600
13	149,800	207,000	244,900	287,000	316,400	347,200	397,100	439,500	501,200	559,400
14	151,300	208,900	246,800	289,100	318,600	349,300	399,400	441,400	503,600	560,900
15	152,800	210,800	248,600	291,200	320,800	351,400	401,700	443,400	506,000	562,400
16	154,400	212,700	250,400	293,300	323,000	353,500	404,100	445,400	508,400	563,900
17	155,700	214,600	252,200	295,400	325,200	355,500	406,000	447,300	510,800	565,300
18	157,200	216,500	254,200	297,500	327,300	357,500	408,000	449,100	512,300	566,500
19	158,700	218,400	256,200	299,600	329,400	359,500	409,900	450,900	513,800	567,700
20	160,200	220,300	258,200	301,700	331,400	361,400	411,800	452,700	515,300	568,900
21	161,600	222,000	260,100	303,800	333,500	363,500	413,700	454,500	516,500	570,100
22	164,300	223,900	262,000	305,900	335,600	365,400	415,500	456,000	518,000	
23	166,900	225,800	263,900	308,000	337,700	367,400	417,400	457,500	519,500	
24	169,500	227,700	265,700	310,100	339,800	369,400	419,400	459,000	521,000	
25	172,200	229,300	267,700	312,100	341,500	371,500	421,300	460,500	522,300	
26	173,900	231,100	269,600	314,200	343,500	373,500	422,800	461,900	523,400	
27	175,600	232,800	271,500	316,300	345,500	375,500	424,400	463,300	524,600	
28	177,300	234,600	273,400	318,400	347,500	377,500	426,000	464,600	525,800	
29	178,800	236,100	275,300	320,400	349,400	379,100	427,600	465,600	527,000	
30	180,600	237,600	277,200	322,500	351,300	380,900	428,900	466,400	527,900	
31	182,400	239,100	279,100	324,600	353,200	382,700	430,200	467,200	528,800	
32	184,200	240,600	281,000	326,700	355,100	384,400	431,500	468,000	529,700	
33	185,800	242,100	282,700	328,400	357,000	386,200	432,700	468,700	530,500	
34	187,300	243,600	284,600	330,400	358,800	387,600	434,000	469,500	531,400	
35	188,800	245,100	286,500	332,500	360,600	389,200	435,300	470,300	532,300	
36	190,300	246,700	288,400	334,600	362,300	390,800	436,500	471,100	533,200	
37	191,600	248,000	290,100	336,500	363,800	392,400	437,800	471,900	534,100	
38	192,900	249,600	291,900	338,500	365,100	393,600	438,700	472,700	535,000	
39	194,200	251,200	293,700	340,500	366,500	394,800	439,600	473,500	535,900	
40	195,500	252,800	295,500	342,500	367,900	396,000	440,500	474,300	536,800	
41	196,900	254,200	297,400	344,400	369,400	397,100	441,100	475,100	537,700	
42	198,200	255,600	299,100	346,300	370,300	398,300	441,900	475,800		
43	199,500	257,000	300,800	348,200	371,400	399,500	442,600	476,600		
44	200,800	258,400	302,500	350,100	372,500	400,700	443,400	477,400		
45	202,000	259,700	304,200	351,600	373,400	401,400	444,200	478,200		
46	203,300	261,100	305,900	353,100	374,300	402,100	445,000			
47	204,600	262,500	307,600	354,600	375,200	402,800	445,800			
48	205,900	263,900	309,300	356,100	376,100	403,500	446,600			
49	207,100	265,200	310,600	357,800	377,100	404,200	447,200			
50	208,200	266,400	312,200	358,700	377,900	404,900	448,000			
51	209,300	267,700	313,800	359,900	378,700	405,600	448,800			
52	210,400	269,000	315,400	360,900	379,500	406,300	449,600			
53	211,600	270,100	317,100	361,800	380,200	407,100	450,200			
54	212,600	271,400	318,700	362,900	380,900	407,800	451,000			
55	213,600	272,700	320,300	363,900	381,600	408,500	451,800			

イ 一般職基本給表（二）

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
号俸	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額
	円	円	円	円	円
1	121,600	172,600	194,500	247,300	279,200
2	122,500	174,100	195,900	248,700	281,100
3	123,500	175,600	197,300	250,100	283,000
4	124,400	177,100	198,700	251,500	284,900
5	125,400	178,500	200,100	252,700	286,800
6	126,400	180,000	201,600	254,000	288,700
7	127,400	181,500	203,100	255,300	290,600
8	128,400	183,000	204,600	256,600	292,500
9	129,200	184,500	206,100	257,700	294,200
10	130,200	185,700	207,700	259,000	296,000
11	131,200	187,000	209,300	260,300	297,800
12	132,300	188,300	210,900	261,600	299,600
13	133,100	189,700	212,300	262,700	301,200
14	134,100	190,800	214,000	263,900	302,900
15	135,100	192,000	215,700	265,100	304,600
16	136,100	193,200	217,400	266,200	306,300
17	137,200	194,400	218,900	267,400	307,900
18	138,400	195,600	220,100	268,600	309,600
19	139,600	196,700	221,300	269,800	311,300
20	140,800	197,800	222,500	271,000	313,000
21	141,900	198,800	223,800	272,000	314,300
22	143,100	200,000	225,400	273,100	315,700
23	144,300	201,200	227,000	274,200	317,100
24	145,500	202,400	228,600	275,300	318,600
25	146,700	203,600	230,300	276,400	320,200
26	148,200	204,900	231,800	277,500	321,700
27	149,700	206,200	233,300	278,600	323,200
28	151,200	207,500	234,800	279,700	324,700
29	152,600	208,800	236,200	280,800	326,300
30	154,100	210,100	237,600	281,900	327,600
31	155,600	211,400	239,000	283,000	328,900
32	157,100	212,700	240,400	284,100	330,100
33	158,600	213,600	241,700	285,000	331,200
34	160,400	215,000	243,100	286,100	332,300
35	162,200	216,300	244,500	287,200	333,400
36	164,000	217,700	245,900	288,300	334,600
37	165,800	218,800	247,200	289,000	335,800
38	167,500	220,100	248,600	289,900	337,000
39	169,200	221,400	250,000	290,800	338,200
40	170,900	222,700	251,400	291,800	339,400
41	172,500	223,800	252,600	292,700	340,500
42	173,900	225,000	253,900	293,700	341,700
43	175,300	226,200	255,200	294,700	342,900
44	176,700	227,400	256,500	295,700	344,100
45	178,200	228,600	257,600	296,500	345,100
46	179,600	229,800	258,800	297,400	346,200
47	181,000	231,000	260,000	298,300	347,300
48	182,400	232,200	261,200	299,200	348,400
49	183,700	233,400	262,500	299,900	349,500
50	184,900	234,600	263,700	300,700	350,500
51	186,100	235,800	264,900	301,500	351,500
52	187,300	237,000	266,000	302,300	352,500
53	188,400	238,200	267,100	302,900	353,400
54	189,500	239,200	268,300	303,700	354,300
55	190,600	240,200	269,500	304,400	355,200

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
56	191,700	241,200	270,700	305,100	356,100
57	192,800	242,300	271,700	305,800	356,900
58	193,900	243,300	272,800	306,600	357,800
59	195,000	244,300	273,900	307,400	358,700
60	196,100	245,300	275,000	308,200	359,600
61	197,200	246,300	276,100	308,800	360,400
62	198,100	247,200	277,200	309,500	361,300
63	199,000	248,100	278,300	310,200	362,200
64	199,900	249,000	279,400	310,900	363,100
65	200,600	250,000	280,300	311,400	363,700
66	201,400	250,800	281,100	312,000	364,300
67	202,200	251,600	281,900	312,600	364,900
68	203,000	252,400	282,800	313,200	365,500
69	203,600	253,200	283,700	313,800	365,900
70	204,200	253,800	284,500	314,300	
71	204,700	254,400	285,300	314,800	
72	205,300	255,000	286,100	315,300	
73	205,900	255,300	287,000	315,600	
74	206,600	255,700	287,800	316,100	
75	207,300	256,200	288,600	316,600	
76	208,100	256,700	289,400	317,100	
77	208,500	257,300	290,000	317,300	
78	209,200	257,800	290,600	317,700	
79	209,900	258,300	291,100	318,100	
80	210,600	258,800	291,500	318,500	
81	211,300	259,200	292,000	319,000	
82	212,000	259,500	292,500	319,400	
83	212,700	259,800	293,000	319,800	
84	213,400	260,100	293,500	320,200	
85	214,100	260,300	293,900	320,500	
86	214,800	260,700	294,500	320,900	
87	215,500	261,000	295,100	321,300	
88	216,200	261,300	295,700	321,700	
89	216,800	261,500	296,000	322,000	
90	217,400	261,700	296,500	322,400	
91	218,000	262,100	297,000	322,800	
92	218,600	262,300	297,500	323,200	
93	219,100	262,600	297,900	323,400	
94	219,600	263,000	298,400	323,800	
95	220,100	263,400	298,900	324,200	
96	220,600	263,800	299,400	324,600	
97	221,200	264,000	299,700	324,900	
98	221,700	264,300	300,200	325,300	
99	222,200	264,500	300,700	325,700	
100	222,700	264,800	301,200	326,100	
101	223,300	265,100	301,600	326,400	
102	223,900	265,300	302,000		
103	224,500	265,600	302,400		
104	225,100	265,900	302,800		
105	225,500	266,100	303,100		
106	226,000	266,400	303,500		
107	226,500	266,700	303,900		
108	227,000	267,000	304,300		
109	227,200	267,300	304,700		
110	227,600	267,600	305,100		
111	228,100	267,900	305,500		
112	228,600	268,200	305,900		
113	229,100	268,400	306,100		
114	229,600	268,700	306,500		

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
115	230,100	269,000	306,900		
116	230,600	269,300	307,300		
117	231,000	269,600	307,600		
118	231,400	269,900	308,000		
119	231,800	270,200	308,400		
120	232,200	270,500	308,800		
121	232,600	270,600	309,000		
122		270,900	309,400		
123		271,200	309,800		
124		271,500	310,200		
125		271,600	310,400		
126		271,900	310,800		
127		272,200	311,200		
128		272,500	311,600		
129		272,600	311,800		
130		272,900	312,200		
131		273,200	312,600		
132		273,500	313,000		
133		273,600	313,200		
134		273,900			
135		274,200			
136		274,500			
137		274,600			

別表第2 教育職基本給表（第11条関係）

ア 教育職基本給表（一）

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
号俸	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額
	円	円	円	円	円
加給金額	—	10,400	23,800	25,400	30,000
1	162,200	204,600	265,400	316,200	408,000
2	164,300	206,800	268,500	319,600	410,500
3	166,300	209,000	271,600	323,100	413,000
4	168,300	211,200	274,700	326,600	415,500
5	170,300	213,300	277,800	330,200	418,100
6	172,800	215,500	280,600	333,700	420,600
7	175,300	217,700	283,400	337,200	423,100
8	177,800	219,900	286,100	340,700	425,600
9	180,300	222,200	288,900	344,300	427,900
10	183,100	224,600	291,800	347,600	430,400
11	185,800	227,000	294,700	350,900	432,900
12	188,500	229,400	297,600	354,200	435,400
13	191,200	231,700	300,200	357,500	437,200
14	193,100	234,100	302,800	360,000	439,500
15	195,000	236,500	305,300	362,600	441,900
16	196,900	238,900	307,800	365,200	444,200
17	198,900	241,100	310,200	367,900	446,600
18	200,700	244,200	313,000	370,200	449,000
19	202,500	247,300	315,800	372,500	451,400
20	204,300	250,400	318,600	374,800	453,800
21	206,100	253,500	321,200	377,000	456,300
22	208,000	256,600	324,000	379,100	458,700
23	209,900	259,700	326,800	381,200	461,100
24	211,800	262,800	329,600	383,300	463,500
25	213,800	265,800	332,100	385,300	465,500
26	215,900	268,800	334,600	387,200	467,700
27	218,000	271,800	337,100	389,100	469,900
28	220,100	274,800	339,600	391,000	472,100
29	222,100	277,800	342,000	393,000	474,300
30	224,400	280,500	344,200	394,800	476,600
31	226,700	283,200	346,400	396,600	478,800
32	229,000	285,900	348,600	398,400	481,000
33	231,400	288,500	350,900	400,200	483,000
34	233,300	291,400	353,200	402,000	485,200
35	235,200	294,200	355,500	403,800	487,500
36	237,100	297,000	357,800	405,600	489,800
37	239,000	299,800	359,900	407,200	492,000
38	241,100	302,100	362,000	408,900	494,000
39	243,100	304,400	364,100	410,600	496,000
40	245,100	306,700	366,100	412,300	498,000
41	247,200	308,900	368,100	413,700	500,100
42	249,100	310,100	370,000	415,300	502,000
43	251,000	311,300	371,900	416,900	503,900
44	252,900	312,500	373,800	418,500	505,800
45	254,700	313,600	375,800	419,900	507,800
46	256,600	314,800	377,600	421,500	509,600
47	258,500	316,000	379,400	423,100	511,500
48	260,400	317,200	381,200	424,700	513,400
49	262,000	318,200	383,100	426,300	515,200
50	263,300	319,300	384,900	427,600	517,000
51	264,500	320,400	386,700	428,900	518,900
52	265,800	321,500	388,500	430,200	520,800
53	266,800	322,700	389,900	431,000	522,700
54	267,900	323,800	391,400	432,000	524,400

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
55	269,000	324,900	392,900	432,900	526,100
56	270,100	326,000	394,500	433,800	527,800
57	271,300	327,100	395,900	434,800	529,500
58	272,500	328,200	397,300	435,700	530,800
59	273,700	329,300	398,800	436,700	532,100
60	274,900	330,300	400,300	437,600	533,400
61	275,900	331,400	401,700	438,500	534,700
62	277,000	332,500	403,200	439,500	535,700
63	278,100	333,600	404,700	440,600	536,700
64	279,200	334,700	406,200	441,700	537,700
65	280,200	335,700	407,200	442,600	538,500
66	281,300	336,800	408,300	443,600	539,400
67	282,400	337,900	409,400	444,600	540,300
68	283,500	339,000	410,500	445,600	541,200
69	284,500	340,000	411,500	446,600	542,100
70	285,600	341,100	412,400	447,600	542,900
71	286,700	342,200	413,300	448,600	543,800
72	287,800	343,300	414,100	449,600	544,700
73	288,700	344,000	415,000	450,700	545,600
74	289,800	345,000	415,900	451,700	546,500
75	290,900	346,000	416,700	452,700	547,400
76	292,000	347,000	417,600	453,700	548,300
77	292,900	348,100	418,300	454,600	549,200
78	293,900	349,100	418,900	455,200	550,100
79	294,900	350,100	419,500	455,900	551,000
80	295,900	351,100	420,100	456,600	551,900
81	297,000	352,100	420,400	457,400	552,800
82	297,900	353,100	421,000	458,100	
83	298,800	354,100	421,600	458,800	
84	299,700	355,100	422,200	459,500	
85	300,600	355,700	422,600	460,000	
86	301,500	356,300	423,200	460,700	
87	302,400	356,900	423,800	461,400	
88	303,300	357,500	424,400	462,100	
89	303,900	358,200	424,900	462,600	
90	304,600	358,700	425,500	463,300	
91	305,300	359,100	426,100	463,900	
92	306,000	359,600	426,700	464,600	
93	306,700	360,100	427,000	465,100	
94	307,300	360,500	427,500	465,800	
95	307,900	361,000	428,000	466,500	
96	308,500	361,500	428,500	467,200	
97	309,200	362,100	429,100	467,700	
98	309,800	362,600	429,600	468,300	
99	310,400	363,100	430,100	469,000	
100	311,000	363,600	430,600	469,700	
101	311,400	364,000	431,000	470,200	
102	311,800	364,500	431,500		
103	312,200	365,000	432,000		
104	312,600	365,500	432,500		
105	312,900	366,000	433,100		
106	313,300	366,500	433,600		
107	313,600	367,000	434,100		
108	313,900	367,500	434,600		
109	314,300	368,100	435,200		
110	314,600	368,600	435,700		
111	315,000	369,100	436,200		
112	315,400	369,600	436,700		
113	315,700	370,200	437,300		

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
114	316,100	370,700	437,800		
115	316,500	371,200	438,300		
116	316,900	371,700	438,800		
117	317,100	372,100	439,400		
118	317,400	372,600			
119	317,800	373,100			
120	318,200	373,600			
121	318,500	373,900			
122	318,900	374,400			
123	319,300	374,900			
124	319,700	375,400			
125	319,900	375,800			
126	320,300	376,300			
127	320,700	376,800			
128	321,100	377,300			
129	321,300	377,800			
130	321,700	378,300			
131	322,100	378,800			
132	322,500	379,300			
133	322,700	379,800			
134	323,000	380,300			
135	323,400	380,800			
136	323,700	381,300			
137	323,800	381,800			
138	324,100	382,300			
139	324,400	382,800			
140	324,700	383,300			
141	325,100	383,800			
142	325,400				
143	325,700				
144	326,000				
145	326,400				
146	326,700				
147	327,000				
148	327,300				
149	327,700				
150	328,000				
151	328,300				
152	328,500				
153	328,800				
154	329,100				
155	329,400				
156	329,700				
157	330,100				

注 2級、3級、4級又は5級のいずれかの級に該当する者（2級該当者は助教の職にあるものに限る。）については、各級の号俸に定める金額に加給金額にある額を加算した額をもって、その基本給月額とする。

イ 教育職基本給表（二）

職務の級 号俸	1級 基本給月額	2級 基本給月額	3級 基本給月額
	円	円	円
1	171,100	205,800	265,400
2	173,700	207,900	268,500
3	176,300	210,000	271,600
4	179,000	212,100	274,700
5	181,700	214,000	277,800
6	184,500	216,100	280,700
7	187,300	218,200	283,600
8	190,200	220,300	286,400
9	193,100	222,500	289,100
10	196,100	224,900	292,000
11	199,000	227,300	294,900
12	201,900	229,700	297,800
13	204,600	231,900	300,200
14	206,300	234,200	302,800
15	208,000	236,500	305,300
16	209,700	238,800	307,800
17	211,400	241,200	310,400
18	213,200	244,300	313,600
19	215,000	247,400	316,800
20	216,800	250,500	320,000
21	218,700	253,500	323,000
22	220,700	256,600	326,100
23	222,700	259,700	329,200
24	224,700	262,800	332,300
25	226,500	265,800	335,500
26	228,500	268,800	338,500
27	230,500	271,800	341,500
28	232,500	274,800	344,500
29	234,300	277,800	347,400
30	236,300	280,300	350,000
31	238,300	282,800	352,600
32	240,300	285,300	355,200
33	242,300	287,700	357,800
34	244,400	290,300	360,000
35	246,500	292,800	362,300
36	248,600	295,300	364,600
37	250,600	297,600	366,900
38	252,600	300,100	369,200
39	254,600	302,600	371,500
40	256,600	305,100	373,800
41	258,400	307,500	376,100
42	259,800	309,900	378,200
43	261,200	312,300	380,300
44	262,600	314,700	382,400
45	263,900	316,900	384,400
46	265,200	319,400	386,400
47	266,400	321,900	388,400
48	267,600	324,400	390,400
49	268,700	326,900	392,200
50	270,000	329,300	394,000
51	271,300	331,600	395,800
52	272,600	334,000	397,600
53	273,800	336,300	398,800
54	275,000	338,300	400,500
55	276,200	340,300	402,200

職務の級	1級	2級	3級
56	277,400	342,300	403,900
57	278,500	344,300	405,400
58	279,900	346,300	407,100
59	281,300	348,300	408,800
60	282,700	350,300	410,500
61	283,900	352,200	412,000
62	285,300	354,100	413,600
63	286,700	356,000	415,200
64	288,100	357,900	416,800
65	289,300	359,900	418,200
66	290,600	361,800	419,200
67	291,900	363,700	420,200
68	293,200	365,500	421,200
69	294,600	367,200	422,200
70	295,700	369,000	423,200
71	296,800	370,800	424,300
72	297,900	372,600	425,300
73	299,100	374,200	426,000
74	300,200	375,800	426,900
75	301,300	377,400	427,900
76	302,400	379,000	428,900
77	303,300	380,700	429,900
78	304,300	382,400	430,900
79	305,300	384,100	431,900
80	306,300	385,800	432,900
81	307,100	387,400	433,600
82	308,000	389,000	434,500
83	308,900	390,600	435,400
84	309,800	392,200	436,200
85	310,600	393,300	437,200
86	311,400	394,600	438,100
87	312,200	396,000	439,000
88	313,100	397,400	439,900
89	314,000	398,700	440,700
90	314,800	399,900	441,300
91	315,600	401,000	441,900
92	316,400	402,200	442,400
93	317,100	403,200	442,900
94	317,800	404,300	443,500
95	318,500	405,400	444,100
96	319,200	406,500	444,700
97	319,600	407,400	445,100
98	320,000	408,400	445,700
99	320,400	409,400	446,300
100	320,800	410,400	446,900
101	321,100	411,200	447,300
102	321,600	412,200	
103	322,000	413,200	
104	322,400	414,200	
105	322,800	414,900	
106	323,300	415,700	
107	323,800	416,600	
108	324,300	417,500	
109	324,700	418,500	
110	325,200	419,400	
111	325,700	420,300	
112	326,200	421,200	
113	326,500	422,000	
114	327,000	422,600	

職務の級	1級	2級	3級
115	327,500	423,200	
116	328,000	423,800	
117	328,300	424,300	
118	328,700	424,900	
119	329,200	425,500	
120	329,700	426,100	
121	330,000	426,300	
122	330,500	426,900	
123	331,000	427,500	
124	331,500	428,100	
125	331,700	428,500	
126	332,200		
127	332,700		
128	333,200		
129	333,400		
130	333,900		
131	334,400		
132	334,800		
133	335,000		
134	335,500		
135	336,000		
136	336,500		
137	336,800		
138	337,200		
139	337,600		
140	338,000		
141	338,500		

別表第3 医療職基本給表（第11条関係）

ア 医療職基本給表（A）

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
号俸	基本給月額							
	円	円	円	円	円	円	円	円
1	140,300	178,200	213,600	241,900	279,700	328,700	375,200	442,800
2	141,700	179,800	215,200	243,500	281,900	330,800	377,900	445,400
3	143,100	181,400	216,800	245,100	284,100	333,000	380,600	448,000
4	144,500	183,000	218,400	246,700	286,300	335,200	383,300	450,600
5	145,700	184,500	220,000	248,100	288,500	337,400	385,900	453,200
6	147,500	186,100	221,700	249,700	290,700	339,600	388,600	455,800
7	149,200	187,700	223,400	251,200	292,900	341,800	391,300	458,400
8	150,900	189,300	225,100	252,800	295,100	344,000	394,000	461,000
9	152,600	190,900	226,800	254,300	297,200	346,000	396,200	463,500
10	154,300	192,600	228,600	255,900	299,400	348,200	398,500	466,000
11	156,000	194,300	230,400	257,400	301,600	350,400	400,700	468,600
12	157,800	196,000	232,100	258,900	303,800	352,600	403,000	471,200
13	159,300	197,600	233,900	260,400	306,100	354,400	405,100	473,700
14	161,200	199,200	235,500	262,300	308,200	356,400	407,100	475,200
15	163,200	200,800	237,100	264,200	310,300	358,400	409,200	476,600
16	165,100	202,400	238,700	266,000	312,400	360,400	411,400	478,100
17	167,000	204,000	240,100	267,700	314,600	362,400	413,300	479,700
18	168,900	205,700	241,700	269,600	316,700	364,500	415,300	481,200
19	170,800	207,400	243,200	271,500	318,800	366,500	417,400	482,700
20	172,700	209,100	244,800	273,400	320,900	368,600	419,500	484,200
21	174,600	210,600	246,300	275,200	323,100	370,500	421,300	485,700
22	176,100	212,200	247,900	277,100	325,100	372,600	422,900	487,200
23	177,600	213,800	249,400	279,000	327,100	374,700	424,500	488,700
24	179,100	215,400	250,900	280,900	329,100	376,800	426,100	490,200
25	180,700	217,000	252,400	282,900	331,100	378,300	427,600	491,800
26	182,200	218,600	254,100	284,800	333,100	380,100	428,900	493,300
27	183,700	220,200	255,800	286,700	335,100	381,900	430,200	494,800
28	185,200	221,800	257,500	288,600	337,100	383,700	431,500	496,300
29	186,800	223,400	259,200	290,600	338,900	385,500	432,900	497,900
30	188,100	225,100	261,000	292,500	340,700	387,000	434,200	499,100
31	189,400	226,800	262,800	294,400	342,500	388,700	435,500	500,300
32	190,700	228,500	264,600	296,300	344,300	390,400	436,700	501,500
33	192,100	230,100	266,100	298,100	346,100	391,900	437,900	502,800
34	193,500	231,700	267,900	299,900	348,000	393,200	439,200	503,800
35	194,900	233,200	269,700	301,700	349,900	394,500	440,500	504,800
36	196,300	234,800	271,500	303,500	351,800	395,800	441,800	505,800
37	197,500	236,400	273,200	305,200	353,600	396,900	443,100	506,800
38	198,800	238,000	274,900	306,900	355,300	398,100	443,900	
39	200,100	239,600	276,600	308,600	357,000	399,200	444,700	
40	201,400	241,200	278,300	310,300	358,700	400,400	445,500	
41	202,600	242,700	280,000	312,100	359,900	401,200	446,100	
42	203,800	244,200	281,700	313,800	361,100	402,000	446,900	
43	205,000	245,700	283,400	315,500	362,300	402,800	447,700	
44	206,200	247,200	285,100	317,200	363,500	403,600	448,500	
45	207,500	248,600	286,800	318,500	364,700	404,100	449,100	
46	208,600	250,200	288,500	320,000	365,600	404,800	449,900	
47	209,700	251,800	290,200	321,500	366,800	405,500	450,700	
48	210,800	253,400	291,900	323,100	367,900	406,200	451,500	
49	211,900	255,000	293,400	324,600	369,000	407,000	452,100	
50	212,900	256,400	295,000	325,900	370,000	407,700	452,900	
51	213,900	257,800	296,600	327,200	371,000	408,400	453,700	
52	214,900	259,200	298,200	328,500	372,000	409,100	454,500	
53	215,700	260,500	299,600	329,600	372,800	409,700	455,100	
54	216,700	261,900	301,100	330,600	373,700	410,400		
55	217,600	263,300	302,600	331,700	374,600	411,100		

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
56	218,600	264,700	304,100	332,800	375,500	411,800		
57	219,500	265,800	305,500	333,300	376,100	412,400		
58	220,400	267,100	306,800	334,200	376,900	413,100		
59	221,300	268,400	308,100	335,000	377,700	413,800		
60	222,200	269,700	309,500	335,900	378,500	414,500		
61	223,200	270,800	310,800	336,700	379,000	414,800		
62	224,200	272,100	312,100	337,100	379,700	415,400		
63	225,200	273,400	313,400	337,800	380,400	416,100		
64	226,300	274,700	314,700	338,500	381,100	416,800		
65	227,000	275,900	316,100	339,100	381,700	417,300		
66	227,900	277,000	316,900	339,800	382,400			
67	228,800	278,100	317,700	340,500	383,100			
68	229,700	279,200	318,500	341,200	383,800			
69	230,400	280,300	319,100	341,900	384,300			
70	231,100	281,400	319,800	342,500	384,900			
71	231,800	282,500	320,500	343,100	385,500			
72	232,500	283,600	321,100	343,700	386,100			
73	233,300	284,500	321,900	344,000	386,700			
74	234,100	285,200	322,200	344,600	387,300			
75	234,900	285,900	322,800	345,200	387,900			
76	235,700	286,700	323,400	345,800	388,500			
77	236,300	287,500	324,000	346,300	389,000			
78	236,900	288,100	324,500	346,800	389,600			
79	237,500	288,700	325,000	347,300	390,200			
80	238,100	289,300	325,500	347,800	390,800			
81	238,600	290,000	326,100	348,200	391,500			
82	239,000	290,500	326,600	348,600	392,100			
83	239,400	291,000	327,100	349,000	392,700			
84	239,800	291,500	327,600	349,400	393,300			
85	240,300	291,700	328,100	349,900	394,000			
86		291,900	328,500	350,300				
87		292,100	328,800	350,700				
88		292,300	329,200	351,100				
89		292,700	329,600	351,500				
90		292,900	330,000	351,900				
91		293,100	330,400	352,300				
92		293,300	330,800	352,600				
93		293,700	331,300	353,000				
94		293,900	331,600	353,400				
95		294,100	332,000	353,800				
96		294,400	332,400	354,100				
97		294,800	332,600	354,600				
98		295,100	333,000	355,000				
99		295,400	333,400	355,400				
100		295,700	333,800	355,800				
101		296,000	334,000	356,300				
102		296,300	334,400	356,700				
103		296,600	334,800	357,100				
104		296,900	335,000	357,500				
105		297,200	335,100	358,000				
106			335,500					
107			335,900					
108			336,300					
109			336,500					
110			336,900					
111			337,300					
112			337,700					
113			337,900					

イ 医療職基本給表 (B)

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
号俸	基本給月額						
	円	円	円	円	円	円	円
1	153,300	180,500	229,300	254,700	285,600	332,100	378,400
2	154,700	182,600	231,100	255,900	287,600	334,300	381,100
3	156,200	184,700	232,900	257,200	289,600	336,500	383,800
4	157,600	186,800	234,700	258,500	291,600	338,700	386,500
5	159,000	188,900	236,300	259,600	293,400	340,900	388,700
6	160,500	191,300	237,800	261,000	295,300	343,100	391,100
7	162,000	193,600	239,300	262,300	297,200	345,300	393,500
8	163,500	195,900	240,800	263,700	299,100	347,500	395,800
9	164,800	198,300	242,200	265,100	301,100	349,300	397,900
10	166,500	199,700	243,600	266,400	303,000	351,300	400,000
11	168,100	201,100	245,000	268,000	304,900	353,300	402,200
12	169,700	202,500	246,400	269,600	306,800	355,300	404,600
13	171,200	203,900	247,700	271,200	308,600	357,500	406,700
14	173,200	205,400	249,000	272,800	310,400	359,600	408,800
15	175,200	206,900	250,300	274,400	312,200	361,700	411,000
16	177,200	208,400	251,600	276,000	314,000	363,800	413,200
17	179,400	209,800	252,600	277,600	315,900	365,900	415,300
18	181,500	211,300	254,000	279,100	317,600	368,000	417,500
19	183,600	212,800	255,300	280,600	319,300	370,100	419,700
20	185,700	214,300	256,600	282,100	321,000	372,200	421,900
21	187,800	215,700	257,800	283,700	322,700	374,000	423,800
22	190,000	217,400	259,200	285,300	324,300	376,100	425,700
23	192,200	219,100	260,600	286,900	325,900	378,200	427,600
24	194,400	220,800	262,000	288,500	327,500	380,300	429,500
25	196,500	222,300	263,500	289,900	329,200	382,300	431,300
26	197,800	224,000	265,100	291,700	330,700	384,000	433,000
27	199,100	225,700	266,600	293,500	332,300	385,900	434,700
28	200,400	227,400	268,200	295,300	333,900	387,800	436,300
29	201,600	229,200	269,800	296,900	335,400	389,700	437,600
30	202,900	230,700	271,400	298,600	336,900	391,600	439,200
31	204,200	232,200	273,000	300,300	338,400	393,500	440,800
32	205,500	233,700	274,600	302,000	339,900	395,400	442,400
33	206,800	235,200	276,200	303,500	341,600	397,100	444,100
34	208,100	236,600	277,700	305,100	343,200	398,800	445,700
35	209,400	238,000	279,200	306,700	344,800	400,600	447,300
36	210,700	239,400	280,700	308,300	346,400	402,400	448,900
37	212,100	240,700	282,300	309,900	348,100	404,000	450,300
38	213,500	242,000	283,800	311,500	349,700	405,800	451,800
39	214,900	243,300	285,300	313,100	351,300	407,600	453,300
40	216,300	244,600	286,800	314,700	352,900	409,400	454,800
41	217,500	245,600	288,400	316,300	354,100	411,000	456,100
42	218,900	246,900	290,000	317,800	355,600	412,700	457,000
43	220,300	248,100	291,600	319,300	357,100	414,400	457,900
44	221,700	249,400	293,200	320,800	358,600	416,000	458,800
45	223,100	250,600	294,600	322,100	360,200	417,500	459,800
46	224,600	252,000	296,100	323,500	361,400	419,100	460,700
47	226,100	253,400	297,600	324,900	362,900	420,600	461,600
48	227,600	254,800	299,100	326,400	364,200	422,200	462,500
49	228,900	256,200	300,500	327,700	365,600	423,800	463,500
50	230,300	257,700	301,900	329,100	367,000	425,400	464,200
51	231,700	259,100	303,300	330,400	368,400	427,000	465,000
52	233,100	260,500	304,700	331,800	369,800	428,600	465,800
53	234,400	262,000	306,200	333,200	371,300	430,100	466,700
54	235,700	263,600	307,600	334,600	372,500	431,600	467,500
55	237,000	265,200	309,000	336,000	373,700	433,100	468,300

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
56	238,300	266,700	310,400	337,400	374,900	434,600	469,100
57	239,500	268,300	311,600	338,300	376,000	435,700	470,000
58	240,800	269,900	312,900	339,600	377,000	436,600	
59	242,000	271,500	314,200	340,800	378,000	437,500	
60	243,300	273,100	315,600	342,100	379,000	438,400	
61	244,500	274,700	316,800	343,300	379,700	439,300	
62	245,800	276,200	318,100	344,300	380,500	440,200	
63	247,100	277,700	319,400	345,600	381,300	441,100	
64	248,400	279,200	320,700	346,900	382,100	442,000	
65	249,600	280,800	322,000	348,000	383,000	442,900	
66	250,900	282,300	323,300	349,200	383,800	443,700	
67	252,300	283,800	324,600	350,400	384,600	444,500	
68	253,700	285,300	325,900	351,500	385,400	445,300	
69	254,800	286,600	326,700	352,500	386,200	446,100	
70	256,100	288,100	327,800	353,600	386,900		
71	257,400	289,600	328,900	354,700	387,600		
72	258,700	291,100	329,800	355,800	388,300		
73	260,100	292,400	331,100	356,700	389,000		
74	261,400	293,800	331,900	357,800	389,600		
75	262,700	295,200	333,100	358,900	390,200		
76	264,000	296,600	334,300	360,000	390,800		
77	265,100	298,100	335,400	360,800	391,200		
78	266,300	299,400	336,600	361,600	391,800		
79	267,600	300,700	337,800	362,400	392,400		
80	268,900	302,000	339,000	363,200	393,000		
81	270,000	302,900	340,100	363,900	393,500		
82	271,100	304,100	341,200	364,500	394,100		
83	272,200	305,300	342,300	365,100	394,700		
84	273,300	306,600	343,400	365,700	395,300		
85	274,200	307,700	344,300	366,400	395,800		
86	275,300	308,900	345,300	367,000	396,400		
87	276,400	310,100	346,300	367,600	397,000		
88	277,500	311,300	347,300	368,200	397,600		
89	278,600	312,600	348,400	368,600	398,000		
90	279,600	313,800	349,200	369,200	398,500		
91	280,600	315,000	350,000	369,800	399,100		
92	281,600	316,200	350,800	370,400	399,700		
93	282,600	317,100	351,600	370,700	400,200		
94	283,600	317,800	352,300	371,200			
95	284,600	318,500	353,000	371,700			
96	285,600	319,100	353,700	372,200			
97	286,500	319,800	354,200	372,800			
98	287,300	320,200	354,700	373,300			
99	288,100	320,900	355,200	373,800			
100	289,000	321,600	355,700	374,300			
101	289,800	322,000	356,200	374,900			
102	290,600	322,600	356,700	375,400			
103	291,400	323,200	357,200	375,900			
104	292,200	323,800	357,700	376,300			
105	292,900	324,200	358,000	376,900			
106	293,400	324,700	358,500	377,400			
107	293,900	325,200	359,000	377,900			
108	294,400	325,700	359,500	378,400			
109	294,600	326,100	360,000	379,000			
110	295,000	326,500	360,500	379,500			
111	295,200	326,900	361,000	380,000			
112	295,600	327,300	361,500	380,500			
113	295,900	327,700	362,000	381,100			
114	296,200	328,100	362,500				

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
115	296,600	328,500	363,000				
116	296,900	328,800	363,400				
117	297,200	329,100	363,800				
118	297,500	329,500	364,300				
119	297,800	329,900	364,800				
120	298,200	330,300	365,300				
121	298,500	330,500	365,700				
122	298,900	330,900	366,200				
123	299,300	331,300	366,700				
124	299,700	331,700	367,200				
125	299,900	331,900	367,600				
126	300,200	332,200					
127	300,600	332,600					
128	301,000	332,900					
129	301,200	333,000					
130	301,600	333,400					
131	302,000	333,800					
132	302,400	334,200					
133	302,600	334,500					
134	303,000	334,900					
135	303,400	335,300					
136	303,800	335,700					
137	304,000	336,000					
138	304,300	336,400					
139	304,700	336,800					
140	305,100	337,200					
141	305,300	337,500					
142	305,700	337,900					
143	306,100	338,300					
144	306,400	338,700					
145	306,500	339,000					
146	306,900	339,400					
147	307,300	339,800					
148	307,700	340,200					
149	307,900	340,500					
150	308,200	340,900					
151	308,500	341,300					
152	308,800	341,700					
153	309,200	342,000					
154	309,500						
155	309,700						
156	310,000						
157	310,400						
158	310,700						
159	311,000						
160	311,300						
161	311,700						
162	312,000						
163	312,300						
164	312,600						
165	313,000						
166	313,300						
167	313,600						
168	313,900						
169	314,300						

別表第4 指定職基本給表（第11条関係）

号俸	基本給月額
	円
1	720,000
2	776,000
3	834,000
4	912,000
5	984,000
6	1,055,000
7	1,129,000
8	1,198,000

別表第1-II 55歳を超える職員にかかる一般職基本給表

ア 一般職基本給表(一)

職務の級	6級	7級	8級	9級	10級
号俸	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額
	円	円	円	円	円
1	320,600	366,200	413,000	464,600	529,500
2	320,600	366,200	413,000	464,600	529,500
3	320,600	366,200	413,000	464,600	529,500
4	322,588	368,390	414,193	466,792	530,817
5	324,853	370,656	416,064	469,747	533,969
6	326,922	373,118	418,330	472,800	536,333
7	329,089	375,581	420,497	475,854	538,795
8	331,256	378,043	422,664	478,907	541,258
9	333,521	380,604	424,732	481,764	543,720
10	335,688	383,264	426,801	484,817	545,592
11	337,855	385,923	428,869	487,871	547,365
12	340,022	388,583	431,036	490,924	549,236
13	341,992	391,144	432,908	493,682	551,009
14	344,061	393,409	434,779	496,046	552,487
15	346,129	395,675	436,749	498,410	553,964
16	348,198	398,039	438,719	500,774	555,442
17	350,168	399,910	440,591	503,138	556,821
18	352,138	401,880	442,364	504,616	558,003
19	354,108	403,752	444,137	506,093	559,185
20	355,979	405,623	445,910	507,571	560,367
21	358,048	407,495	447,683	508,753	561,549
22	359,919	409,268	449,160	510,230	
23	361,889	411,139	450,638	511,708	
24	363,859	413,109	452,115	513,185	
25	365,928	414,981	453,593	514,466	
26	367,898	416,458	454,972	515,549	
27	369,868	418,034	456,351	516,731	
28	371,838	419,610	457,631	517,913	
29	373,414	421,186	458,616	519,095	
30	375,187	422,467	459,404	519,982	
31	376,960	423,747	460,192	520,868	
32	378,634	425,028	460,980	521,755	
33	380,407	426,210	461,670	522,543	
34	381,786	427,490	462,458	523,429	
35	383,362	428,771	463,246	524,316	
36	384,938	429,953	464,034	525,202	
37	386,514	431,233	464,822	526,089	
38	387,696	432,120	465,610	526,975	
39	388,878	433,006	466,398	527,862	
40	390,060	433,893	467,186	528,748	
41	391,144	434,484	467,974	529,635	
42	392,326	435,272	468,663		
43	393,508	435,961	469,451		
44	394,690	436,749	470,239		
45	395,379	437,537	471,027		
46	396,069	438,325			
47	396,758	439,113			
48	397,448	439,901			
49	398,137	440,492			
50	398,827	441,280			
51	399,516	442,068			
52	400,206	442,856			
53	400,994	443,447			
54	401,683	444,235			
55	402,373	445,023			

職務の級	6級	7級	8級	9級	10級
56	403,062	445,811			
57	403,653	446,402			
58	404,343	447,190			
59	405,032	447,978			
60	405,722	448,766			
61	406,313	449,357			
62	407,002				
63	407,692				
64	408,381				
65	408,677				
66	409,268				
67	409,957				
68	410,647				
69	411,139				
70	411,829				
71	412,518				
72	413,208				
73	413,700				
74	414,390				
75	415,079				
76	415,769				
77	416,261				

別表第2-II 55歳を超える教員にかかる教育職基本給表

ア 教育職基本給表(一)

職務の級	5級
号俸	基本給月額
	円
加給金額	30,000
1	408,000
2	408,000
3	408,000
4	409,268
5	411,829
6	414,291
7	416,754
8	419,216
9	421,482
10	423,944
11	426,407
12	428,869
13	430,642
14	432,908
15	435,272
16	437,537
17	439,901
18	442,265
19	444,629
20	446,993
21	449,456
22	451,820
23	454,184
24	456,548
25	458,518
26	460,685
27	462,852
28	465,019
29	467,186
30	469,451
31	471,618
32	473,785
33	475,755
34	477,922
35	480,188
36	482,453
37	484,620
38	486,590
39	488,560
40	490,530
41	492,599
42	494,470
43	496,342
44	498,213
45	500,183
46	501,956
47	503,828
48	505,699
49	507,472
50	509,245
51	511,117
52	512,988
53	514,860
54	516,534

職務の級	5級
55	518,209
56	519,883
57	521,558
58	522,838
59	524,119
60	525,399
61	526,680
62	527,665
63	528,650
64	529,635
65	530,423
66	531,309
67	532,196
68	533,082
69	533,969
70	534,757
71	535,643
72	536,530
73	537,416
74	538,303
75	539,189
76	540,076
77	540,962
78	541,849
79	542,735
80	543,622
81	544,508

注 号俸に定める金額に加給金額にある額を加算した額をもって、その基本給月額とする。

別表第3-II 55歳を超える職員にかかる医療職基本給表

ア 医療職基本給表 (A)

職務の級 号俸	6級 基本給月額	7級 基本給月額	8級 基本給月額
	円	円	円
1	328,700	375,200	442,800
2	328,700	375,200	442,800
3	328,700	375,200	442,800
4	330,172	377,551	443,841
5	332,339	380,112	446,402
6	334,506	382,771	448,963
7	336,673	385,431	451,524
8	338,840	388,090	454,085
9	340,810	390,257	456,548
10	342,977	392,523	459,010
11	345,144	394,690	461,571
12	347,311	396,955	464,132
13	349,084	399,024	466,595
14	351,054	400,994	468,072
15	353,024	403,062	469,451
16	354,994	405,229	470,929
17	356,964	407,101	472,505
18	359,033	409,071	473,982
19	361,003	411,139	475,460
20	363,071	413,208	476,937
21	364,943	414,981	478,415
22	367,011	416,557	479,892
23	369,080	418,133	481,370
24	371,148	419,709	482,847
25	372,626	421,186	484,423
26	374,399	422,467	485,901
27	376,172	423,747	487,378
28	377,945	425,028	488,856
29	379,718	426,407	490,432
30	381,195	427,687	491,614
31	382,870	428,968	492,796
32	384,544	430,150	493,978
33	386,022	431,332	495,258
34	387,302	432,612	496,243
35	388,583	433,893	497,228
36	389,863	435,173	498,213
37	390,947	436,454	499,198
38	392,129	437,242	
39	393,212	438,030	
40	394,394	438,818	
41	395,182	439,409	
42	395,970	440,197	
43	396,758	440,985	
44	397,546	441,773	
45	398,039	442,364	
46	398,728	443,152	
47	399,418	443,940	
48	400,107	444,728	
49	400,895	445,319	
50	401,585	446,107	
51	402,274	446,895	
52	402,964	447,683	
53	403,555	448,274	
54	404,244		
55	404,934		

職務の級	6級	7級	8級
56	405,623		
57	406,214		
58	406,904		
59	407,593		
60	408,283		
61	408,578		
62	409,169		
63	409,859		
64	410,548		
65	411,041		

イ 医療職基本給表 (B)

職務の級	6級	7級
号俸	基本給月額	基本給月額
	円	円
1	332,100	378,400
2	332,100	378,400
3	332,100	378,400
4	333,620	380,703
5	335,787	382,870
6	337,954	385,234
7	340,121	387,598
8	342,288	389,863
9	344,061	391,932
10	346,031	394,000
11	348,001	396,167
12	349,971	398,531
13	352,138	400,600
14	354,206	402,668
15	356,275	404,835
16	358,343	407,002
17	360,412	409,071
18	362,480	411,238
19	364,549	413,405
20	366,617	415,572
21	368,390	417,443
22	370,459	419,315
23	372,527	421,186
24	374,596	423,058
25	376,566	424,831
26	378,240	426,505
27	380,112	428,180
28	381,983	429,756
29	383,855	431,036
30	385,726	432,612
31	387,598	434,188
32	389,469	435,764
33	391,144	437,439
34	392,818	439,015
35	394,591	440,591
36	396,364	442,167
37	397,940	443,546
38	399,713	445,023
39	401,486	446,501
40	403,259	447,978
41	404,835	449,259
42	406,510	450,145
43	408,184	451,032
44	409,760	451,918
45	411,238	452,903
46	412,814	453,790
47	414,291	454,676
48	415,867	455,563
49	417,443	456,548
50	419,019	457,237
51	420,595	458,025
52	422,171	458,813
53	423,649	459,700
54	425,126	460,488
55	426,604	461,276

職務の級	6級	7級
56	428,081	462,064
57	429,165	462,950
58	430,051	
59	430,938	
60	431,824	
61	432,711	
62	433,597	
63	434,484	
64	435,370	
65	436,257	
66	437,045	
67	437,833	
68	438,621	
69	439,409	

別表第1-A 暫定一般職基本給表

ア-A 一般職基本給表 (一)

イーA 一般職基本給表（二）

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
号俸	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額
	円	円	円	円	円	円
1	—	163,414	181,452	198,794	223,569	251,515
2	119,406	170,070	187,299	204,740	230,407	258,651
3	123,082	175,931	193,046	210,884	237,245	265,885
4	126,857	181,891	198,695	217,326	244,281	273,813
5	130,632	187,156	204,641	223,470	250,822	281,741
6	134,705	192,024	210,785	230,110	257,560	289,867
7	139,374	196,991	217,227	236,254	264,101	298,191
8	144,142	202,256	222,975	242,002	270,245	306,219
9	150,003	207,421	229,020	247,551	275,894	314,047
10	155,963	211,875	234,767	253,299	281,245	321,480
11	163,116	217,227	240,218	258,551	286,597	328,912
12	169,772	222,182	245,768	263,606	291,849	335,849
13	175,434	226,939	250,723	268,561	297,101	342,786
14	180,898	231,695	255,777	273,416	301,957	348,732
15	185,567	236,452	260,533	278,074	306,516	354,778
16	189,938	240,515	264,993	282,732	310,975	360,624
17	194,309	244,479	269,651	286,597	315,138	366,174
18	198,083	248,146	274,209	290,065	319,399	371,426
19	201,173	251,317	278,471	293,236	323,363	376,282
20	204,046	253,596	282,038	296,110	326,930	380,742
21	207,019	255,678	284,615	298,885	330,300	385,102
22	209,794	257,560	286,795	301,462	333,372	389,165
23	212,569	258,849	289,074	304,137	335,750	392,336
24	215,245	260,236	291,056	306,516	338,228	
25	217,524	261,822	293,038	308,894	340,408	
26	219,605	263,506	294,921	310,876	342,786	
27	221,686	265,092	296,705	312,957	344,967	
28	223,866	266,777	298,588	314,840		
29	225,749	268,263	300,372	317,020		
30	227,731	269,849	302,255	319,201		
31	229,614	271,434	304,038	321,183		
32	231,200	273,119				
33		274,606				

別表第2-A 暫定教育職基本給表

ア-A 教育職基本給表（一）

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
号俸	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額
	円	円	円	円	円
加給金額	—	—	—	—	—
1	—	—	250,237	282,236	361,417
2	159,242	200,865	263,052	296,903	376,282
3	167,089	209,508	275,668	311,867	388,571
4	177,023	218,349	289,178	326,534	400,562
5	187,752	227,786	302,155	341,597	412,454
6	195,401	237,124	315,732	356,264	424,048
7	202,554	249,442	328,714	371,030	435,346
8	210,203	261,661	341,994	381,832	446,742
9	218,448	273,979	354,678	392,138	457,742
10	227,687	284,516	364,390	401,553	468,842
11	235,237	296,408	374,300	410,472	480,139
12	243,681	308,101	383,715	418,994	491,139
13	251,528	315,831	392,237	427,220	502,238
14	258,750	322,669	400,463	434,751	513,238
15	266,083	329,210	407,994	442,085	523,446
16	273,218	335,651	415,328	449,121	532,563
17	279,858	341,994	422,364	455,166	541,482
18	286,101	347,741	429,301	460,715	550,302
19	292,345	353,390	435,049	466,166	559,122
20	298,291	358,940	439,904	471,517	567,248
21	303,939	364,291	444,265	476,770	573,491
22	308,795	369,742	447,337	481,923	578,347
23	313,156	374,300	450,409	486,977	582,906
24	317,516	378,165	453,184	490,941	
25	320,984	381,039	456,256	494,211	
26	324,057	383,715	459,229	497,482	
27	327,030	386,589	462,301		
28	329,705	389,264	465,274		
29	331,885	392,039			
30	333,867	394,616			
31	335,949	397,391			
32	337,931	400,066			
33	339,913	402,940			
34	341,795	405,715			
35	343,777				
36	345,859				
37	347,940				
38	350,120				

イーA 教育職基本給表（二）

職務の級 号俸	1級 基本給月額	2級 基本給月額	3級 基本給月額
	円	円	円
1	—	202,057	250,237
2	167,884	210,203	263,052
3	178,315	218,647	275,668
4	189,540	227,985	289,476
5	200,865	237,223	302,651
6	207,620	249,442	316,327
7	214,872	261,661	331,093
8	222,620	273,979	345,759
9	230,369	285,606	360,624
10	238,316	298,489	371,327
11	246,561	311,074	381,634
12	254,707	323,759	392,039
13	262,020	336,345	401,454
14	269,452	348,732	410,472
15	276,984	357,552	418,697
16	284,020	366,372	426,526
17	291,056	375,093	433,859
18	297,696	383,318	440,895
19	303,939	391,246	446,941
20	309,390	398,778	452,193
21	314,543	406,508	457,148
22	319,300	413,841	461,706
23	324,057	420,877	466,364
24	328,219	426,823	471,022
25	332,084	431,976	474,490
26	335,453	436,931	477,662
27	337,931	441,490	480,932
28	340,210	446,148	
29	342,687	450,805	
30	345,363	454,175	
31	347,940	457,247	
32	350,417	460,319	
33	352,796		
34	355,174		
35	357,751		
36	360,327		
37	362,805		

別表第3-A 暫定医療職基本給表

ア-A 医療職基本給表 (A)

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
号俸	基本給月額							
	円	円	円	円	円	円	円	円
1	—	—	203,348	226,395	261,921	303,047	337,931	400,562
2	137,685	174,937	210,402	234,541	271,236	312,957	349,228	412,454
3	143,049	181,196	217,554	242,886	280,552	322,867	360,823	424,247
4	149,804	187,553	225,203	250,623	289,867	332,777	372,219	436,139
5	156,361	194,209	233,250	259,047	299,480	342,588	383,417	447,932
6	163,911	200,567	240,813	267,371	308,993	352,102	394,814	459,625
7	171,460	207,123	249,038	275,894	318,606	361,516	406,310	471,319
8	177,520	213,481	257,263	284,417	328,021	370,832	417,805	483,310
9	183,580	220,236	265,488	293,038	337,336	380,246	428,805	495,500
10	188,845	226,939	273,714	301,660	346,354	389,661	438,715	507,887
11	194,209	233,776	281,840	310,083	355,372	398,976	448,130	515,320
12	199,276	240,416	289,669	318,210	363,697	407,499	455,959	522,356
13	204,143	246,759	297,498	325,840	372,120	415,526	462,103	528,896
14	208,912	253,101	305,128	333,372	379,751	421,472	468,445	535,437
15	212,767	258,551	312,264	340,408	385,796	427,121	474,986	540,689
16	217,128	263,903	319,201	346,156	391,445	430,985	479,049	544,950
17	221,191	268,858	325,543	351,111	396,003	434,553	483,112	
18	225,353	273,912	331,489	355,669	400,463	438,418		
19	228,722	278,272	335,354	359,039	404,228	441,986		
20	231,596	282,633	339,318	362,507	407,499	445,553		
21	234,569	285,804	342,588	365,679	410,967			
22	236,849	288,281	345,264	368,453	414,337			
23	238,533	290,561	347,841	371,228	417,706			
24		292,146	350,120	373,507				
25		293,930	352,399	375,787				
26		295,615	354,381	378,264				
27		297,498	356,462	380,841				
28		299,182	358,543					
29			360,724					
30			362,904					

イ-A 医療職基本給表 (B)

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
号俸	基本給月額						
	円	円	円	円	円	円	円
1	—	—	218,746	240,899	271,038	307,011	338,922
2	150,500	177,123	225,601	248,051	279,362	316,228	350,219
3	156,063	185,467	233,349	255,303	287,786	326,138	361,715
4	161,824	194,706	240,502	262,020	296,011	336,246	373,012
5	167,983	200,269	247,654	269,452	304,534	346,156	384,508
6	176,030	206,130	254,290	277,083	313,056	355,769	396,201
7	184,375	211,991	261,425	284,714	321,183	365,183	408,192
8	193,017	218,548	268,660	292,444	329,408	374,399	419,391
9	198,083	225,402	275,894	300,273	336,940	384,012	430,292
10	203,249	233,051	283,426	308,201	344,273	393,724	440,697
11	208,514	240,204	290,858	315,732	351,705	403,436	450,905
12	213,879	246,759	298,291	323,165	358,940	412,553	459,724
13	219,442	253,993	305,525	330,201	366,372	420,877	467,454
14	225,203	261,128	312,462	336,940	373,507	429,400	475,085
15	231,064	268,263	319,201	343,678	380,940	437,526	482,716
16	236,155	275,398	325,543	350,120	387,877	445,157	489,554
17	241,704	282,633	331,786	356,363	394,418	452,688	494,211
18	247,155	289,669	337,633	362,507	400,264	460,319	498,373
19	252,903	296,408	343,381	368,453	404,922	467,157	502,139
20	258,155	303,246	349,129	373,805	408,886	471,716	
21	263,110	309,984	354,778	379,057	413,048	475,680	
22	268,065	315,930	360,228	383,913	416,814	479,148	
23	272,227	321,678	365,282	387,778	420,084		
24	276,588	327,426	370,039	391,048	422,562		
25	280,552	332,777	374,003	394,120			
26	284,615	336,642	377,273	397,291			
27	288,083	339,913	380,246	400,165			
28	291,155	342,786	383,021	402,544			
29	293,534	345,462	385,796				
30	295,615	347,543	388,472				
31	297,399	349,525	390,751				
32	299,282	351,408					
33	301,164	353,291					
34	303,047	355,372					
35	304,930	357,453					
36	306,813	359,633					
37	308,597	361,913					
38	310,678	364,093					
39	312,561						
40	314,543						
41	316,327						

別表第4-A 暫定指定職基本給表

号俸	基本給月額
	円
1	564,947
2	627,279
3	693,569
4	771,732
5	831,096
6	893,428
7	977,527
8	1,053,711
9	1,129,894
10	1,210,036
11	1,283,251

別表第1-II-A 55歳を超える職員にかかる暫定一般職基本給表

アーア 一般職基本給表(一)

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級	11級
号俸	基本給月額										
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
1	—	—	179,848	212,824	229,948	249,402	268,144	288,740	321,344	357,949	404,705
2	131,119	166,540	186,697	220,651	238,079	257,993	277,124	298,502	333,058	369,662	418,469
3	135,424	172,999	193,743	228,871	246,864	266,778	286,301	308,263	344,576	381,571	432,428
4	139,730	179,848	200,593	237,005	255,259	275,661	295,867	318,318	356,094	393,383	446,289
5	144,818	185,523	208,029	245,693	263,557	284,446	305,335	328,469	367,320	405,389	459,858
6	150,493	190,709	215,661	253,893	271,951	293,426	314,901	338,523	378,447	417,005	473,426
7	156,266	195,700	222,852	262,092	280,249	302,504	324,565	348,090	389,576	428,524	486,896
8	162,431	200,690	230,075	270,194	288,448	311,485	333,936	357,363	400,898	439,456	500,367
9	166,932	205,485	236,323	278,100	296,647	320,563	343,111	366,441	412,027	450,194	513,838
10	170,259	209,283	242,472	285,715	304,750	329,543	352,092	375,519	422,471	460,540	527,308
11	173,194	213,578	248,524	293,231	312,461	338,523	360,877	384,598	431,940	469,814	538,143
12	175,836	217,679	253,893	300,357	319,684	347,505	369,272	393,578	441,115	478,307	544,976
13	178,283	221,876	259,261	307,092	326,907	356,191	377,471	401,972	448,632	485,530	551,712
14	180,240	224,999	264,142	313,730	333,839	364,586	384,304	409,684	454,879	492,168	557,471
15	182,197	227,830	269,120	319,587	339,207	371,908	389,673	415,345	461,126	496,462	561,961
16	183,762	230,856	273,513	325,053	343,795	377,276	394,261	420,812	465,518		
17		233,687	277,418	328,567	347,700	382,157	398,361	424,521	469,716		
18		236,518	281,029	331,788	350,921	385,475	401,680	428,035	473,719		
19		238,275	284,153	334,716	353,654	388,892	405,292	431,842			
20			286,398	336,962	356,485	392,211	408,708	435,357			
21			288,155	339,109	358,925	395,530	412,124	438,870			
22			290,108	341,354	361,365	398,751	415,540				
23			291,962	343,502	363,805	402,070					
24			293,915	345,650	366,344	405,389					
25			295,769	347,992	368,784						
26			297,526	350,139	371,322						
27			299,380	352,385							
28			301,333	354,533							
29			303,187								
30			305,042								
31			306,897								
32			308,654								

注 5級以下の級については、附則(平成22年12月1日施行) 第3項から第7項まで適用時にのみ使用する。

別表第2-II-A 55歳を超える教員にかかる暫定教育職基本給表

アーア 教育職基本給表(一)

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
号俸	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額
	円	円	円	円	円
加給金額	—	—	—	—	—
1	—	—	246,484	278,003	355,996
2	156,854	197,853	259,107	292,450	370,638
3	164,583	206,366	271,533	307,189	382,743
4	174,368	215,074	284,841	321,636	394,554
5	184,936	224,370	297,623	336,474	406,268
6	192,470	233,568	310,997	350,921	417,688
7	199,516	245,701	323,784	365,465	428,816
8	207,050	257,737	336,865	376,105	440,041
9	215,172	269,870	349,358	386,256	450,876
10	224,272	280,249	358,925	395,530	461,810
11	231,709	291,962	368,686	404,315	472,937
12	240,026	303,480	377,960	412,710	483,772
13	247,756	311,094	386,354	420,812	494,705
14	254,869	317,829	394,457	428,230	505,540
15	262,092	324,272	401,875	435,454	515,595
16	269,120	330,617	409,099	442,385	524,575
17	275,661	336,865	416,029	448,339	533,360
18	281,810	342,525	422,862	453,805	542,048
19	287,960	348,090	428,524	459,174	550,736
20	293,817	353,556	433,306	464,445	558,740
21	299,380	358,827	437,602	469,619	564,889
22	304,164	364,196	440,627	474,695	569,672
23	308,459	368,686	443,653	479,673	574,163
24	312,754	372,493	446,387	483,577	
25	316,170	375,324	449,413	486,798	
26	319,197	377,960	452,341	490,020	
27	322,125	380,791	455,367		
28	324,760	383,426	458,295		
29	326,907	386,159			
30	328,859	388,697			
31	330,910	391,431			
32	332,863	394,066			
33	334,815	396,896			
34	336,669	399,630			
35	338,621				
36	340,672				
37	342,721				
38	344,869				

注 4級以下の級については、附則(平成22年12月1日施行) 第3項から第7項まで適用時にのみ使用する。

別表第3-II-A 55歳を超える職員にかかる暫定医療職基本給表

ア- A 医療職基本給表 (A)

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
号俸	基本給月額							
	円	円	円	円	円	円	円	円
1	—	—	200,298	223,000	257,993	298,502	332,863	394,554
2	135,620	172,313	207,246	231,023	267,168	308,263	343,990	406,268
3	140,904	178,479	214,291	239,243	276,344	318,024	355,411	417,884
4	147,557	184,740	221,825	246,864	285,519	327,786	366,636	429,597
5	154,016	191,296	229,752	255,162	294,988	337,450	377,666	441,214
6	161,453	197,559	237,201	263,361	304,359	346,821	388,892	452,731
7	168,889	204,017	245,303	271,756	313,827	356,094	400,216	464,250
8	174,858	210,279	253,405	280,151	323,101	365,270	411,538	476,061
9	180,827	216,933	261,506	288,643	332,276	374,543	422,373	488,068
10	186,013	223,535	269,609	297,136	341,159	383,817	432,135	500,269
11	191,296	230,270	277,613	305,432	350,042	392,992	441,409	507,591
12	196,287	236,810	285,324	313,437	358,242	401,387	449,120	514,521
13	201,081	243,058	293,036	320,953	366,539	409,294	455,172	520,963
14	205,779	249,305	300,552	328,372	374,055	415,150	461,419	527,406
15	209,576	254,673	307,581	335,302	380,010	420,715	467,862	532,579
16	213,872	259,945	314,413	340,964	385,574	424,521	471,864	536,776
17	217,874	264,826	320,660	345,845	390,063	428,035	475,866	
18	221,973	269,804	326,517	350,334	394,457	431,842		
19	225,292	274,098	330,324	353,654	398,165	435,357		
20	228,123	278,394	334,229	357,070	401,387	438,870		
21	231,051	281,517	337,450	360,194	404,803			
22	233,297	283,957	340,086	362,927	408,122			
23	234,956	286,203	342,624	365,660	411,441			
24		287,764	344,869	367,905				
25		289,522	347,114	370,151				
26		291,181	349,066	372,591				
27		293,036	351,116	375,129				
28		294,695	353,165					
29			355,314					
30			357,461					

注 5級以下の級については、附則(平成22年12月1日施行) 第3項から第7項まで適用時にのみ使用する。

イーA 医療職基本給表（B）

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
号俸	基本給月額						
	円	円	円	円	円	円	円
1	—	—	215,465	237,286	266,973	302,406	333,839
2	148,243	174,467	222,217	244,331	275,172	311,485	344,966
3	153,723	182,685	229,849	251,474	283,470	321,246	356,290
4	159,397	191,786	236,895	258,090	291,571	331,203	367,417
5	165,464	197,265	243,940	265,411	299,966	340,964	378,741
6	173,390	203,039	250,476	272,927	308,361	350,433	390,258
7	181,610	208,812	257,504	280,444	316,366	359,706	402,070
8	190,122	215,270	264,631	288,058	324,467	368,784	413,101
9	195,112	222,021	271,756	295,769	331,886	378,252	423,838
10	200,201	229,556	279,175	303,578	339,109	387,819	434,087
11	205,387	236,601	286,496	310,997	346,430	397,385	444,142
12	210,671	243,058	293,817	318,318	353,556	406,365	452,829
13	216,151	250,184	300,943	325,248	360,877	414,564	460,443
14	221,825	257,212	307,776	331,886	367,905	422,959	467,959
15	227,599	264,240	314,413	338,523	375,226	430,964	475,476
16	232,613	271,268	320,660	344,869	382,059	438,480	482,211
17	238,079	278,394	326,810	351,018	388,502	445,898	486,798
18	243,448	285,324	332,569	357,070	394,261	453,415	490,898
19	249,110	291,962	338,231	362,927	398,849	460,150	494,607
20	254,283	298,698	343,893	368,198	402,753	464,641	
21	259,164	305,335	349,457	373,372	406,853	468,545	
22	264,045	311,192	354,825	378,155	410,562	471,961	
23	268,144	316,853	359,803	381,962	413,783		
24	272,440	322,515	364,489	385,183	416,224		
25	276,344	327,786	368,393	388,209			
26	280,346	331,593	371,614	391,332			
27	283,762	334,815	374,543	394,163			
28	286,788	337,645	377,276	396,506			
29	289,131	340,281	380,010				
30	291,181	342,330	382,645				
31	292,939	344,283	384,890				
32	294,793	346,137					
33	296,647	347,992					
34	298,502	350,042					
35	300,357	352,092					
36	302,211	354,239					
37	303,969	356,485					
38	306,018	358,632					
39	307,873						
40	309,825						
41	311,583						

注 5級以下の級については、附則(平成22年12月1日施行) 第3項から第7項まで適用時にのみ使用する。

別表第5（第23条関係）適用区分表

勤務箇所	教職員	調整数
1. 大学院の研究科等	(1) 博士の学位を有するか又は博士前期課程(修士課程)修了後5年若しくは大学における6年の課程を修了した後6年の研究歴を有する助手	1
2. 医学部、医学系研究科及び附置研究所	(1) 危険な病原体又は危険な病原体に汚染された病変組織その他の物件を直接取り扱う業務に従事することを常例とする病理細菌技術者 (2) (1)に掲げる業務に従事することを主たる職務内容とする教職員	1
3. 人間科学研究科附属比較行動実験施設及び微生物病研究所	(1) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号) 第6条に定める感染症の病原体その他の危険な病原体を保有する動物の飼育又は当該動物について行う実験の業務に直接従事することを主たる職務内容とする教職員	1
4. 医学部附属病院及び歯学部附属病院	(1) 結核患者を専ら入院させるための病棟(以下「結核病棟」という。)又は精神病患者を専ら入院させるための病棟(以下「精神病棟」という。)に勤務する看護助手 (2) 結核病棟又は精神病棟に勤務する看護師長(当該病棟のみを担当している者に限る。)、看護師及び准看護師 (3) 結核患者又は精神病患者の診療に直接従事することを本務とする医師及び歯科医師 (4) 危険な病原体に汚染された検体を直接取り扱うことを常例とし、入院患者及び外来患者に直接接する病理細菌技術者 (5) 放射線による治療その他の放射線の照射の業務を入院患者及び外来患者に直接接して行うことを常例とする診療放射線技術者 (6) 精神病患者の作業療法に直接従事することを本務とする作業療法技術職員 (7) 危険な病原体及び汚物の付着した物件を直接取り扱うことを常態とする洗濯員 (8) 結核病棟、精神病棟又は集中的な監視及び治療を要する患者を専ら入院させるための病棟(以下「集中治療病棟」という。)に勤務する看護師長((2)に掲げる者を除く。)並びに集中治療病棟に勤務する看護師及び准看護師 (9) 集中治療病棟に入院している患者の診療に直接従事することを本務とする医師 (10) 集中治療病棟(脳卒中センター(脳卒中ケアユニット)に限る。)に勤務し、作業療法又は理学療法に直接従事することを本務とする作業療法技術職員又は理学療法技術職員 (11) 手術部(中央手術室)に勤務する看護師長、看護師及び准看護師 (12) 受付その他の窓口業務を外来患者及び入院患者に直接接して行うことを常態とする患者係事務教職員	3 2 1
5. 核物理研究センター	(1) 放射線発生装置(サイクロトロン)若しくは測定器その他の放射線発生装置に附属する実験設備の運転及び保守又はこれらを使用して行う実験及び研究(大学が別に定めるものに限る。)の業務に直接従事することを本務とする教職員 (2) 放射線発生装置(高エネルギー加速器等を除く。)を有する施設における放射線の安全管理、放射性物質の管理又は放射性廃棄物の処理の業務に直接従事することを本務とする教職員	1

別表第6 調整基本額（第23条関係）

ア 一般職基本給表（一）

職務の級	調整基本額
1級	6,500円
2級	8,400円
3級	9,600円
4級	10,200円
5級	10,600円
6級	11,100円
7級	12,000円
8級	12,700円
9級	14,300円
10級	15,900円

イ 一般職基本給表（二）

職務の級	調整基本額
1級	5,900円
2級	7,400円
3級	8,400円
4級	8,700円
5級	9,600円

ウ 教育職基本給表（一）

職務の級	調整基本額
1級	9,000円
2級	10,400円
3級	11,900円
4級	12,700円
5級	15,000円

エ 教育職基本給表（二）

職務の級	調整基本額
2級	11,200円

オ 医療職基本給表（A）

職務の級	調整基本額
1級	6,200円
2級	8,000円
3級	9,100円
4級	9,600円
5級	10,500円
6級	11,200円
7級	12,200円
8級	13,800円

カ 医療職基本給表（B）

職務の級	調整基本額
1級	8,000円
2級	9,400円
3級	9,700円
4級	10,000円
5級	10,300円
6級	11,600円
7級	12,500円

別表第6-A 暫定調整基本額

アーア 一般職基本給表(一)

職務の級	調整基本額
1級	5,087円。ただし、2号俸から16号俸まで5,100円
2級	6,484円。ただし、2号俸から9号俸まで6,500円
3級	8,479円。ただし、1号俸8,271円、2号俸から6号俸まで8,500円
4級	9,676円。ただし、1号俸から3号俸まで9,700円
5級	10,175円。ただし1号俸10,200円
6級	10,774円
7級	11,173円
8級	11,771円
9級	12,769円
10級	13,467円
11級	15,363円

イーア 一般職基本給表(二)

職務の級	調整基本額
1級	5,885円。ただし、2号俸5,409円、3号俸5,575円、4号俸5,746円、5号俸から18号俸まで 5,900円
2級	7,382円。ただし、1号俸から9号俸まで7,400円
3級	7,980円
4級	8,579円
5級	9,078円
6級	10,175円

ウーア 教育職基本給表(一)

職務の級	調整基本額
1級	9,277円。ただし、2号俸から13号俸まで9,300円
2級	10,973円。ただし、2号俸から9号俸まで11,000円
3級	12,569円。ただし、1号俸から4号俸まで12,600円
4級	13,467円
5級	16,061円

エーア 教育職基本給表(二)

職務の級	調整基本額
2級	11,771円。ただし、1号俸9,153円、2号俸9,522円、3号俸9,904円、4号俸10,327円、5号俸 10,746円、6号俸11,299円、7号俸及び8号俸11,800円

オーア 医療職基本給表(A)

職務の級	調整基本額
1級	6,085円。ただし、2号俸から14号俸まで6,100円
2級	7,980円。ただし、2号俸7,924円、3号俸から9号俸まで8,000円
3級	9,576円。ただし、1号俸9,211円、2号俸9,531円、3号俸から5号俸まで9,600円
4級	10,175円。ただし、1号俸から3号俸まで10,200円
5級	11,073円
6級	11,871円
7級	12,968円
8級	14,764円

カーア 医療職基本給表(B)

職務の級	調整基本額
1級	7,980円。ただし、2号俸6,817円、3号俸7,069円、4号俸7,330円、5号俸7,609円、6号俸 7,974円、7号俸から15号俸まで8,000円
2級	9,876円。ただし、2号俸8,023円、3号俸8,401円、4号俸8,820円、5号俸9,072円、6号俸 9,337円、7号俸9,603円、8号俸から11号俸まで9,900円
3級	10,175円。ただし、1号俸9,909円、2号俸から5号俸まで10,200円
4級	10,574円。ただし、1号俸から3号俸まで10,600円
5級	10,973円
6級	12,370円
7級	13,268円

別表第7 管理職手当額(第24条関係)

基本給表	職務の級	職責区分	管理職手当額（円）
一般職基本給表（一）	8	II種	94,000
		II種	88,500
		II種	83,100
	6	III種	72,700
		IV種	62,300
	5	III種	69,400
		IV種	59,500
教育職基本給表（一）	5	II種	300,000
		III種	250,000
		IV種	80,200
		V種	66,800
		VI種	42,800
	4	IV種	68,800
		V種	57,300
医療職基本給表（A）	8	IV種	72,600
	7	IV種	65,700
	6	IV種	62,300
	5	IV種	58,900
医療職基本給表（B）	7	II種	88,300
		III種	77,300
	6	II種	86,700
		III種	75,800
	5	II種	79,000
		III種	69,100
		IV種	59,200
	4	IV種	53,700

別表第7-II 55歳を超える教職員にかかる管理職手当額

基本給表	職務の級	職責区分	管理職手当額（円）
一般職基本給表（一）	8	II種	92,590
		7	87,173
		II種	81,854
	6	III種	71,610
		IV種	61,366
教育職基本給表（一）	5	II種	300,000
		III種	250,000
		IV種	78,997
		V種	65,798
		VI種	42,158
医療職基本給表（A）	8	IV種	71,511
	7	IV種	64,715
	6	IV種	61,366
医療職基本給表（B）	7	II種	86,976
		III種	76,141
	6	II種	85,400
		III種	74,663

別表第8 医師等調整手当(第25条関係)

期間の区分	手当の額
	円
1年未満	50,000
1年以上2年未満	50,000
2年以上3年未満	50,000
3年以上4年未満	50,000
4年以上5年未満	50,000
5年以上6年未満	50,000
6年以上7年未満	48,200
7年以上8年未満	46,400
8年以上9年未満	44,600
9年以上10年未満	42,800
10年以上11年未満	41,000
11年以上12年未満	39,200
12年以上13年未満	37,400
13年以上14年未満	35,600
14年以上15年未満	34,200
15年以上16年未満	32,800
16年以上17年未満	31,400
17年以上18年未満	30,000
18年以上19年未満	28,600
19年以上20年未満	27,200
20年以上21年未満	25,800
21年以上22年未満	25,200
22年以上23年未満	24,600
23年以上24年未満	23,700
24年以上25年未満	23,100
25年以上26年未満	22,500
26年以上27年未満	21,900
27年以上28年未満	21,300
28年以上29年未満	20,600
29年以上30年未満	20,300
30年以上31年未満	19,900
31年以上32年未満	19,300
32年以上33年未満	18,500
33年以上34年未満	17,600
34年以上35年未満	16,900
35年以上	0